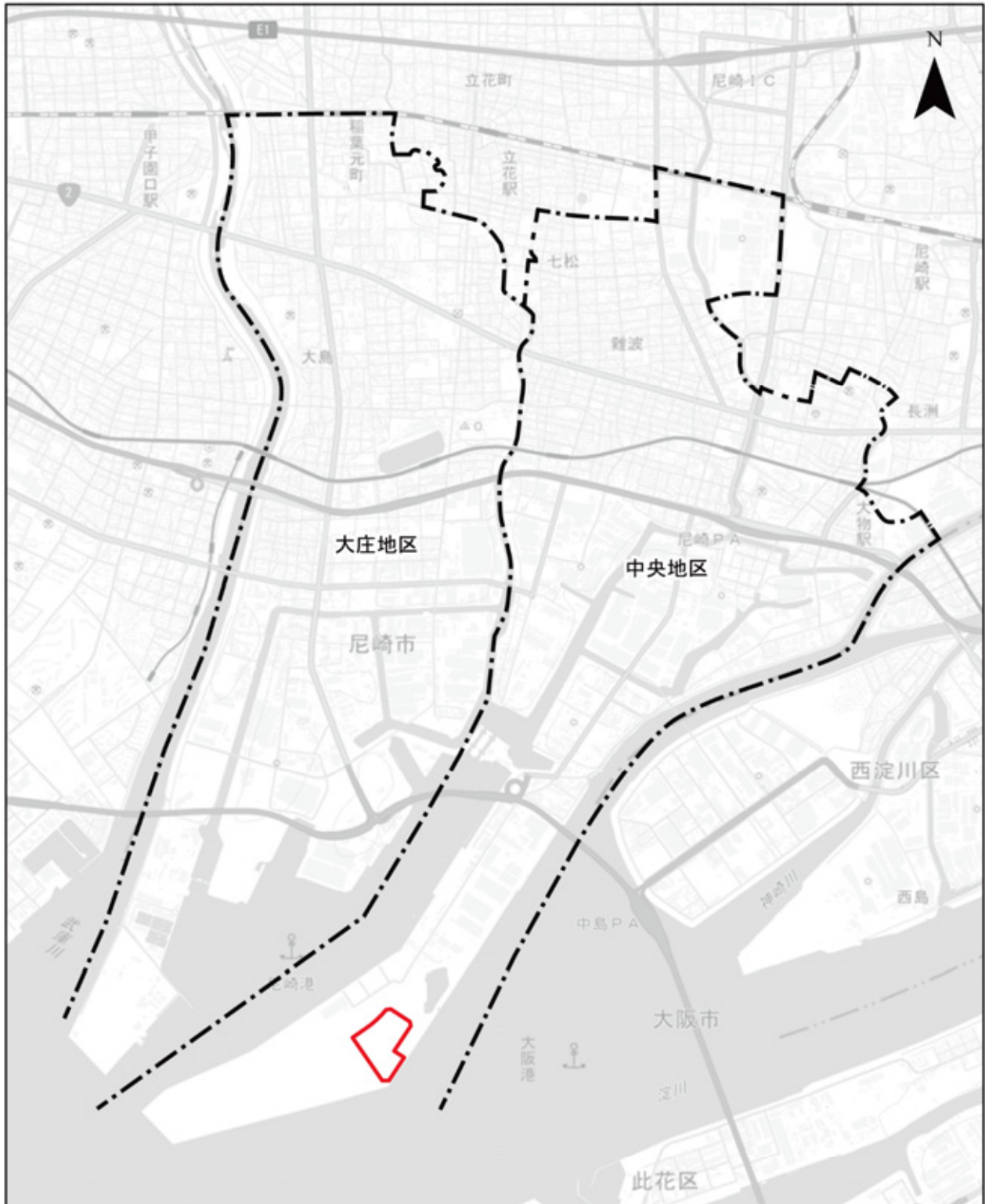


第3章 対象事業が実施される区域及びその周囲の概況

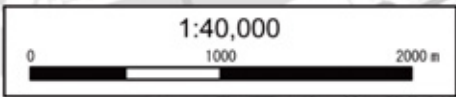
対象事業が実施される区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、地域の概況について既存資料などをもとに把握した。

調査対象区域は、図 3.1.1 に示すとおり事業計画地を含む尼崎臨海地域に位置する中央地区及び大庄地区とした。また、統計資料等により市町村単位の表示事項については、事業計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

なお、取りまとめに当たっては、原則として、令和4年8月1日時点までの既存資料を用いた。



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)

図 3.1.1 調査対象区域の位置

3.1 社会の概況

3.1.1 人口等

(1) 人口、世帯数、人口密度

尼崎市の人口の概況は、表 3.1.1 に示すとおりである。

尼崎市における令和 4 年の人口は 456,722 人、世帯数は 222,207 世帯、人口密度は 9,007 人/km² となっている。

表 3.1.1 尼崎市の人口の概要

年次	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女	
平成30年 ¹⁾	50.72	214,100	450,989	218,070	232,919	8,892
平成31年 ¹⁾	50.72	216,540	451,431	218,117	233,314	8,900
令和2年 ²⁾	50.72	221,404	459,593	222,293	237,300	9,061
令和3年 ¹⁾	50.72	221,659	459,394	222,079	237,315	9,057
令和4年 ¹⁾	50.71 ³⁾	222,207	456,722	220,671	236,051	9,007

(注) 1. 国勢調査を除いた各年次の人口については、推計人口を年初(1月1日)現在で表した。
2. 令和2年は、第21回国勢調査(令和2年10月1日現在)の人口である。
3. 令和3年11月10日に国土交通省国土地理院において公表された改訂数値である。

出典:「尼崎市統計書 令和3年版」(令和4年3月、尼崎市)

(2) 人口動態

尼崎市の人口動態は、表 3.1.2 に示すとおりである。

尼崎市における人口は、おおむね 45 万人で横ばいである。

表 3.1.2 尼崎市の人口動態

(単位:人)

年次	年間増加数		年間総増加数	年初推計人口 ²⁾
	自然増加数	社会増加数		
平成29年	△1,349	933	△416	451,405
平成30年	△1,258	1,700	442	450,989
平成31年	△1,441	1,517	76	451,431
令和2年	△1,537	1,095	△442	451,507 ³⁾
令和3年	△1,993	△679	△2,672	459,394

(注) 1. △は減少を示す。
2. 尼崎市の推計人口は、5年ごとに実施される国勢調査人口に、住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出されるものである。
3. 国勢調査時点における人口は、前月までの推計人口とは独立して公表されるため、国勢調査年次の前後においては、年間増減数と年初人口とでつじつまの合わない場合がある。

出典:「尼崎市統計書 令和3年版」(令和4年3月、尼崎市)

3.1.2 土地利用

尼崎市の地目別地積は表 3.1.3 に、調査対象区域の土地利用現況図は図 3.1.2 に示すとおりである。

尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の国道 43 号以南の臨海部の土地利用は、工業系用地と公共公益系用地が大半を占めている。

表 3.1.3 尼崎市の地目別地積

(単位：m²)

年次		地目	田	畑	宅地	池沼	山林	雑種他	道路、河川等	総数
平成 29年	非課税地積		435	1,763	2,409,085	23,370	・	2,116,587	17,654,605	22,205,845
	課税地積		687,072	198,774	26,517,511	—	・	1,110,798	—	28,514,155
平成 30年	非課税地積		435	1,763	2,388,675	23,370	・	2,119,500	17,627,669	22,161,412
	課税地積		664,518	201,793	26,620,049	—	・	1,072,228	—	28,558,588
平成 31年	非課税地積		435	1,763	2,404,368	23,370	・	2,065,471	17,645,329	22,140,736
	課税地積		656,817	201,753	26,649,512	—	・	1,071,182	—	28,579,264
令和 2年	非課税地積		435	2,195	2,393,254	22,845	・	2,065,397	17,638,997	22,123,123
	課税地積		641,106	201,823	26,697,251	—	・	1,074,697	—	28,596,877
令和 3年	非課税地積		435	2,195	2,400,272	22,845	96,957	1,880,293	17,607,377	22,010,374
	課税地積		627,864	199,465	26,722,669	—	4,141	1,155,487	—	28,709,626

- (注) 1. 各年1月1日現在。
 2. 「—」は該当数字なし、「・」は数値の存在があり得ないものを示す。
 3. 非課税地積：地方税法第 348 条の規定によって非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等）の面積の合計。
 4. 山林：システムの移行により令和3年からデータ抽出方法が変わったため、令和2年以前とは連動していない。
 5. 雑種他：ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地の合計。

出典：「尼崎市統計書 令和2年版」（令和3年3月、尼崎市）
 「尼崎市統計書 令和3年版」（令和4年3月、尼崎市）

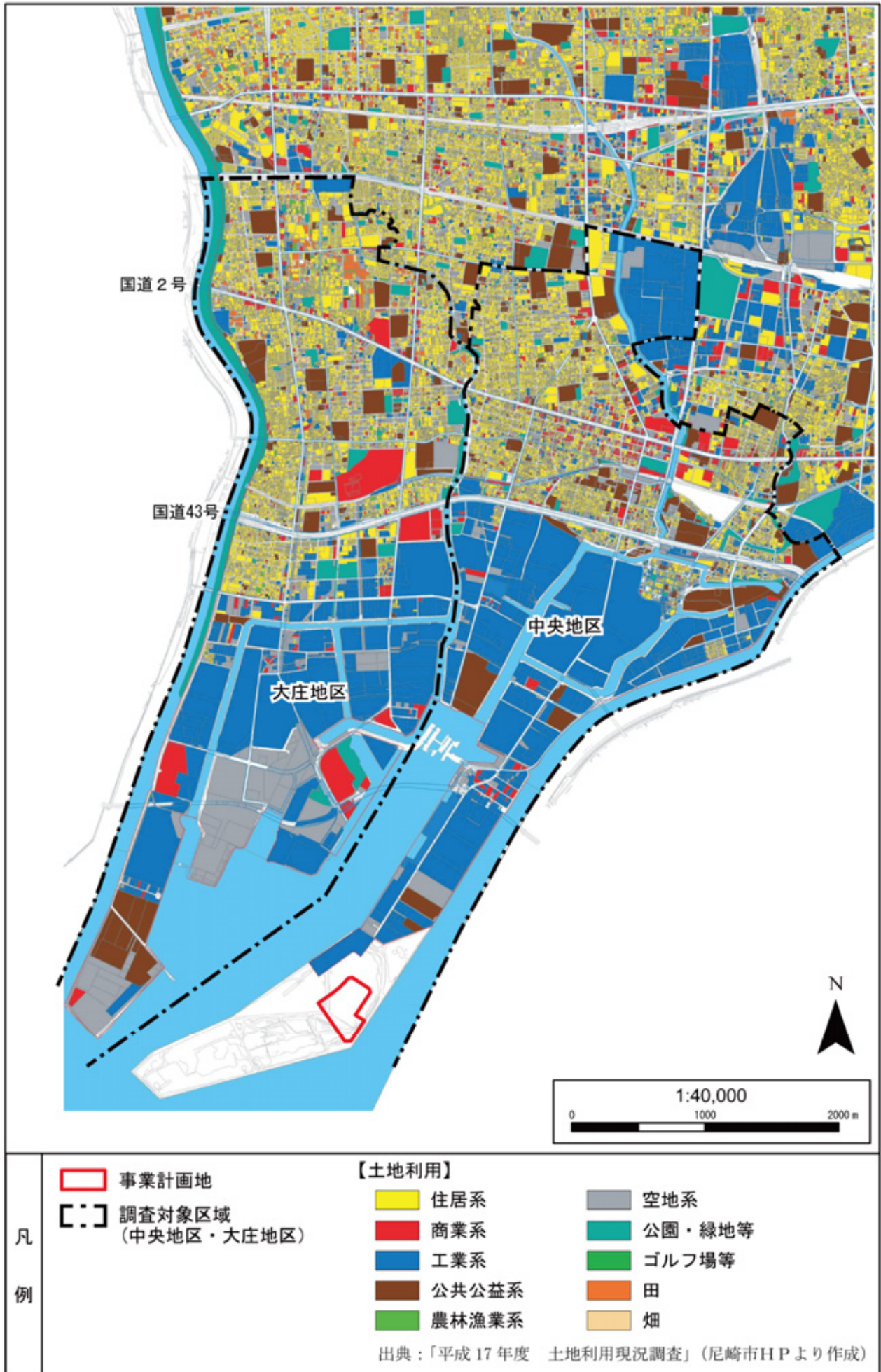


図 3.1.2 調査対象区域の土地利用現況

3.1.3 産業

(1) 産業の構造

尼崎市の産業別人口は表 3.1.4 に、産業大分類事業所数及び従業者数は表 3.1.5 に示すとおりである。

尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第 3 次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。平成 24 年と 28 年の産業別の従業者数では、第 1 次産業のウエイトは 0.05 ポイント上昇、第 2 次産業は 1.74 ポイント減少している。第 3 次産業は平成 26 年が最も多くなっている。

事業所数は、いずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多くなっている。

表 3.1.4 尼崎市の産業別従業者数

年次	第 1 次産業 ³⁾		第 2 次産業 ³⁾		第 3 次産業 ³⁾		従業者数合計	
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
平成24年	237	0.13	54,819	29.00	133,994	70.88	189,050	100.00
平成26年	297	0.14	54,139	26.25	151,816	73.61	206,252	100.00
平成28年	348	0.18	52,211	27.26	138,997	72.56	191,556	100.00

- (注) 1. 平成 24 年 2 月 1 日、平成 26 年 7 月 1 日、平成 28 年 6 月 1 日現在。
 2. 構成比は四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。
 3. 産業分類については、「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計結果」(令和 4 年 5 月、総務省統計局)に基づく。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月、尼崎市)より作成

表 3.1.5 尼崎市の産業大分類事業所及び従業者数

産業(大分類)	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農林漁業	7	237	15	297	14	348
鉱業、採石業、砂利採取業	1	32	1	36	—	—
建設業	1,435	12,949	1,443	12,277	1,381	11,705
製造業	1,825	41,838	1,817	41,826	1,694	40,506
電気・ガス・熱供給・水道業	13	643	26	1,041	19	502
情報通信業	128	3,211	120	2,916	107	2,668
運輸業、郵便業	407	13,103	406	14,063	386	13,092
卸売業、小売業	4,398	35,045	4,334	35,880	4,067	35,070
金融業、保険業	228	3,553	222	3,449	205	3,478
不動産業、物品賃貸業	1,302	5,643	1,365	5,737	1,238	5,430
学術研究、専門・技術サービス業	511	6,445	527	6,616	533	6,958
宿泊業、飲食サービス業	2,941	18,499	2,904	17,187	2,724	17,577
生活関連サービス業、娯楽業	1,599	7,359	1,659	8,031	1,580	7,251
教育、学習支援業	488	4,143	642	7,572	533	4,320
医療、福祉	1,535	23,056	1,892	30,158	1,816	27,901
複合サービス事業	70	596	68	924	64	904
サービス業(他に分類されないもの)	990	12,698	993	13,945	972	13,846
公務(他に分類されるものを除く)	・	・	58	4,297	・	・
総数	17,878	189,050	18,492	206,252	17,333	191,556

- (注) 1. 総数には男女別の不詳を含む。
 2. 「—」は該当数字なし、「・」は数値の存在があり得ないものを示す。
 3. 平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月、尼崎市)

(2) 産業別生産量、出荷額など

(a) 農業

(7) 農家数及び農家人口

尼崎市の農家数及び農家人口は表 3.1.6 に、経営耕地面積（農業経営体）は表 3.1.7 に示すとおりである。

尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年以降減少傾向となっている。

表 3.1.6 尼崎市の農家数及び農家人口

年次	農家数（戸）					販売農家人口（人）
	総数	販売農家			自給的農家	
		総数	専業	兼業		
平成17年	359	150	38	112	209	689
平成22年	334	152	40	112	182	651
平成27年	294	127	29	98	167	483
令和2年	260	107	—	—	153	—

(注) 1. 各年2月1日現在。
2. 「—」は不詳であることを示す。

出典：「尼崎市統計書 令和3年版」（令和4年3月、尼崎市）

表 3.1.7 尼崎市の経営耕地面積（農業経営体）

年次	総面積		田		畑		樹園地	
	面積(a)	構成比(%)	面積(a)	構成比(%)	面積(a)	構成比(%)	面積(a)	構成比(%)
平成22年	7,040	100.00	4,496	63.86	2,410	34.23	134	1.90
平成27年	6,151	100.00	3,637	59.13	2,463	40.04	51	0.83
令和2年	5,192	100.00	2,278	43.88	2,864	55.16	50	0.96

(注) 構成比は四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：「2010年世界農林業センサス 兵庫県結果表」（平成23年10月、兵庫県）
「2015年農林業センサス 兵庫県結果表」（平成28年12月、兵庫県）
「2020年農林業センサス 農林業経営体調査結果の概要（確定値）」（令和3年4月、兵庫県）

(イ) 主要農作物の作付面積及び収穫量

尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量は、表 3.1.8 に示すとおりである。

尼崎市における水稻の収穫量は、平成 28 年以降減少傾向となっている。

表 3.1.8 尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量

年次	水稻			大豆		
	作付面積(ha)	10a当たり収量(kg)	収穫量(t)	作付面積(ha)	10a当たり収量(kg)	収穫量(t)
平成28年	40	473	189	1	99	1
平成29年	38	477	181	1	98	1
平成30年	37	469	174	1	53	1
令和元年	37	474	175	1	74	1
令和2年	37	456	169	1	64	1

(注) 平成 19 年結果より、市町村統計の公表は主要作物のみ。小数点以下数値の公表なし。

出典：「尼崎市統計書 令和3年版」（令和4年3月、尼崎市）

(b) 製造業

尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 3.1.9 に、製造業における産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 30 年）は表 3.1.10 に示すとおりである。

尼崎市における令和 2 年における事業所数は 714 事業所、従業者数は 33,263 人、製造品出荷額等は年間約 1 兆 4,613 億円となっている。

表 3.1.9 尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

年次	事業所数 ¹⁾ (事業所)	従業者数 ¹⁾ (人)	製造品出荷額等 ²⁾ (百万円/年間)
平成28年	809	34,009	1,377,550
平成29年	732	33,261	1,361,983
平成30年	716	32,647	1,368,173
令和元年	701	33,101	1,449,763
令和2年	714	33,263	1,461,334

(注) 1. 事業所数、従業者数は、各年 6 月 1 日現在（ただし、平成 28 年は「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省統計局）による（平成 28 年 6 月 1 日現在））。

2. 製造品出荷額等は、前年間（ただし、平成 28 年は「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省統計局）による（平成 27 年 1 年間））。

3. 従業者 4 人以上の事業所の集計である。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

表 3.1.10 尼崎市の製造業における産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和2年）

産業中分類	事業所数 ¹⁾ (事業所)	従業者数 ¹⁾ (人)	製造品出荷額等 ²⁾ (百万円)
食料品	33	1,541	26,565
飲料・たばこ・飼料	1	12	x
繊維工業	10	123	526
木材・木製品	7	95	2,133
家具・装備品	2	36	x
パルプ・紙・紙加工品	22	947	73,915
印刷・同関連産業	18	536	9,467
化学工業	40	2,847	218,456
石油製品・石炭製品	1	8	x
プラスチック製品	37	1,470	48,743
ゴム製品	4	44	726
なめし革・同製品・毛皮	1	16	(2,008)
窯業・土石製品	27	814	29,439
鉄鋼業	46	3,748	246,890
非鉄金属	21	1,901	117,904
金属製品	168	3,875	90,710
はん用機械器具	54	1,846	46,158
生産用機械器具	104	3,012	94,246
業務用機械器具	12	688	17,270
電子部品・デバイス	13	981	20,358
電気機械器具	45	3,364	155,773
情報通信機械器具	8	2,465	133,811
輸送用機械器具	29	2,706	120,388
その他の製造業	11	188	5,848
総数	714	33,263	1,461,334

- (注) 1. 事業所数、従業者数は、令和2年6月1日現在。
 2. 製造品出荷額等は、令和元年1年間。
 3. 従業者4人以上の事業所の集計である。
 4. 「x」は事業所数僅少につき秘匿した数字を示す。
 5. ()内の数値は、便宜上最寄りの秘匿分を合算したものである。

出典：「尼崎市統計書 令和3年版」（令和4年3月、尼崎市）

(c) 商業

尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表 3.1.11 に、業種別状況（平成 28 年）を表 3.1.12 に示すとおりである。

尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では機械器具卸売業、小売業では飲食料点小売業となっている。

表 3.1.11 尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

年次	事業所数 ¹⁾ (事業所)	従業者数 ¹⁾ (人)	年間商品販売額 ²⁾ (万円)
平成24年	3,080	22,608	89,138,247
平成26年	3,014	23,972	91,450,193
平成28年	3,081	26,930	103,737,991

(注) 1. 事業所数、従業者数は、平成 24 年 2 月 1 日、平成 26 年 7 月 1 日、平成 28 年 6 月 1 日現在。
2. 年間商品販売額は、調査実施前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

表 3.1.12 尼崎市の業種別状況（平成 28 年）

	産業中分類	事業所数 ¹⁾ (事業所)	従業者数 ¹⁾ (人)	年間商品販売額 ²⁾ (万円)
卸売業	各種商品卸売業	1	9	x
	繊維・衣服等卸売業	19	200	x
	飲食料品卸売業	123	1,417	12,792,370
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	189	1,376	12,359,837
	機械器具卸売業	213	2,474	20,353,109
	その他の卸売業 ⁴⁾	147	1,864	21,876,173
	合計	692	7,340	67,935,504
小売業	各種商品小売業	8	820	1,787,003
	繊維・衣服・身の回り品小売業	402	1,701	2,307,444
	飲食料品小売業	755	9,243	14,289,394
	機械器具小売業	295	1,689	5,830,327
	その他の小売業 ⁵⁾	867	5,649	10,008,074
	無店舗小売業	62	488	1,580,245
	合計	2,389	19,590	35,802,487
総数		3,081	26,930	103,737,991

(注) 1. 事業所数、従業者数は、平成 28 年 6 月 1 日現在。
2. 年間商品販売額は、調査実施前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間。
3. 「x」は発表の差し支えがあるものを示す。
4. その他の卸売業とは、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業を示す。
5. その他の小売業とは、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業を示す。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

3.1.4 利水等

(1) 河川水の利用状況

調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）、蓬川水系の二級河川（蓬川）及び武庫川水系の二級河川（武庫川）が流れている。

「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年、兵庫県）及び「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年、兵庫県）によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。武庫川においては、「武庫川水系河川整備基本方針」（平成 21 年、兵庫県）によると、「農業用水として利用されているほか、水道用水及び工業用水として利用されている」との記載であったが、現在は、農業用水としてのみ利用されている。

なお、阪神・淡路大震災における被災地域河川の状況を踏まえ、震災等による断水時に河川水を消防用水として利用することが地域防災計画に位置づけられている。

(2) 地下水の利用状況

尼崎市は地下水の採取規制「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））により全域で「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の指定地域とされている。また、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））では建築物用地下水の採取に関する規制が定められている。

尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」（令和元年 7 月 1 日施行）によると、尼崎市市内においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないと定められている。

(3) 漁業権の設定状況

調査対象区域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。

3.1.5 都市施設等

(1) 公園、緑地等の分布状況及び利用状況

調査対象区域の公園、緑地等は、表 3.1.13 及び図 3.1.3 に示すとおりである。調査対象区域の公園、緑地等は、107 箇所となっている。

なお、調査対象区域に運動公園及び風致公園はない。

表 3.1.13(1) 調査対象区域の公園、緑地等

No.	名称	種別	所在地	面積 (㎡)
1	水明	総合公園	水明町199-1	19,533
2	武庫川河川敷緑地	都市緑地	西昆陽4丁目地先～平左衛門町地先	446,479
3	若宮	街区公園	大物町2丁目42	1,090
4	北浜	街区公園	東本町4丁目40	3,127
5	東町緑地	都市緑地	東本町1丁目42-6～東本町4丁目104-1	7,345
6	築地	街区公園	築地南浜2丁目39	3,500
7	庄下川	街区公園	昭和通2丁目75	8,030
8	中央	近隣公園	神田北通1丁目9 神田中通1丁目4	14,990
9	中通	街区公園	東難波町3丁目496	545
10	難波	街区公園	東難波町4丁目122	4,707
11	貴布祢	街区公園	西本町6丁目25	2,932
12	出屋敷	街区公園	南竹谷町2丁目64-1	1,915
13	梅の木	街区公園	西難波町5丁目162	2,337
14	東難波	街区公園	東難波町3丁目310	2,072
15	西難波	街区公園	西難波町2丁目208	2,971
16	浜田川	近隣公園	西難波町2丁目297	3,532
17	蓬川	地区公園	崇徳院3丁目1	18,278
18	大庄	近隣公園	菜切山町24	10,625
19	浜田	近隣公園	浜田町2丁目132	10,433
20	下稲葉	街区公園	稲葉荘1丁目83	4,581
21	上稲葉	街区公園	稲葉荘3丁目92	2,896
22	北難波	街区公園	東難波町2丁目40	5,310
23	桜木	街区公園	西本町3丁目34地先	130
24	戎橋街園	街園	中在家町1丁目1	160
25	西本町街園	街園	西本町1丁目4	100
26	南の口	街区公園	大島3丁目174	7,553
27	西稲葉	街区公園	稲葉荘2丁目78	423
28	口の開	街区公園	大庄西町2丁目125	1,013
29	中在家	街区公園	西本町4丁目42-1	832
30	道意	近隣公園	道意町6丁目8	12,098
31	間割	街区公園	道意町3丁目2-2	629
32	琴浦	街区公園	道意町4丁目36	1,158
33	川端	街区公園	武庫川町2丁目36-4	235
34	琴浦橋	街区公園	南竹谷町3丁目10	927
35	下田	街区公園	道意町2丁目1	2,056
36	元浜	街区公園	元浜町1丁目1-5	976
37	西向島	近隣公園	西向島町91	5,431

表 3.1.13(2) 調査対象区域の公園、緑地等

No.	名称	種別	所在地	面積 (㎡)
38	神田	街区公園	神田中通3丁目83	2,083
39	中洲	街区公園	西向島99-1	1,064
40	開明	街区公園	開明町1丁目80-2	552
41	大庄東	街区公園	蓬川町295-10	430
42	十間	街区公園	東難波町5丁目376	423
43	平田	街区公園	西立花町4丁目271	687
44	東大島	街区公園	大庄北1丁目38	2,085
45	三十六	街区公園	稲葉元町3丁目12	878
46	東平田	街区公園	西立花町4丁目35	640
47	竹谷	街区公園	北竹谷町2丁目107-4	978
48	西駄	街区公園	大島1丁目509	1,040
49	北大物	街区公園	北大物町25-32	1,002
50	大物川緑地	都市緑地	東大物町1丁目125～南城内287	19,849
51	西大物緑地	緑道	西大物町159	2,151
52	蓬川緑地	都市緑地	蓬川荘園460～南竹谷町3丁目10地先	33,670
53	西本町1丁目街園	街園	西本町1丁目19	23
54	尼宝街園	街園	大島3丁目35	58
55	二の丸	街区公園	北城内48-1	2,249
56	庄下川緑地	緑道	開明町1丁目34地先	205
57	松島橋	街区公園	築地本町1丁目12 西松島町158	4,001
58	春日	街区公園	大庄北4丁目165	5,891
59	道意街園	街園	道意町6丁目7-7	86
60	難波新町	街区公園	東難波町5丁目403-1	1,459
61	今北高部屋	街区公園	稲葉元町2丁目293	1,438
62	北竹谷	街区公園	神田南通4丁目105	1,076
63	元浜西	街区公園	元浜町3丁目32	945
64	祇園橋緑地	都市緑地	武庫川町1丁目42～道意6丁目57-1	8,265
65	今北東	街区公園	西立花町3丁目401-3	900
66	今北	街区公園	西立花町2丁目735	1,885
67	今北北	街区公園	西立花町2丁目334-1	1,564
68	芋	街区公園	稲葉元町2丁目166	2,000
69	成文	街区公園	大島2丁目195	3,686
70	鳥林	街区公園	西立花町5丁目65-1	1,743
71	東大島南緑地	都市緑地	大庄北5丁目376-1	1,594
72	宮内	街区公園	宮内町3丁目180及び北竹谷町3丁目122	1,009
73	西難波北	街区公園	西難波町1丁目41	746
74	東大物	街区公園	東大物町2丁目101	966
75	出屋敷駅北緑地	都市緑地	竹谷町2丁目188	1,494
76	尼崎城址	近隣公園	北城内27	13,758
77	元浜緑地	都市緑地	元浜町1丁目、道意町6丁目	37,090
78	中難波	街区公園	東難波町5丁目281-1	1,004
79	西難波中	街区公園	西難波町1丁目282-1	653
80	弓場の先	街区公園	琴浦町36-3	1,166
81	東難波2丁目緑地	都市緑地	東難波町2丁目171-1	180
82	崇徳院	街区公園	崇徳院3丁目34-7	838
83	出屋敷西	街区公園	南竹谷町2丁目58	785

表 3.1.13(3) 調査対象区域の公園、緑地等

No.	名称	種別	所在地	面積 (㎡)
84	中在家緑地	都市緑地	中在家2丁目68	2,939
85	稲葉元町	街区公園	稲葉元町3丁目278	264
86	大庄北	街区公園	大庄北1丁目272	1,158
87	松原	街区公園	浜田町1丁目6-2	898
88	西大物	街区公園	西大物164	2,838
89	築地中通3丁目緑地	都市緑地	築地中通3丁目79-4	80
90	築地本町4丁目緑地	都市緑地	築地本町4丁目77	90
91	築地中(愛称:築地 中通こども公園)	街区公園	築地中通5丁目127	1,500
92	築地北浜1丁目緑地	都市緑地	築地北浜1丁目3-10	180
93	築地本町1丁目緑地	都市緑地	築地本町1丁目8-2	100
94	築地戎橋緑地	都市緑地	築地北浜5丁目119	502
95	築地南浜緑地	都市緑地	築地南浜3丁目69	1,353
96	丸島	街区公園	丸島町17	1,115
97	芦原橋	街区公園	東難波町1丁目2	958
98	南城内緑地	都市緑地	南城内	4,129
99	今北五反田	街区公園	大庄北3丁目727	800
100	築地北浜緑地	都市緑地	築地北浜1丁目～5丁目	1,727
101	開明中	街区公園	開明町2丁目1	2,956
102	御園広場	広場公園	御園町27-3	165
103	明倫	街区公園	蓬川町302-8	1,399
104	アルカイク広場	広場公園	昭和通2丁目72-3	1,854
105	南竹谷町3丁目緑地	都市緑地	南竹谷町3丁目6-6	427
106	大庄西町4丁目緑地	都市緑地	大庄西町4丁目46番6	345
107	尼崎市立魚つり公園	—	平左衛門町66	44,000
108	兵庫県立 尼崎の森中央緑地	都市緑地	扇町33-4	291,000
109	尼崎のびのび公園	—	船出	—

(注) 1. 令和2年3月末日現在。

2. 表中のNo.は、図3.1.3に対応している。

3. 種別は、以下のとおりである。

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

総合公園：都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

運動公園：都市住民の主として運動の用に供する公園

風致公園：主として風致を享受することを目的とする公園

都市緑地：主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地

広場公園：主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園

緑道：災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地

4. 尼崎のびのび公園は、既存資料に面積の記載がないため、面積は「—」と記載している。

出典：「公園・緑化のあゆみ 令和元年度緑化事業報告書」（令和3年、尼崎市）

「尼崎市都市公園配置図」（令和3年8月、尼崎市）

「兵庫県立尼崎の森中央緑地」（HP：<https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/>）

「橋公園・小田南公園・西向島公園・猪名川公園・魚つり公園」（HP：<https://amagasaki-park.com/plant5>）

「ガイドマップあまがさき」

（尼崎市HP：https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sogo_annai/003map2012.html）



図 3.1.3 調査対象区域の公園、緑地等

(2) 上水道の整備状況

尼崎市の上水道の給水状況は、表 3.1.14 に示すとおりである。

尼崎市の上水道普及率は、100%となっている。

尼崎市内へは、尼崎市の神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水するとともに、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。

表 3.1.14 尼崎市の上水道の供給状況

区分 年度	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	一日最大配水量 (m^3)	一日平均配水量 (m^3)
平成28年度	450,765	240,606	100.0	167,868	152,421
平成29年度	450,721	242,239	100.0	165,430	150,465
平成30年度	451,179	244,176	100.0	165,731	148,919
令和元年度	451,481	245,425	100.0	156,650	146,275

(注) 各年度3月31日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和3年版」(令和4年3月、尼崎市)

(3) 下水道の整備状況

尼崎市の下水道の整備状況は、表 3.1.15 に示すとおりである。

尼崎市の下水道普及率は、いずれの年度もほぼ100%となっている。

表 3.1.15 尼崎市の下水道の整備状況

年度	計画排水区域		管きよ整備区域		排水能力 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	処理区域		処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	普及率 ②/① $\times 100$ (%)
	面積① (ha)	人口 (人)	面積② (ha)	人口 (人)		面積 (ha)	人口 (人)		
平成28年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,722	289.5	4,054.5	450,722	198,766	99.9
平成29年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,679	292.7	4,054.5	450,679	198,766	99.9
平成30年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,179	294.7	4,054.5	451,138	188,167	99.9
令和元年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,481	295.5	4,054.5	451,440	203,900	99.9
令和2年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,233	297.3	4,054.5	450,192	203,900	99.9

(注) 各年度3月31日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和3年版」(令和4年3月、尼崎市)

(4) 学校・病院等の配置状況

(a) 学校、保育園等

調査対象区域の学校、保育園等は、表 3.1.16 及び図 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.16(1) 調査対象区域の学校、保育園等

No.	種 別	名 称	所在地
1	保育園(所)	サカエ保育園	稲葉元町3丁目10-7
2		ゆりかご保育園	稲葉元町3丁目20-12
3		おおしま保育園	稲葉荘1丁目6-20
4		いるか保育園	大庄北5丁目21-20
5		大島南保育園	大庄西町2丁目26-18
6		浜田保育園	崇徳院2丁目116
7		大庄保育所	大庄中通5丁目14-2
8		武庫川乳児保育所	大庄西町4丁目8番24号
9		どいゆうゆう保育園	道意町5丁目36
10		もとはまないろ保育園	元浜町4丁目59-1
11		みどり野保育園	東難波町1丁目2-12
12		北難波保育所	西難波町6丁目14-29
13		東難波乳児保育所	東難波町2丁目10-9
14		梅の花保育園	東難波町3丁目12-14
15		難波愛の園幼稚園 (認定こども園 難波愛の園幼稚園)	西難波町5丁目8-33
16		若葉保育園	東難波町4丁目7-3
17		あすなろこども園	宮内町3丁目141番地
18		駅前かしの木保育園	昭和南通3丁目1
19		慈愛保育園	東大物町1丁目3-7
20		開明かしの木こども園	開明町3丁目22
21		尼崎ひまわり保育園	開明町2丁目23
22		かしの木こども園	大物町1丁目18-1
23		築地保育所	築地3丁目5-22
24	小規模保育事業所	学校法人 LABO-K学園 からたち幼稚園 ぴこぴこえんチャオ	東大物町1丁目5-5
25	子育て交流	びすけっと	稲葉荘1-7-21 木村ビル
26		まかろん	開明町2丁目25

(注) 表中のNo.は、図 3.1.4 に対応している。

出典：「公立保育所の一覧」(尼崎市 Web サイト)
「法人保育園の一覧」(尼崎市 Web サイト)
「小規模保育事業所の一覧」(尼崎市 Web サイト)
「子育て交流の一覧」(尼崎市 Web サイト)

表 3. 1. 16(2) 調査対象区域の学校、保育園等

No.	種 別	名 称	所在地
27	幼稚園	大島幼稚園	稲葉荘 1 丁目 9-25
28		みのり幼稚園	元浜町 2 丁目 58
29		竹谷幼稚園	北竹谷町 2 丁目 36 番地
30		からたち幼稚園	東大物町 1 丁目 5-5
31	小学校	大島小学校	稲葉荘 2 丁目 10-7
32		浜田小学校	浜田町 3 丁目 110 番地
33		成文小学校	大島 2 丁目 33-1
34		大庄小学校	大庄中通 4-43
35		成徳小学校	蓬川町 302 番地の 2
36		わかば西小学校	武庫川町 1 丁目 25 番地
37		難波の梅小学校	西難波町 6-14-57
38		難波小学校	東難波町 4 丁目 3-40
39		竹谷小学校	北竹谷町 2 丁目 36 番地
40		明城小学校	南城内 10 番地の 1
41	中学校	大庄北中学校	大庄北 1 丁目 8-1
42		大庄中学校	菜切山町 37 番地の 1
43		成良中学校琴城分校	南城内 10 番地の 2
44	高等学校	尼崎西高等学校	大島 2 丁目 34-1
45		尼崎高等学校	北大物町 18-1
46		琴ノ浦高等学校	北城内 47 番地の 1

(注) 表中のNo.は、図 3. 1. 4 に対応している。

出典：「市立幼稚園一覧」（尼崎市 Web サイト）

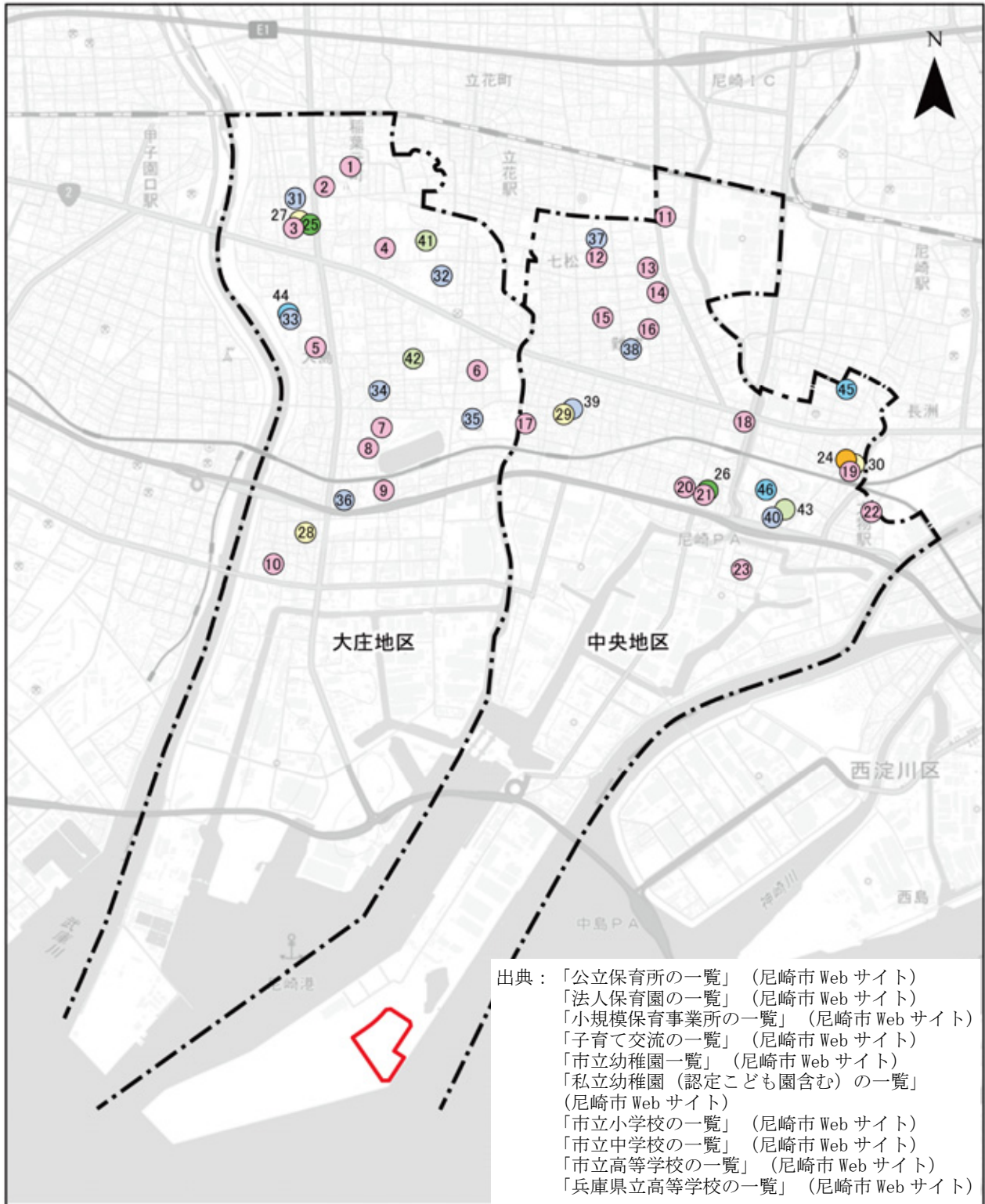
「私立幼稚園（認定こども園含む）の一覧」（尼崎市 Web サイト）

「市立小学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

「市立中学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

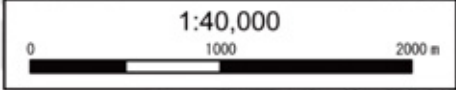
「市立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

「兵庫県立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）



出典：「公立保育所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「法人保育園の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「小規模保育事業所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「子育て交流の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立幼稚園一覧」（尼崎市 Web サイト）
「私立幼稚園（認定こども園含む）の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立小学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立中学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「兵庫県立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡例	事業計画地	【学校、保育園等】
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・保育所 (No. 1～23) 小規模保育事業所 (No.24) 子育て交流 (No.25～26) 幼稚園 (No.27～30) 小学校 (No.31～40) 中学校 (No.41～43) 高等学校 (No.44～46)

(注) 図中の数字は、表3.1.16に対応している。

図 3.1.4 調査対象区域の学校、保育園等

(b) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査対象区域の医療施設、福祉施設、文化施設は、表 3.1.17～3.1.19 及び図 3.1.5 に示すとおりである。

表 3.1.17 調査対象区域の医療施設

No.	種別	名称	所在地
1	医療施設	独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院	稲葉荘3丁目1番69号
2		医療法人 純徳会 田中病院	武庫川町2丁目2番地
3		兵庫県立 尼崎総合医療センター	東難波町2丁目17番77号
4		医療法人 岡田病院	西難波町4丁目5番18号
5		安藤病院	東難波町5丁目19番16号
6		医療法人 緑清会 樋口胃腸病院	昭和通1丁目17番6号
7		近藤病院	昭和通4丁目114番地
8		医療法人社団 西宮回生病院 大原病院	宮内町1丁目9番地
9		中馬病院	開明町3丁目29番地

(注) 表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

出典：「兵庫県内病院一覧」（兵庫県 Web サイト）

表 3.1.18 調査対象区域の福祉施設

No.	種別	名称	所在地
11	介護老人 保健施設 〔老人保健 施設〕	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9
12		介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10
13		フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6
14		老人保健施設友の家	東本町2丁目51
15	特別養護 老人ホーム	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1
16		特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1
17		特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11

(注) 表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

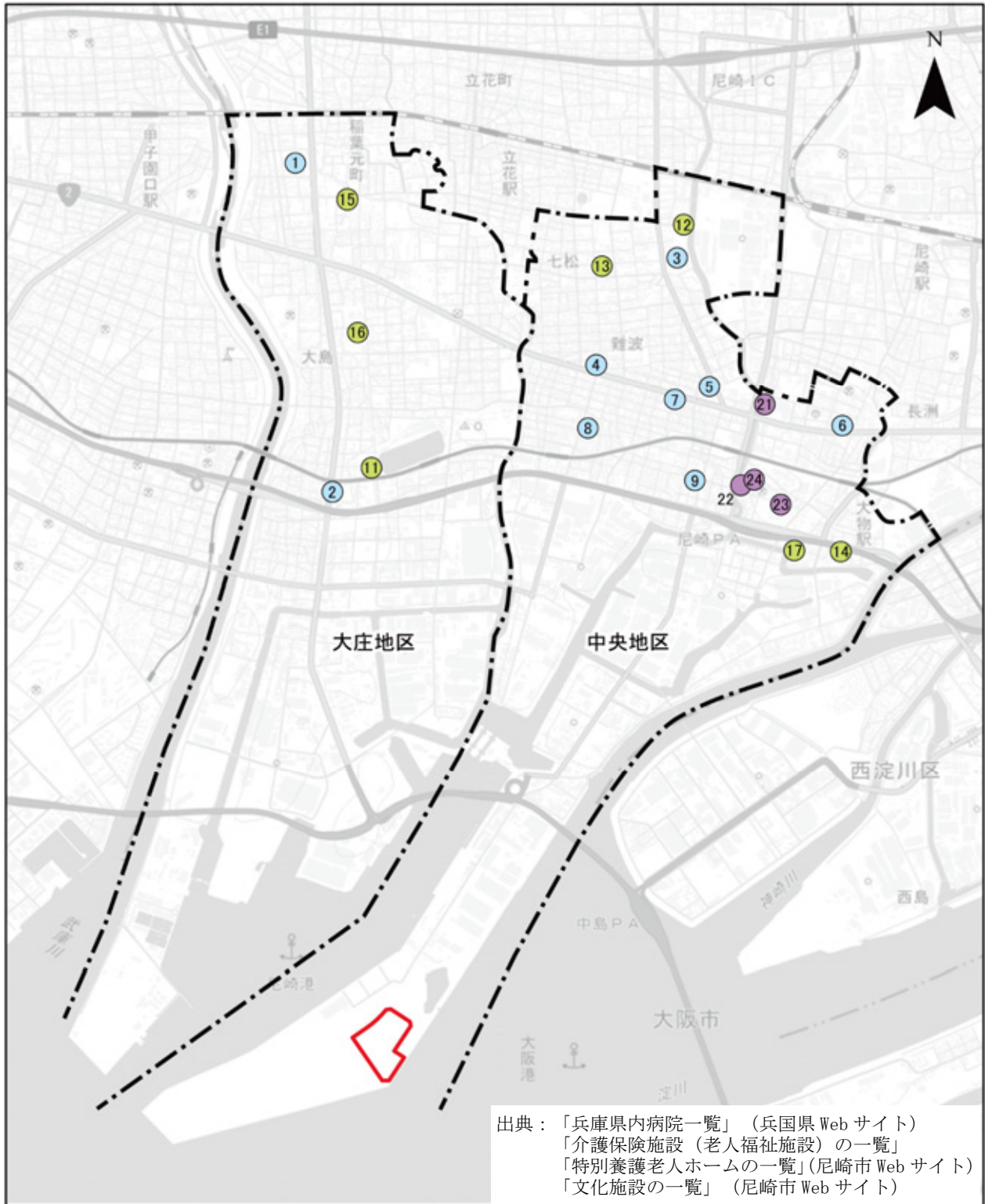
出典：「介護保険施設（老人福祉施設）の一覧」
「特別養護老人ホームの一覧」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.19 調査対象区域の文化施設

No.	名称	所在地
21	尼崎市総合文化センター	昭和通2丁目7-16
22	中央図書館	北城内 27
23	尼崎市立歴史博物館（旧尼崎市立文化財収蔵庫）	南城内 10 番地の 2
24	尼崎城	北城内 27

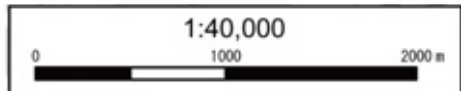
(注) 表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

出典：「文化施設の一覧」（尼崎市 Web サイト）



出典：「兵庫県内病院一覧」（兵庫県Webサイト）
「介護保険施設（老人福祉施設）の一覧」
「特別養護老人ホームの一覧」（尼崎市Webサイト）
「文化施設の一覧」（尼崎市Webサイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【医療・福祉・文化施設】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 医療施設 (No.1～9)
		● 福祉施設 (No.11～17)
		● 文化施設 (No.21～24)

(注) 図中の数字は、表3.1.17～3.1.19に対応している。

図 3.1.5 調査対象区域の医療施設、福祉施設、文化施設

3.1.6 交通

(1) 道路交通

調査対象区域の主な道路網及び自動車交通量調査結果は、表 3.1.20 及び図 3.1.6 に示すとおりである。

調査対象区域の道路網は、高速大阪西宮線（阪神高速 3 号神戸線）、高速湾岸線（阪神高速 5 号湾岸線）、一般国道 2 号及び一般国道 43 号が東西方向に通り、事業計画地周辺には一般県道の尼崎港線（県道 57 号）が南北方向に通っている。このほか、調査対象区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線及び甲子園尼崎線が南北に通っている。

調査対象区域の自動車交通量調査結果は、高速大阪西宮線の尼崎市武庫川町 1 丁目（区間番号「5060」）で 74,166 台と最も多い。

表 3.1.20 調査対象区域の自動車交通量調査結果（平成 27 年度 道路交通センサス）

（単位：台）

路線名	調査 単位 区間 番号	交通量 観測地点地名	昼間12時間自動車類交通量 (上下線合計)			24時間自動車類交通量 (上下線合計)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
高速大阪西宮線 (阪神高速3号神戸線)	5050	尼崎市西本町6丁目	36,136	5,743	41,879	51,908	10,171	62,079
	5060	尼崎市武庫川町1丁目	43,570	7,060	50,630	61,812	12,354	74,166
高速湾岸線 (阪神高速5号湾岸線)	5120	西宮市高須町1丁目	23,593	16,943	40,536	30,282	24,069	54,351
	5130	尼崎市西海岸町	28,073	20,070	48,143	36,039	28,123	64,162
	5140	尼崎市東海岸町	26,518	17,941	44,459	34,289	25,389	59,678
一般国道2号	10010	尼崎市杭瀬北新町3丁目	20,695	2,861	23,556	29,802	3,599	33,401
	10020	西宮市津門大塚町	16,706	1,136	17,842	22,626	1,431	24,057
一般国道43号	10860	尼崎市東本町2丁目	24,045	16,836	40,881	37,000	23,127	60,127
尼崎池田線	40710	尼崎市久々知西町2丁目	17,319	5,086	22,405	(24,181)	(6,738)	(30,919)
尼崎宝塚線	41930	尼崎市稲葉元町2丁目	12,927	3,463	16,390	(17,643)	(4,484)	(22,127)
尼崎港線 (県道57号)	42370	尼崎市大高州町	3,036	5,392	8,428	(5,207)	(5,834)	(11,041)
	42380	尼崎市東向島東之町	5,263	4,340	9,603	(7,811)	(4,865)	(12,676)
	42390	尼崎市神田北通1丁目	7,320	3,296	10,616	(10,129)	(3,884)	(14,013)
米谷昆陽尼崎線	60760	尼崎市尾浜町1丁目	17,653	2,944	20,597	23,333	4,003	27,336
	60770	尼崎市東難波町3丁目	10,829	2,314	13,143	(14,534)	(3,078)	(17,612)
尼崎港崇徳院線 (県道192号)	61290	尼崎市大浜町1丁目	5,499	3,190	8,689	(7,738)	(3,645)	(11,383)
	61300	尼崎市元浜町2丁目	3,690	2,801	6,491	(5,310)	(3,128)	(8,438)
	61310	尼崎市大庄西町1丁目	8,331	2,506	10,837	(11,292)	(3,121)	(14,413)
昭和東本町線	63300	尼崎市東大物町2丁目	7,593	2,798	10,391	(10,346)	(3,370)	(13,716)
甲子園尼崎線	63320	尼崎市西高州町	5,981	4,650	10,631	(8,720)	(5,207)	(13,927)

(注) 1. 昼間12時間：午前7時～午後7時とする。

24時間：午前7時～翌日の午前7時又は午前0時～翌日の午前0時とする。

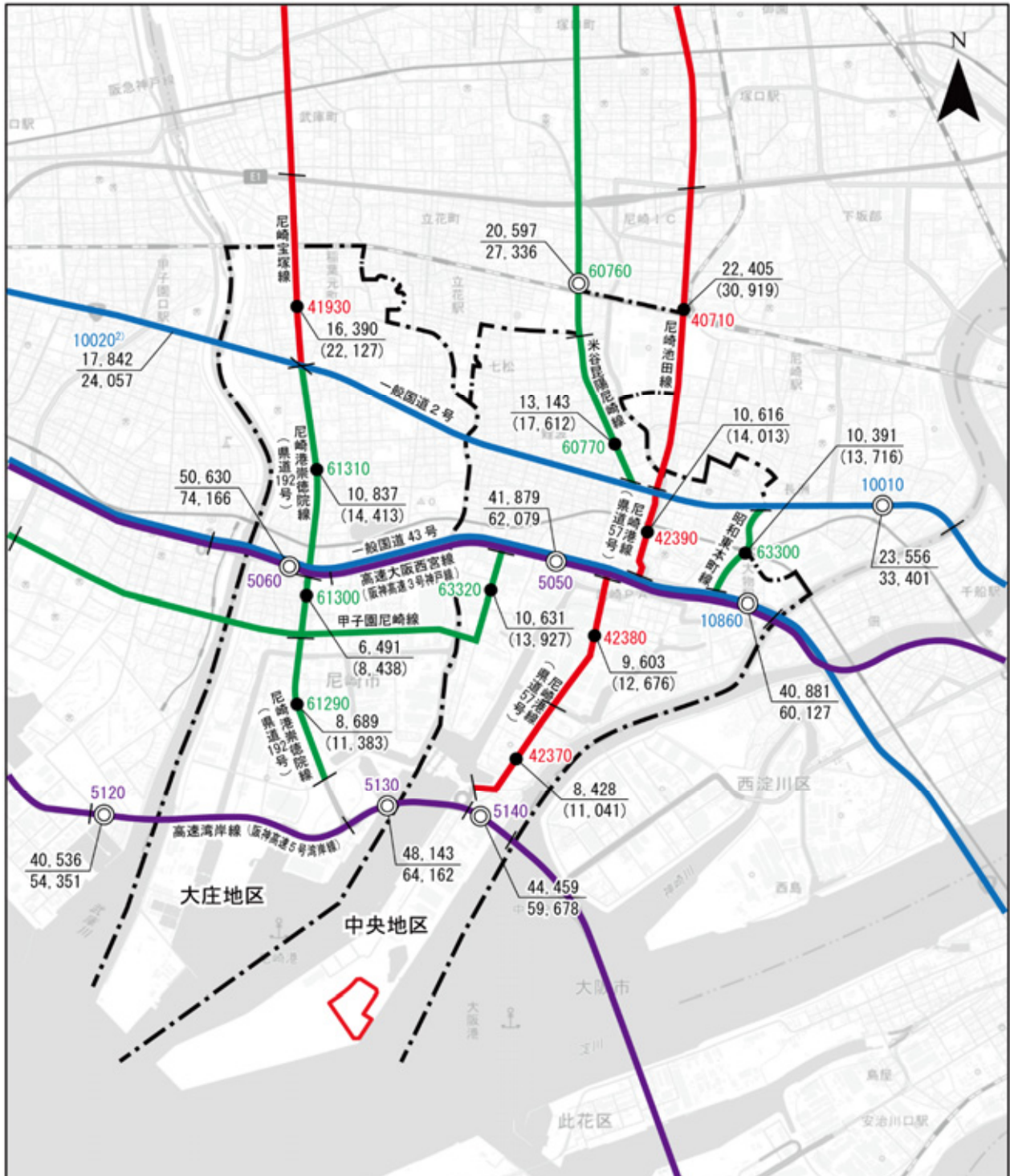
2. 調査単位区間番号は、図 3.1.6 に対応している。

3. 調査単位区間番号の 5120、10010、10020、40710、60760 については、観測地点は調査対象区域外であるが、調査単位区間は調査対象区域内であるため掲載した。

4. ()内の数値は、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推計した値である。

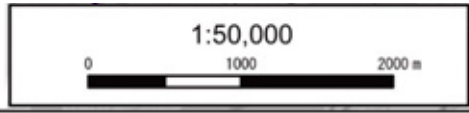
出典：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（兵庫県 Web サイト）

「平成27年度道路交通センサス交通量・区間設定図（阪神南・阪神北県民局版）」（兵庫県 Web サイト）



出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（兵庫県 Web サイト）
「平成 27 年度道路交通センサス交通量・区間設定図（阪神南・阪神北県民局版）」（兵庫県 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡例	事業計画地	【道路網】	● 平日12時間観測地点
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	高速道路・有料道路	5050 交通調査基本区間番号
例		一般国道	41,879 交通量
		主要地方道	62,079 (上段：平日12時間 下段：平日24時間 ()内は推定交通量)
		一般県道	
		◎ 平日24時間観測地点	

(注) 1. 図中の数字は、表3.1.20に対応している。
2. 10020の観測地点は、西宮市津門大塚町のため図枠外である。

図 3.1.6 調査対象区域の主要な道路網と交通量観測地点

(2) 鉄道交通

調査対象区域及びその周辺の鉄道利用状況は表 3.1.21 に、鉄道網は図 3.1.7 にそれぞれ示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺の鉄道は、東西に延びた阪神電気鉄道株式会社（阪神電鉄）と西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）があり、7 駅が存在する。また、阪神本線の尼崎駅と JR 西日本神戸線の尼崎駅の利用者数が比較的多い。

表 3.1.21 調査対象区域の鉄道利用状況

(単位：人)

年	阪 神 電 鉄 ²⁾										J R 西 日 本 ³⁾			
	大 物		尼 崎		出 屋 敷		尼 崎 セ ン タ ー プ ール 前		武 庫 川		尼 崎		立 花	
	総 数	定 期	総 数	定 期	総 数	定 期	総 数	定 期	総 数	定 期	総 数	定 期	総 数	定 期
平成 28 年	7,908	3,742	52,383	24,846	11,594	5,661	9,475	4,473	29,263	14,225	44,733	30,393	25,302	17,560
平成 29 年	7,643	3,719	53,377	25,294	12,130	5,829	9,655	4,399	28,756	14,170	45,110	30,735	25,250	17,604
平成 30 年	7,960	3,866	54,168	25,601	12,071	5,874	9,584	4,367	29,294	14,571	45,439	31,121	25,008	17,486
令和 元年	8,571	4,151	54,487	25,800	12,677	6,265	10,721	4,476	29,867	14,936	45,927	31,666	24,991	17,513
令和 2 年	4,736	2,649	32,287	17,525	9,956	5,710	7,581	4,036	22,592	12,968	37,656	27,861	20,761	15,362

- (注) 1. 駅名は、図 3.1.7 に対応している。
 2. 阪神電鉄の利用者は、1～12 月の単純平均で、乗客と降客の人数を合計したものである。
 3. JR 西日本の利用者数は、乗客 1 日平均である。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

(3) 海上交通

調査対象区域が位置する尼崎西宮芦屋港の入港船舶数は、表 3.1.22 に示すとおりである。

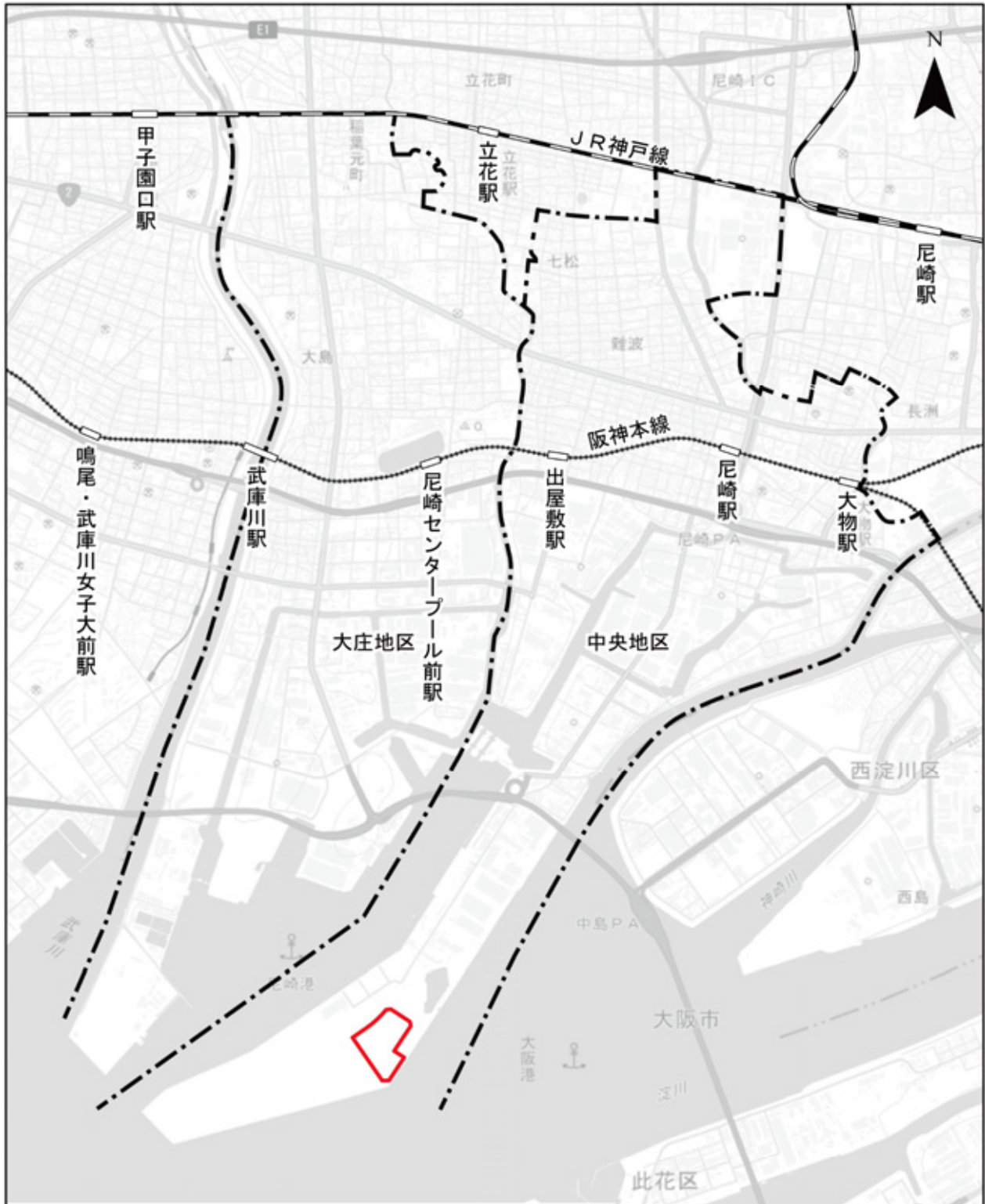
尼崎西宮芦屋港の入港船舶数は、平成 28 年から減少傾向にある。

表 3.1.22 尼崎西宮芦屋港の入港船舶数

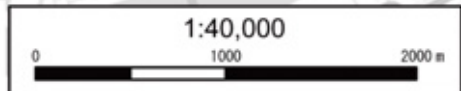
年 次	総 数		内 航		外 航	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
平成28年	4,348	2,942,747	4,196	2,653,408	152	289,339
平成29年	4,238	2,916,887	4,080	2,595,022	158	321,865
平成30年	4,045	2,674,487	3,952	2,470,306	93	204,181
令和元年	3,888	2,493,786	3,835	2,341,260	53	152,526
平成 2 年	3,836	4,512,846	3,792	4,290,019	44	222,827

(注) 各年 12 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【鉄道網】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	—— JR西日本
	 阪神電鉄

図 6.1.7 調査対象区域の鉄道網

3.1.7 文化財

「文化財保護法」（昭和25年法律第214号（最終改正：令和4年法律第68号））、「兵庫県文化財保護条例」（昭和39年条例第58号（最終改正：令和3年条例第24号））、「尼崎市文化財保護条例」（昭和57年条例第7号）に基づく調査対象区域の登録文化財・指定文化財は、表3.1.23及び図3.1.8に示すとおりである。

また、調査対象区域の埋蔵文化財包蔵地は、表3.1.24及び図3.1.8に示すとおりである。

表3.1.23(1) 調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種類	名称	住所	数量	所有者(管理者)	
1	国登録	建造物	尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場)	尼崎市大庄西町3-6-14	1棟	尼崎市	
2			島中家住宅主屋	尼崎市大庄北二丁目126	1棟	個人	
3			島中家住宅蔵		1棟		
4			島中家住宅中蔵		1棟		
5			島中家住宅東蔵		1棟		
6			島中家住宅納屋		1棟		
7			島中家住宅仕切塀		1棟		
8			尼崎市役所開明庁舎 (旧開明尋常小学校校舎)	尼崎市開明町2-1-1	1棟	尼崎市	
9			本田家住宅主屋	尼崎市西本町2-91	1棟	個人	
10			本田家住宅異蔵		1棟		
11			本田家住宅乾蔵		1棟		
12	国指定	彫刻	木造日隆上人坐像	尼崎市開明町3-13	1躯	本興寺	
13		建造物	本興寺 開山堂 (附、棟札2枚)		1棟		
14			本興寺 三光堂		1棟		
15			本興寺 方丈(附、棟札2枚)		1棟		
16			長遠寺 本堂(附、棟札2枚)		1棟	長遠寺	
17		長遠寺 多宝塔 (附、棟札5枚)	尼崎市寺町10				
18		工芸	本興寺 太刀銘恒次		尼崎市開明町3-13	1口	本興寺
19			太刀銘守家		尼崎市西本町北通3-93	1口	尼信文化基金
20		県指定	建造物		長遠寺 鐘楼	尼崎市寺町10	1棟
21	長遠寺 客殿			1棟			
22	長遠寺 庫裡			1棟			
23	本興寺 鐘楼			尼崎市開明町3-13	1棟	本興寺	
24	旧小阪家住宅		尼崎市扇町33番地4(兵庫県立尼崎の森中央緑地内)	1棟	兵庫県		
25	書跡		大覚寺 文書	尼崎市寺町9	56点	大覚寺	
26	歴史資料	撰津職河辺郡猪名所地図	尼崎市南城内10-2	1点	尼崎市		
27	市指定	建造物	如来院石造笠塔婆	尼崎市寺町11	1基	如来院	
28			本興寺 三光堂向唐門	尼崎市開明町3-13	1棟	本興寺	
29			本興寺 笠塔婆		1棟		

(注) 表中のNo.は、図3.1.8に対応している。

出典：「尼崎の文化財」（尼崎市Webサイト）

「文化財の指定」（兵庫県教育委員会Webサイト）

表 3. 1. 23(2) 調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種類	名称	住所	数量	所有者(管理者)	
30	市指定	建造物	大覚寺弁財天堂(附、弁財天社1棟・棟札1枚)	尼崎市寺町9	1棟	大覚寺	
31			難波八幡神社本殿(附、高欄擬宝珠2点)	尼崎市東難波町3-6-15	1棟	難波八幡神社	
32			如来院本堂・表門(附、棟札1枚、箱入)	尼崎市寺町11	各1棟	如来院	
33			善通寺本堂(附、紙本墨画龍図(旧内陣天井画)1面)	尼崎市寺町3	1棟	善通寺	
34		絵画	絹本著色涅槃図	尼崎市寺町10	1幅	長遠寺	
35			海北友松筆押絵貼屏風	尼崎市開明町3-13	六曲一双	本興寺	
36			紙本着色日蓮大聖人註画讃	尼崎市寺町10	5巻	長遠寺	
37			新曲図扇面	尼崎市南城内10-2	30面	尼崎市	
38			絹本著色顕如上人画像	尼崎市大物町1-17-36	1幅	西教寺	
39		工芸	鰐口・雲板	尼崎市寺町10	3口・1口	長遠寺	
40			銅鐘	尼崎市寺町11	1口	如来院	
41			豊臣秀吉菊桐紋蒔絵厨子 桑山重晴木像黒漆厨子	尼崎市大島3-17-3	各1基	宝樹院	
42			刀 銘撰州尼崎住藤原国幸	尼崎市南城内10-2	1口	尼崎市	
43		彫刻	木造達磨大師坐像	尼崎市浜田町1-7	1躯	興禅寺	
44		古文書	本興寺文書	尼崎市開明町3-13	49点	本興寺	
45			長遠寺文書	尼崎市寺町10	8点	長遠寺	
46			杭瀬庄雑掌申状案	尼崎市南城内10-2	1点	尼崎市	
47			東大寺領荘園文書		2巻(各3通)・2通		
48			日蓮書状(乙御前舟御書)	尼崎市寺町10	1幅	長遠寺	
49			日蓮筆曼荼羅本尊		1幅		
50			天龍寺関係文書	尼崎市南城内10-2	4帖1通	尼崎市	
51			寺岡家文書		1巻(4通)	個人蔵	
52			豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)		1幅	尼崎市	
53			足利義詮書状		1幅		
54			豊臣秀次朱印状		1幅		
55			足利義教御判御教書		1通		
56			豊臣秀吉朱印状(堀田三左衛門尉宛)	1幅			
57			考古資料	流水文銅鐸	尼崎市開明町3-13	1口	本興寺
58				水堂古墳出土品(附、封土中・封土上面出土土器)	尼崎市南城内10-2	一括	尼崎市
59				重圈素文鏡		1面	
60		板碑 阿弥陀坐像板碑・地藏立像板碑		尼崎市大庄北2-7-1	2基	東光寺	

(注) 表中のNo.は、図3.1.8に対応している。

出典：「尼崎の文化財」(尼崎市Webサイト)

「文化財の指定」(兵庫県教育委員会Webサイト)

表 3. 1. 23(3) 調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種類	名称	住所	数量	所有者(管理者)
61	市指定	考古資料	東園田遺跡出土 イイダコ壺	尼崎市南城内 10-2	490 個	尼崎市
62			東園田遺跡出土 玉杖形木製品		1 点	
63			武庫庄遺跡出土 大型掘建柱建物柱根		8 本	
64		尼崎城下風景図(附、尼崎城及び城下関係資料)	1 点			
65		歴史資料	浅葱糸威二枚胴具足(附、桜井神社所蔵資料)	尼崎市西本町北通 3-93	81 点	桜井神社・尼信文化基金
66			長洲天満神社絵馬(附、奉納者名木札 1枚)	尼崎市南城内 10-2	27 面	尼崎市
67			銀拾匁札版木		1 組	
68			享保元年尼崎城堀浚願図		1 枚	
69			安永七年尼崎城石垣櫓修補願図		1 舗	
70			寛文十年頃尼崎城下絵図	1 枚	個人蔵	
71			延宝頃尼崎城下絵図	尼崎市西本町 6-246	1 枚	貴布禰神社

(注) 表中のNo.は、図 3. 1. 8 に対応している。

出典：「尼崎の文化財」(尼崎市 Web サイト)
「文化財の指定」(兵庫県教育委員会 Web サイト)

表 3. 1. 24 調査対象区域の埋蔵文化財包蔵地

No.	種別	名称	住所
a	城館跡	尼崎城跡	尼崎市北城内、南城内他
b	包含地	辰巳橋遺跡	尼崎市東本町 1 丁目
c	包含地	大物遺跡	尼崎市大物町 2 丁目

(注) 表中のNo.は、図 3. 1. 8 に対応している。

出典：「尼崎の埋蔵文化財」(尼崎市 Web サイト) / 地図情報あまがさき「遺跡分布図」

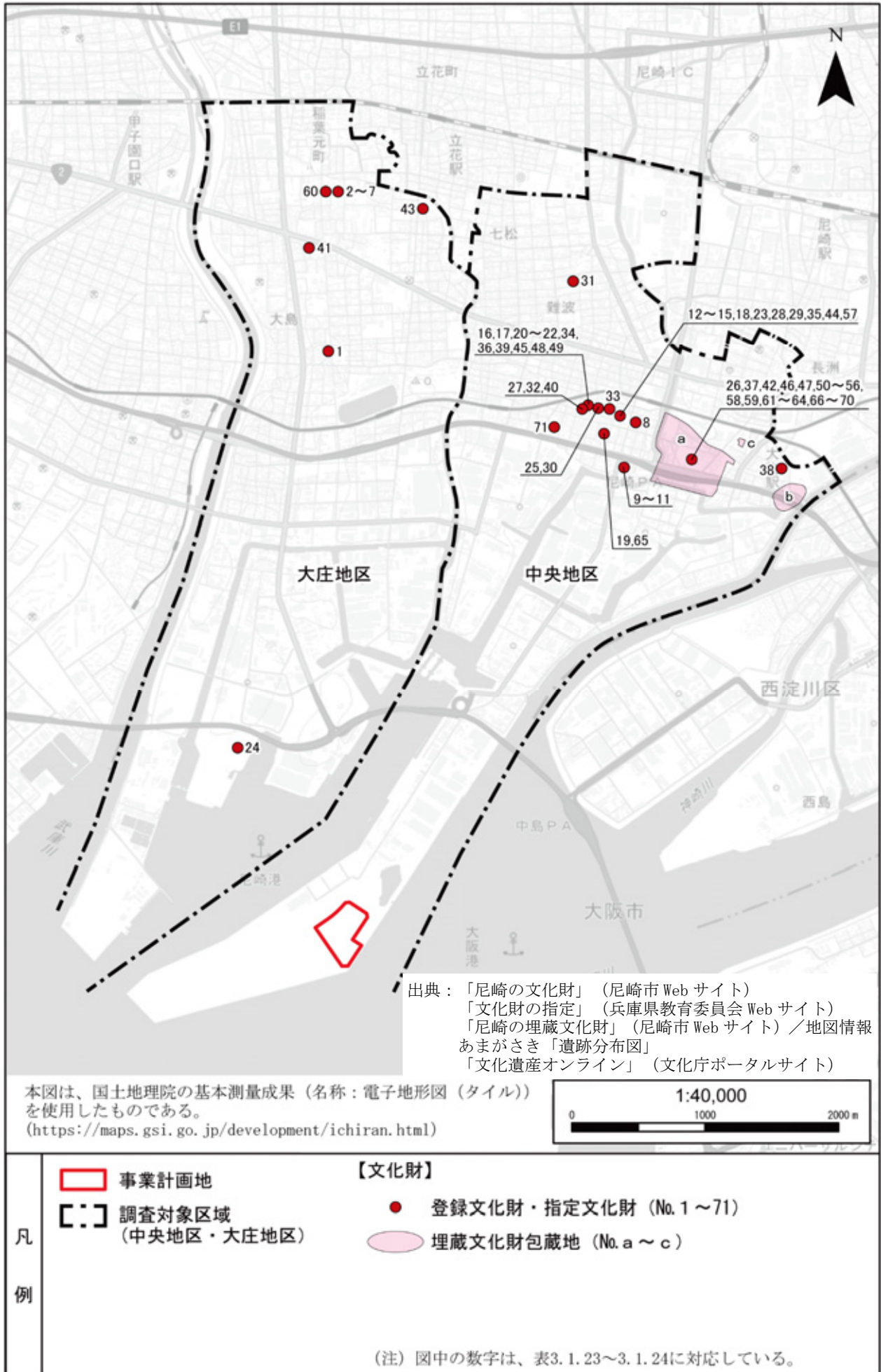


図 3.1.8 調査対象区域の登録文化財・指定文化財、埋蔵文化財包蔵地

3.1.8 関係法律・条例などによる指定・規制など

(1) 都市計画法に基づく地域地区等の指定

(a) 用途地域

尼崎市の用途地域の面積及び構成比は表 3.1.25 に、調査対象区域の用途地域指定状況は図 3.1.9 に示すとおりである。

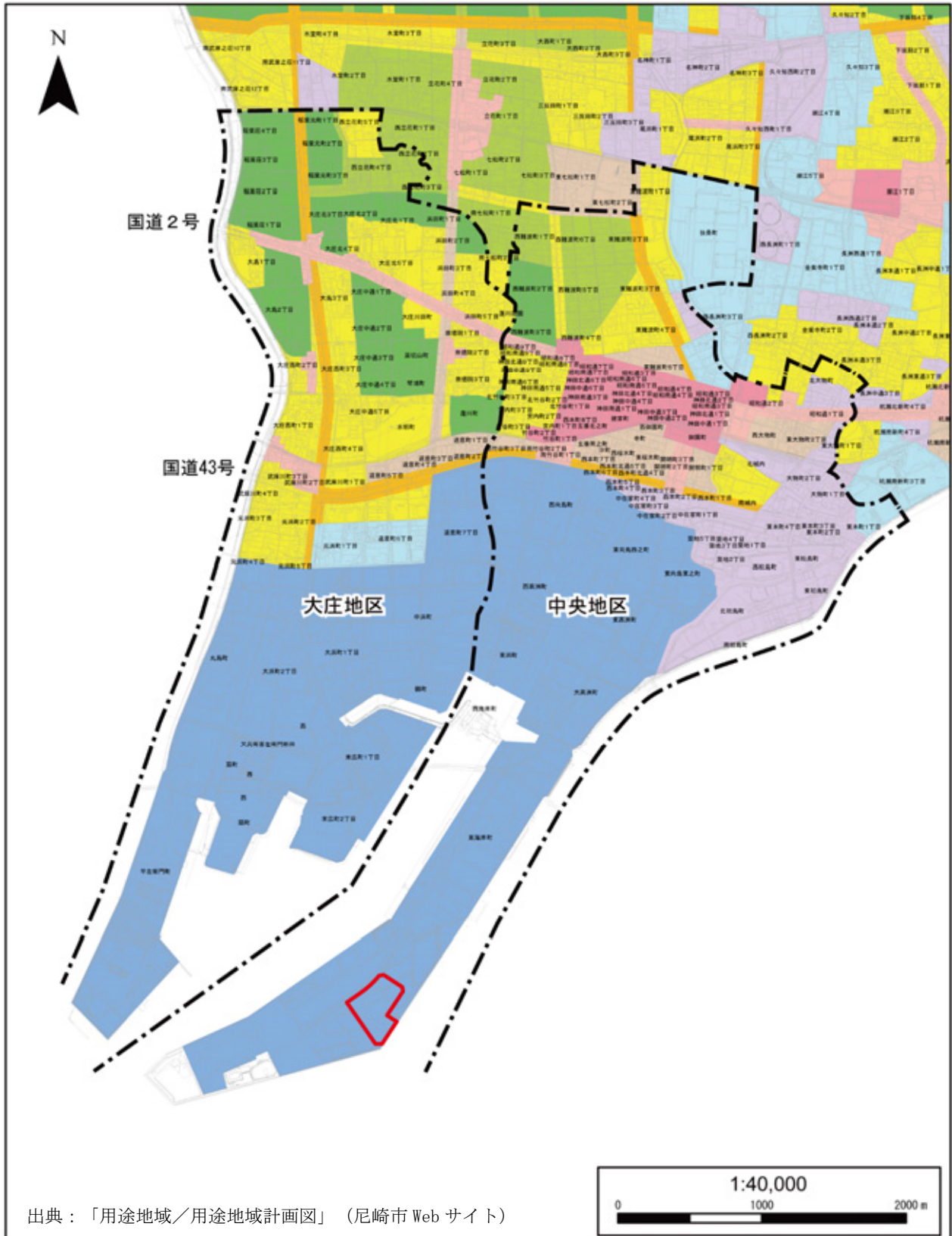
調査対象区域の用途地域は、国道 43 号以南が主として工業専用地域、国道 43 号以北が第 1 種住居地域・第 1 種中高層住居専用地域等に指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。

表 3.1.25 尼崎市の用途地域の面積及び構成比

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区域区分・用途地域		面積 (ha)	構成比 (%)	特 性	
都市計画区域	市街化区域面積	第 1 種低層住居専用地域	87	1.8	低層住宅の良好な環境保護のための地域
		第 1 種中高層住居専用地域	1,175	25.0	中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第 2 種中高層住居専用地域	289	6.1	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第 1 種住居地域	870	18.5	住居の環境を守るための地域
		第 2 種住居地域	167	3.5	主に住居環境を守るための地域
		準住居地域	126	2.7	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
		近隣商業地域	186	4.0	近隣の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
		商業地域	87	1.8	店舗、事務所等の業務利便の増進を図る地域
		準工業地域	396	8.4	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
		工業地域	545	11.6	工業の利便の増進を図る地域
		工業専用地域	781	16.6	専ら工業の利便の増進を図るための地域
		計	4,709	100.0	計画的な市街化を図る区域
市街化調整区域		—	—	市街化区域以外の区域で市街化を抑制すべき区域	
				公有水面を含む行政区域の全部	

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」(令和 4 年 3 月、尼崎市)



凡例	 事業計画地	【用途地域（令和3年7月1日現在）】	
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 第1種中高層住居 専用地域	 近隣商業地域
		 第2種中高層住居 専用地域	 商業地域
		 第1種住居地域	 準工業地域
		 第2種住居地域	 工業地域
		 準住居地域	 工業専用地域

図 3.1.9 調査対象区域の用途地域指定状況

(b) 特別用途地区

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区として、「特別用途地区」が規定されている。調査対象区域の特別用途地区は、表 3.1.26 及び図 3.1.10 に示すとおりであり、事業計画地においては指定されていない。

表 3.1.26 調査対象区域の特別用途地区

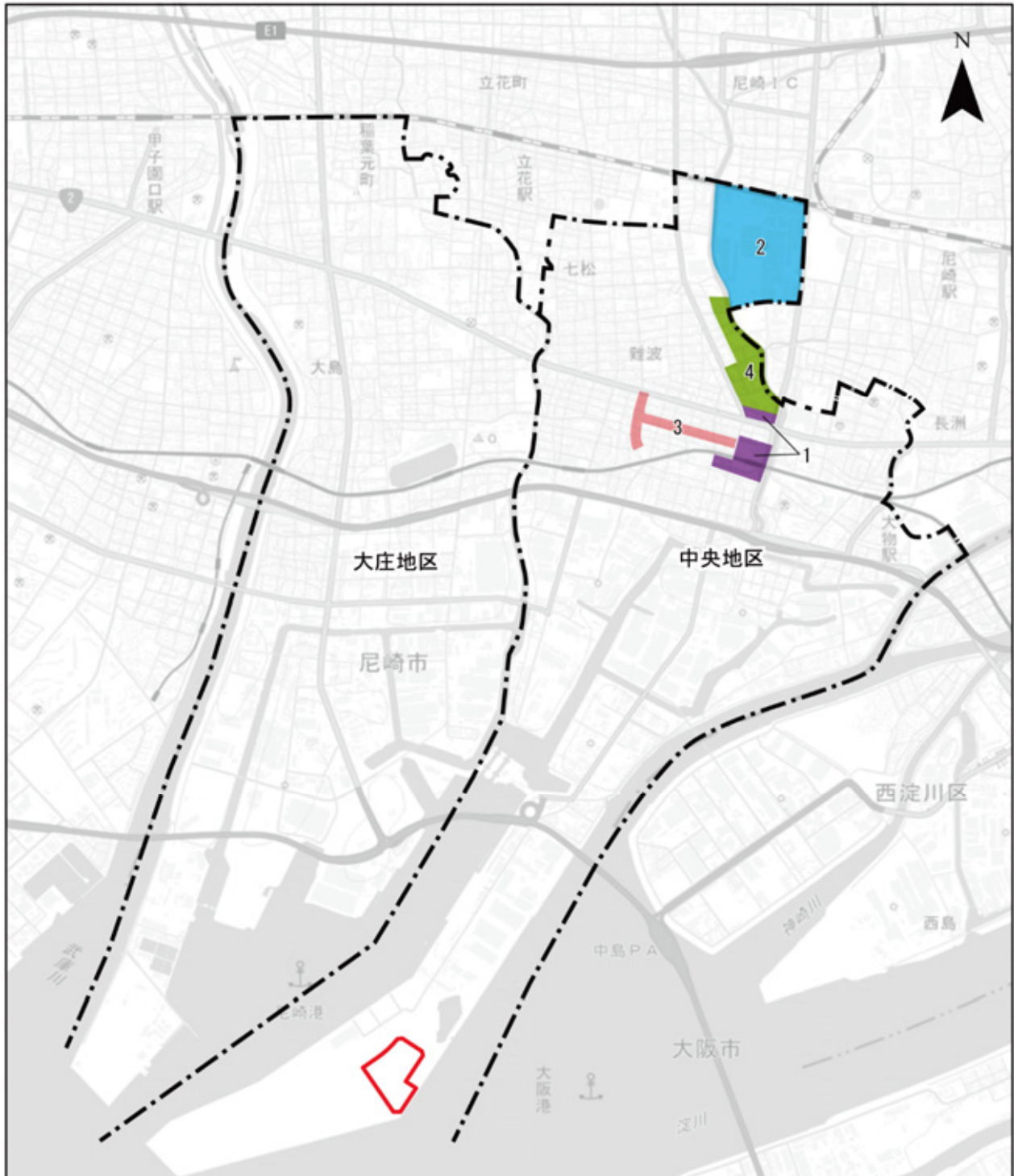
(令和元年 8 月 1 日尼崎市告示第 110 号)

No.	地区の名称	位 置	主な用途制限	都市計画決定日
1	都心商業・業務特別用途地区	御園町、東御園町、神田中通 1 丁目、神田北通 1 丁目、東難波町 5 丁目の各一部	(規制) ぱちんこ屋等、個室付浴場等	2004年 3 月 4 日
2	工業保全型特別工業地区	扶桑町	(規制) 住宅、共同住宅、遊戯施設、物販店舗等	2007年 3 月 15 日
3	中央・三和商店街特別用途地区	神田中通 4～5 丁目、昭南通 6～7 丁目、昭南通 6～7 丁目、神田北通 2～6 丁目、神田中通 2～6 丁目、神田南通 1～3 丁目、建家町、玄番北之町の各一部	(規制) 遊戯施設、1 階部分が住宅又は共同住宅の住戸等	2007年 12 月 25 日
4	住工共存型特別工業地区	工業地域及び準工業地域の各一部	(規制) 住環境形成に影響のある工場や危険物貯蔵施設等のほか、大規模商業施設、風俗遊戯施設等	2010年 1 月 4 日

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.1.10 に対応している。

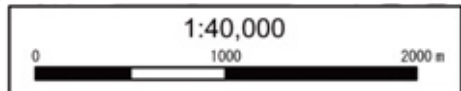
2. 主な用途制限については、建築基準法第 49 条の規定に基づく市条例で定めている。

出典：「特別用途地区」（尼崎市 Web サイト）



出典：「特別用途地区位置図」
 (尼崎市 Web サイト) より作成

本図は、国土地理院の基本測量成果 (名称：電子地形図 (タイル))
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【特別用途地区 (令和元年8月1日現在)】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 都心商業・業務特別用途地区
		 工業保全型特別工業地区
		 中央・三和商店街特別用途地区
		 住工共存型特別工業地区
(注) 図中の数字は、表3.1.26に対応している。		

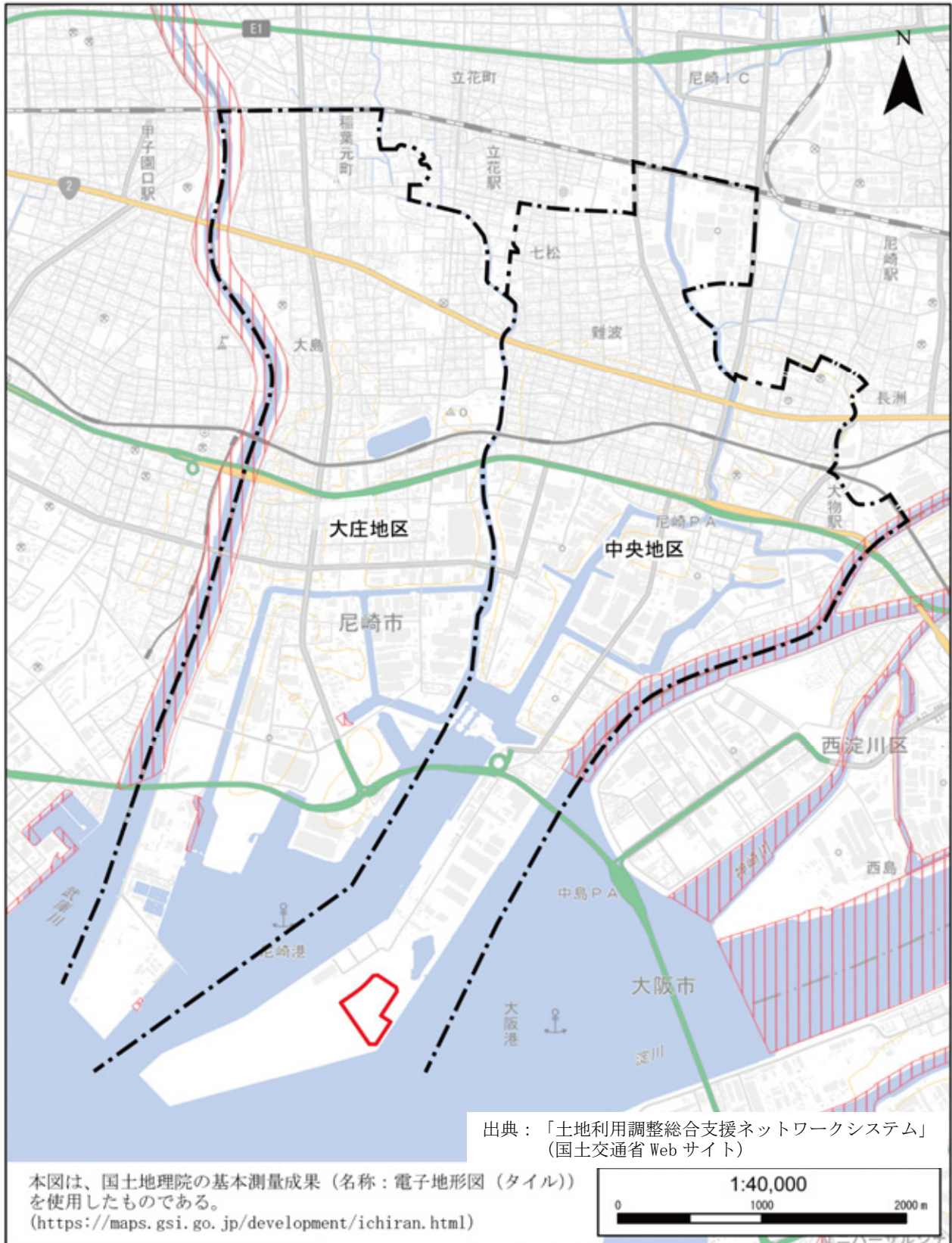
図 3.1.10 調査対象区域の特別用途地区

(c) 風致地区及び市街化調整区域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」が、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」が規定されている。

市街化調整区域については、図 3.1.11 に示すとおり武庫川等の河川と尼崎西宮芦屋港の公有水面において指定されており、事業計画地においては指定されていない。

風致地区については、尼崎市において指定されていない。






凡 例	 事業計画地	【市街化調整区域】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 市街化調整区域

図 3.1.11 調査対象区域及びその周辺の市街化調整区域

(2) 環境法令による地域・区域等の指定状況

調査対象区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況は、表 3.1.27 に示すとおりである。

表 3.1.27 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			調査対象区域	事業計画地
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	×
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	×
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域	○	○
	水質汚濁防止法	指定水域、指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時届出区域	○	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定地域（廃棄物が地下にある土地）	○	×
	尼崎市の環境をまもる条例	環境上の基準	○	○
	環境の保全と創造に関する条例	自動車公害の防止に関する特別対策地域	○	×
工場等における規制基準		○	×	
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区	×	×
	森林法	特定猟具使用禁止区域（銃器）	○	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	×
	尼崎市の環境をまもる条例	保護樹木	○	×
	環境の保全と創造に関する条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域 自然海浜保全地区、郷土記念物	×	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域、森林地域	×	×
		自然公園地域、自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	○	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	○	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	×
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	×	×	

(a) 生活環境

(ア) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、総量規制地域に指定されている。

(イ) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとしている。

調査対象区域は、騒音について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(ウ) 振動規制法

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定することとしている。

調査対象区域は、振動について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(I) 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が悪臭について規制する地域に指定されている。

(オ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号（最終改正：令和元年法律第 14 号））では、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

(カ) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、特定事業場からの排水水に対して排水基準が定められている。また、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が通常 50 m³/日以上のものであるものについて総量規制基準が定められている。

調査対象区域の面する瀬戸内海は指定水域であり、調査対象区域及び事業計画地は指定地域に指定されている。

(キ) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定することとしている。関係府県の区域では、最大排水量 50 m³/日以上の上の事業場が特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査対象区域及び事業計画地を含む尼崎市は、同法の対象区域に指定されている。

(ク) 湖沼水質保全特別措置法

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、指定湖沼はない。

(ケ) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することとしている。

また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）を「形質変更時要届出区域」として指定することとしている。

調査対象区域は、形質変更時要届出区域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

調査対象区域の形質変更時要届出区域は、表 3.1.28 及び図 3.1.12 に示すとおりである。

表 3.1.28(1) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成24年2月27日	指-5号	扇町22番2、43番の各一部	1,393.4	シスー1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
平成25年4月26日 平成30年1月15日	指-16号	大庄北5丁目71番の一部	27,650.28	1, 1-ジクロロエチレン シスー1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成26年7月30日 平成26年10月1日 平成26年12月24日 平成27年10月22日	指-20号	平左衛門町68番2	3,706.7	鉛及びその化合物
平成26年10月16日	指-21号	扶桑町1番、13番1・2、14番5の各一部	690.0	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成27年4月9日 平成30年5月29日	指-26号	大庄川田町74番の一部	3,331.22	1, 1-ジクロロエチレン シスー1, 2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 砒素及びその化合物
平成27年12月21日 平成28年5月2日 平成28年6月1日	指-29号	末広町1丁目5番2・3・15、末広町2丁目16番18~20の各全部、扇町15番、16番1、20番、21番の各一部	61,599.51	1, 1-ジクロロエチレン シスー1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年8月22日 令和4年2月3日 令和4年2月10日 令和4年3月3日	指-36号	東海岸町21番1・10、27番1・2の各一部	22,168.1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年9月28日 平成29年5月26日	指-37号	扇町15番、16番1の各一部	12,215.99	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

(注) 1. 指定番号は、図 3.1.12 に対応している。
2. 令和4年10月5日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.28(2) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成28年11月10日	指-39号	東難波町2丁目161番1の一部	864.1	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成29年4月26日 平成29年5月22日 平成29年9月7日	指-42号	末広町1丁目4番4・6、5番1の各全部、末広町2丁目8番2の一部、8番5・8・9、16番1・2・3の各全部、16番4・5の各一部、16番6の全部、16番7・8の各一部、16番9・10・13・14・17・21・22、17番4・7の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成29年7月14日	指-43号	船出23番の一部	19,499.18	ふっ素及びその化合物
平成29年9月27日 平成30年3月1日	指-47号	北城内26番1・2の各全部、27番の一部、88番9・37・54・68・92の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成30年2月5日 令和元年8月28日	指-50号	末広町1丁目1番13、5番10、8番6の各全部	7,038	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成30年6月1日	指-53号	扶桑町11番2、11番10、14番6、31番、36番の各一部	2,193.6	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
令和元年11月21日	指-58号	平左衛門町65番10、68番1・2、68番6～8、70番、71番の各一部	7,981.6	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和2年1月21日	指-59号	南初島町15番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
令和2年10月13日	指-62号	東難波町5丁目438番、441番、442番の各一部	307.8	シアン化合物 鉛及びその化合物
令和3年1月6日 令和3年1月19日	指-63号	平左衛門町13番1の一部	25,645.7	四塩化炭素 ジクロロメタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年11月11日	指-65号	平左衛門町65番8・10・17、68番1・6～9の各一部	23,072.02	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

(注) 1. 指定番号は、図 3.1.12 に対応している。

2. 令和4年10月5日現在。

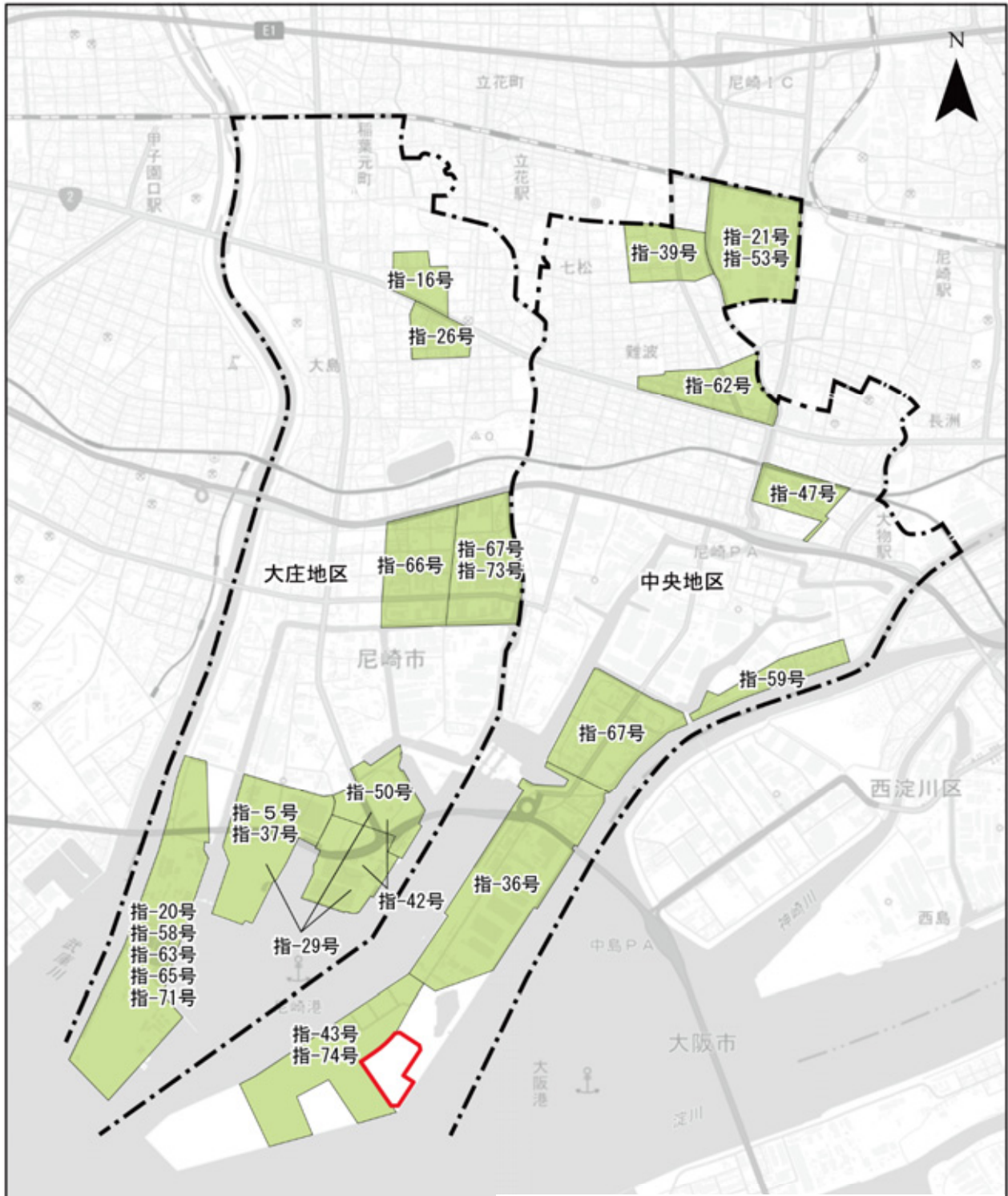
出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.28(3) 調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和3年12月21日	指-66号	道意町6丁目36番1の全部	14,203.28	砒素及びその化合物
令和4年2月1日	指-67号	道意町7丁目1番13の一部	3,460.95	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和4年3月25日	指-68号	大高洲町2番、2番2の各一部、14番1・2	9,927	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 有機りん化合物
令和4年6月15日	指-71号	平左衛門町18番17・18の各一部	66.77	砒素及びその化合物
令和4年9月22日	指-73号	道意町7丁目1番10の一部	113,741.7	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル
令和4年10月5日	指-74号	船出12番1、19番、20番1	28,243.41	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

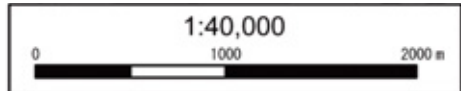
(注) 1. 指定番号は、図 3.1.12 に対応している。
2. 令和4年10月5日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）



出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	事業計画地 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	【形質変更時要届出区域（令和4年10月5日現在）】 形質変更時要届出区域
	(注) 図中の指定番号は、表3.1.28に対応している。なお、詳細な区域の位置は不明なため、区域の所在地の町丁界を示している。	

図 3.1.12 調査対象区域の形質変更時要届出区域

(ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとしている。

調査対象区域には、廃棄物が地下にある土地の指定区域があるが、事業計画地には指定されていない。

調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域は、表 3.1.29 及び図 3.1.13 に示すとおりである。

表 3.1.29 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定年月日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成18年4月14日	001	鶴町6番1の一部及び6番5	エ
平成18年4月14日	003	平左衛門町65番1～17、66番、67番、68番1～8、69番及び70番	ウ
平成18年4月14日	004	末広町1丁目2番1の一部、2番5の一部、2番7の一部、5番1の一部、5番8、16番1の一部及び16番6の一部	ウ
平成18年4月14日	005	末広町1丁目2番1の一部	ウ
平成18年4月14日	006	扇町5番5、6番2、6番3及び14番4の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番1の一部、1788番3の一部、1788番5、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51一部	イ

(注) 1. 指定番号は、図 3.1.13 に対応している。

2. 平成 25 年 12 月 1 日現在。

3. 埋立地の区分は、以下に示す。

イ：令第 13 条の 2 第 2 号に係る埋立地

（廃止の確認の制度の施行日（平成 10 年 6 月 16 日）より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地）

ウ：令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 1 号に係る埋立地

（法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの）

エ：令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 2 号に係る埋立地

（市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの）

※ 法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））

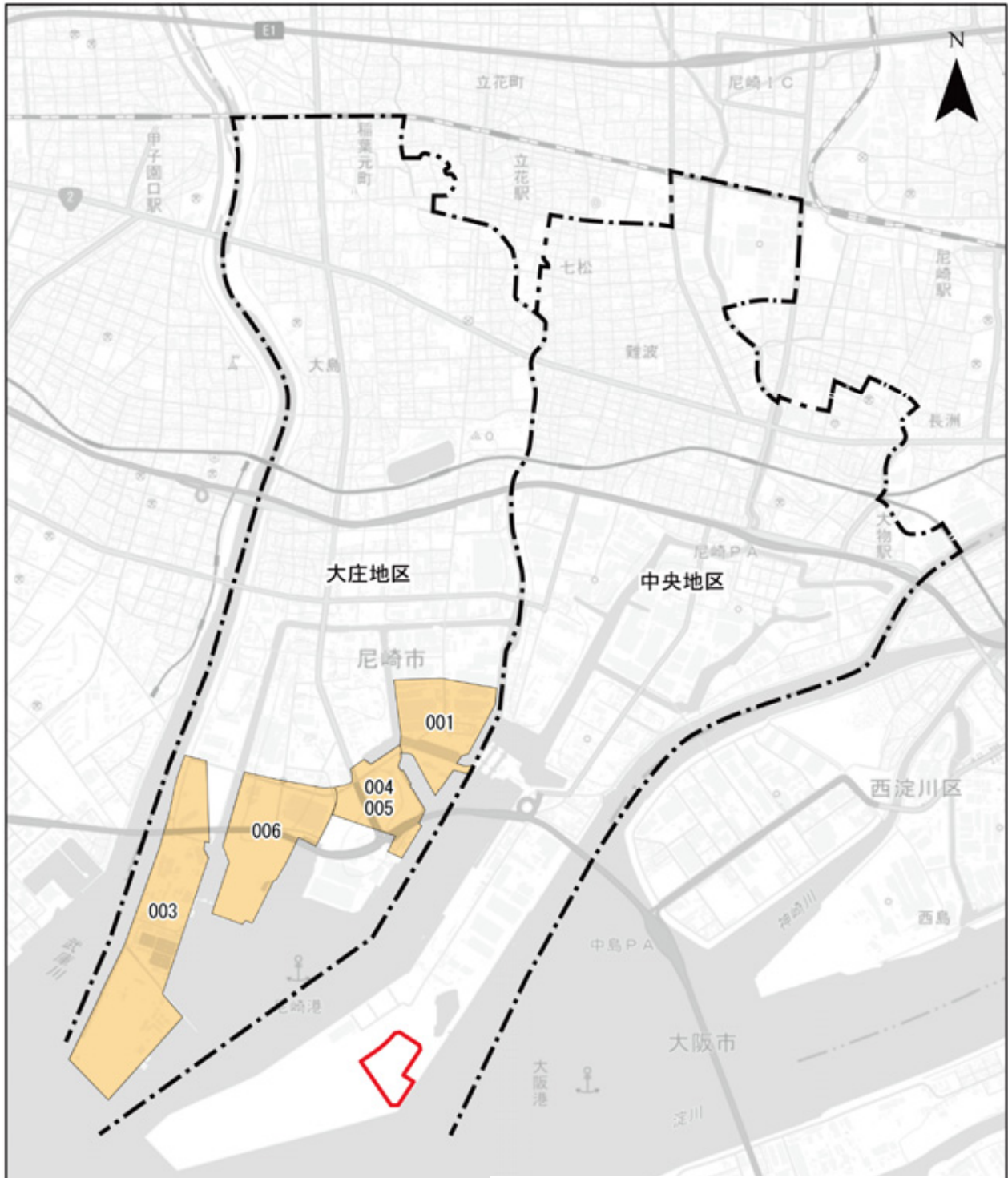
令：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

（昭和 46 年政令第 300 号（最終改正：令和 4 年政令第 25 号））

規則：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

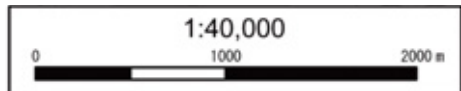
（昭和 46 年厚生省令第 35 号（最終改正：令和 3 年環境省令第 12 号））

出典：「廃棄物が地下にある土地（指定区域）の指定について」（尼崎市 Web サイト）



出典：「廃棄物が地下にある土地（視程区域）の指定について」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡 例	事業計画地	【廃棄物が地下にある土地の指定区域（平成25年12月1日現在）】
	調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	廃棄物が地下にある土地の指定区域

(注) 図中の指定番号は、表3.1.29に対応している。なお、詳細な区域の位置は不明なため、区域の所在地の町丁界を示している。

図 3.1.13 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

(ウ) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））では、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境上の基準を定めている。また、同法第 6 条に基づく「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

調査対象区域及び事業計画地は、環境上の基準及び尼崎市環境基本計画の対象地域である。

(シ) 環境の保全と創造に関する条例

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））では、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進している。

調査対象区域及び事業計画地は、工場等におけるばい煙・粉じん・汚水・悪臭の規制基準が定められている。一方、工場等における騒音・振動の規制基準は、調査対象区域は定められているが、事業計画地は定められていない。また、調査対象区域は、工業専用地域及び臨港地区を除く全域が自動車の運行に伴って生ずる公害を防止する「特別対策地域」に指定されているが、事業計画地は、工業専用地域であり、特別対策地域に指定されていない。

(b) 自然環境

(ア) 自然公園法

「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく「兵庫県立自然公園条例」（昭和 38 年条例第 80 号（最終改正：令和 4 年条例第 19 号））では、県内にある優れた自然の風景地について、兵庫県立自然公園に指定している。

調査対象区域及び事業計画地は、国立公園、国定公園及び兵庫県立自然公園に指定されていない。

(イ) 自然環境保全法

「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されていない。

(ウ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号（最終改正：令和4年法律第68号））では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲、採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合には、「生息地等保護区」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、生息地等保護区に指定されていない。

(I) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号（最終改正：平成6年条約第1号））では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、絶滅のおそれのある種及び群集を支えている湿地、定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地など、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象区域及び事業計画地には、ラムサール条約登録湿地はない。

(オ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。これらの遺産は、条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査対象区域及び事業計画地には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産はない。

(カ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号（最終改正：令和4年法律第68号））では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができるとしている。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができるとしている。

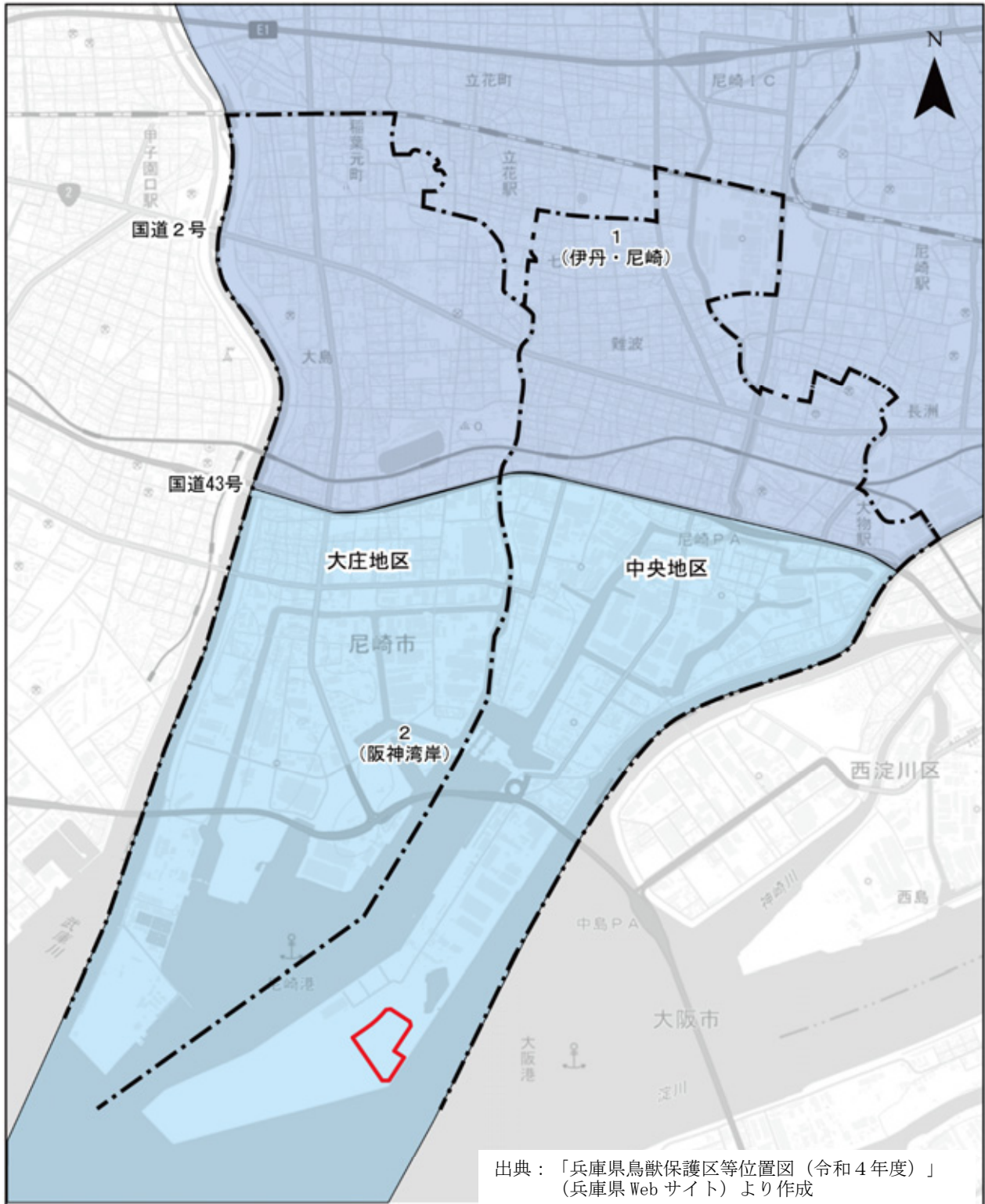
調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況は、表3.1.30及び図3.1.14に示すとおりであり、全域が特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

表3.1.30 調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況

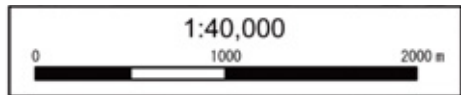
No.	区分	名称	指定期間
1	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	伊丹・尼崎	平成28年11月1日～令和18年10月31日
2		阪神湾岸	令和3年11月1日～令和13年10月31日

(注) 表中のNo.は、図3.1.14に対応している。

出典：「兵庫県広報 第2845号」（平成28年10月28日、兵庫県）
「兵庫県広報 号外」（令和3年10月29日、兵庫県）
「第13次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【鳥獣保護区】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 特定猟具使用禁止区域（銃器／No.1（伊丹・尼崎））
		 特定猟具使用禁止区域（銃器／No.2（阪神湾岸））

（注）図中の数字は、表3.1.30に対応している。

図 3.1.14 調査対象区域の鳥獣保護区等

(キ) 森林法

「森林法」(昭和26年法律第249号(最終改正:令和4年法律第68号))では、水源の^{かんよう}涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができるとしている。また、同法5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されていない。

(ク) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」(平成12年条例第51号(最終改正:令和2年条例第40号))では、良好な環境を確保するために、市長が保護すべき樹木又は樹木の集団(以下「保護樹木等」という。)を指定することができるとしている。

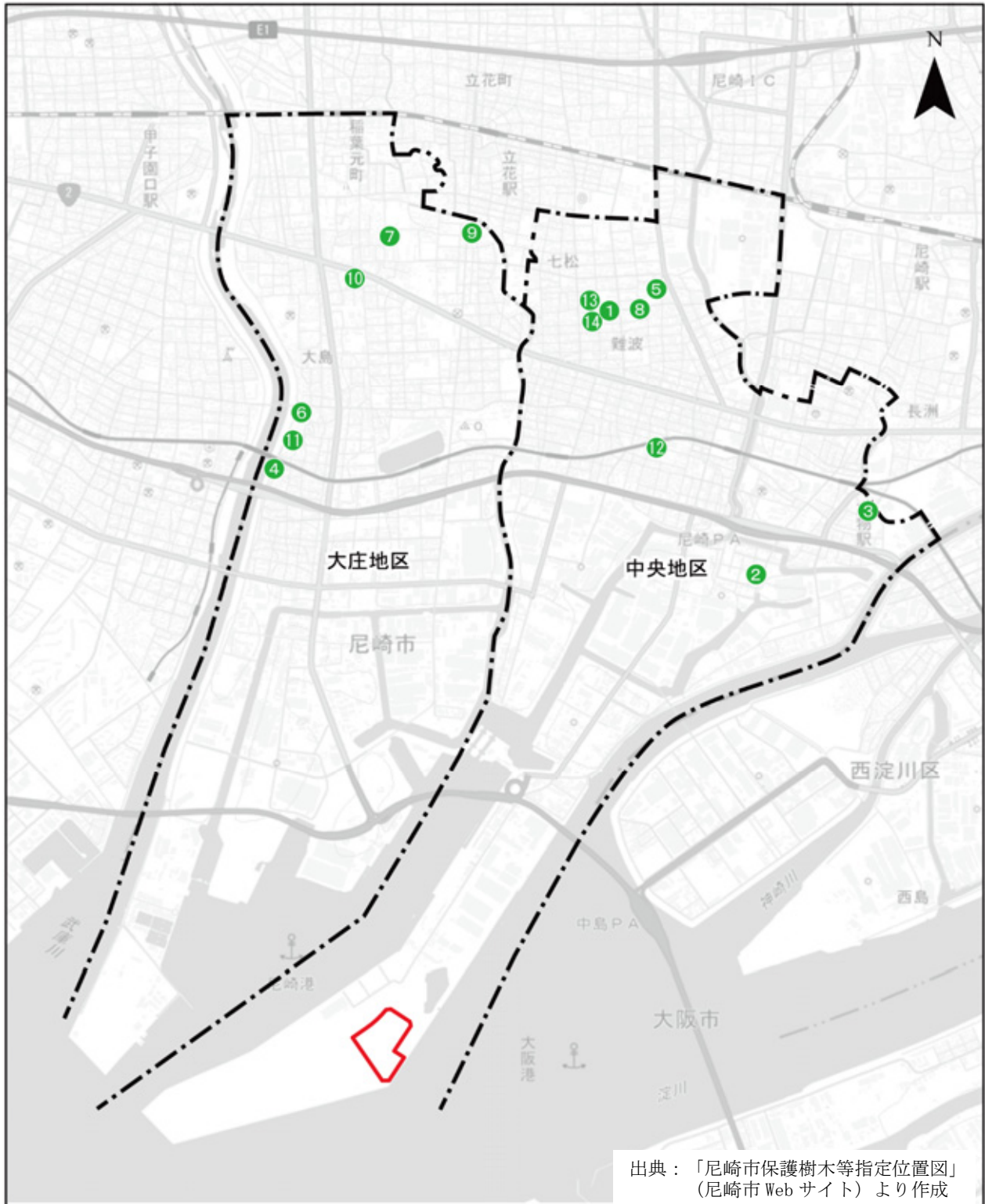
調査対象区域の保護樹木等は、表3.1.31及び図3.1.15に示すとおりであり、調査対象区域には指定された保護樹木等があるが、事業計画地にはない。

表3.1.31 調査対象区域の保護樹木等

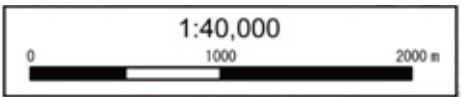
No.	指定番号	所有者 又は 管理者	所在地	単木(保護樹木)		集団(保護樹林)		
				樹種名	幹周(m)	主要樹種名	面積(m ²)	本数
1	74-01	難波熊野神社	西難波町5丁目9-22			エノキ・クスノキ	2,000	8
2	74-02	初島大神宮	築地南浜1丁目19	クスノキ	1.44			
3	74-08	西教寺	大物町1丁目17	イチョウ	3.05			
4	74-25	楠霊神社	武庫川町4丁目23	クスノキ	5.6			
5	74-51	浄徳寺	東難波町3丁目12-14			イチョウ・クスノキ・ムクノキ・エノキ	3,300	26
6	74-56	西素盞鳴神社	大庄西町1丁目41			クスノキ・クロマツ・ケヤキ・エノキ	2,118	13
7	74-58	大島神社	大庄北1丁目25	クスノキ	1.18			
8	74-67	難波八幡神社	東難波町3丁目6-15			クスノキ・エノキ・センダン・イチョウ	4,620	9
9	76-06	興禅寺	浜田町1丁目7	クスノキ	2.39			
	クスノキ			1.52				
10	76-09	長尾文三郎	大島3丁目	クスノキ	1.45			
11	76-10	日下大器	大庄西町1丁目	エノキ	2.8			
12	92-08	大覚寺	寺町9	クスノキ	1.41			
13	18-01	加島弥佳	西難波町5丁目	クスノキ	2.9			
14	18-02			モチノキ	1.0			

(注) 表中のNo.は、図3.1.15に対応している。

出典:「公園・緑化のあゆみ[令和元年度 緑化事業報告書]」(令和3年、尼崎市)



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	事業計画地	【保護樹木等】
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	保護樹木等指定位置

(注) 図中の数字は、表3.1.31に対応している。

図 3.1.15 調査対象区域の保護樹木等

(ケ) 環境の保全と創造に関する条例

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））では、自然環境の保全を目的とし、「兵庫県自然環境保全地域」、「環境緑地保全地域」、「自然海浜保全地区」、「郷土記念物」を指定することができるとしている。環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要は、表3.1.32に示すとおりである。

調査対象区域及び事業計画地は、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区に指定されていない。また、調査対象区域及び事業計画地には、郷土記念物はない。

表 3.1.32 環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要

項 目	概 要
兵庫県自然環境保全地域	その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号（最終改正：令和4年法律第68号））第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なもの。
環境緑地保全地域	市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なもの。
自然海浜保全地区	瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち本条例の基準に該当する区域。
郷土記念物	植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの。

出典：兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））

(c) 土地利用

(ア) 国土利用計画法

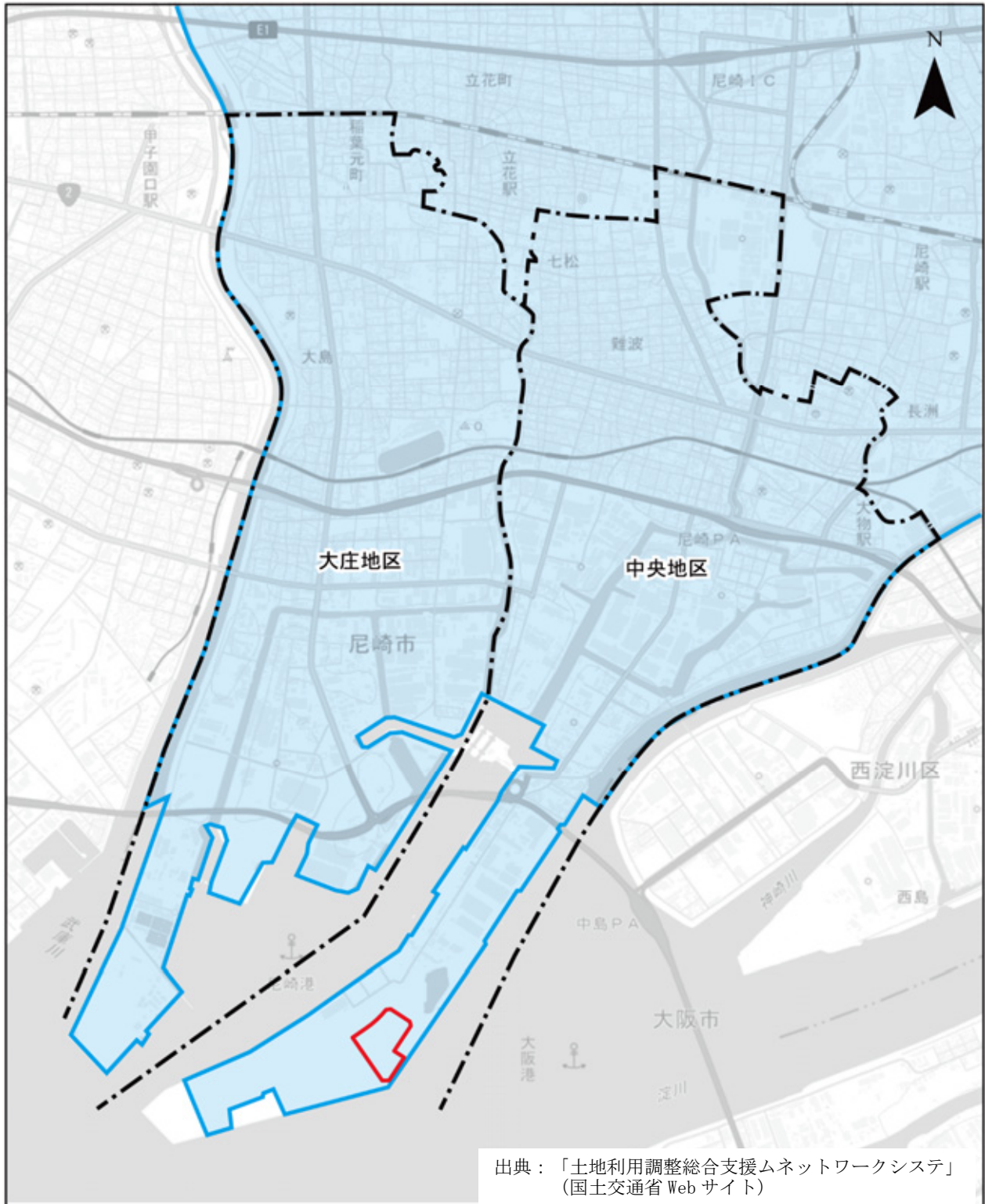
「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号（最終改正：令和4年法律第68号））では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」及び「自然保全地域」を定めることができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、図3.1.16に示すとおり都市地域に指定されている。

(イ) 生産緑地法

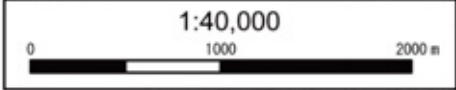
「生産緑地法」（昭和49年法律第68号（最終改正：令和4年法律第68号））では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができるとしている。

生産緑地地区の指定状況は、図3.1.17に示すとおりであり、調査対象区域は生産緑地地区が指定されているが、事業計画地は指定されていない。



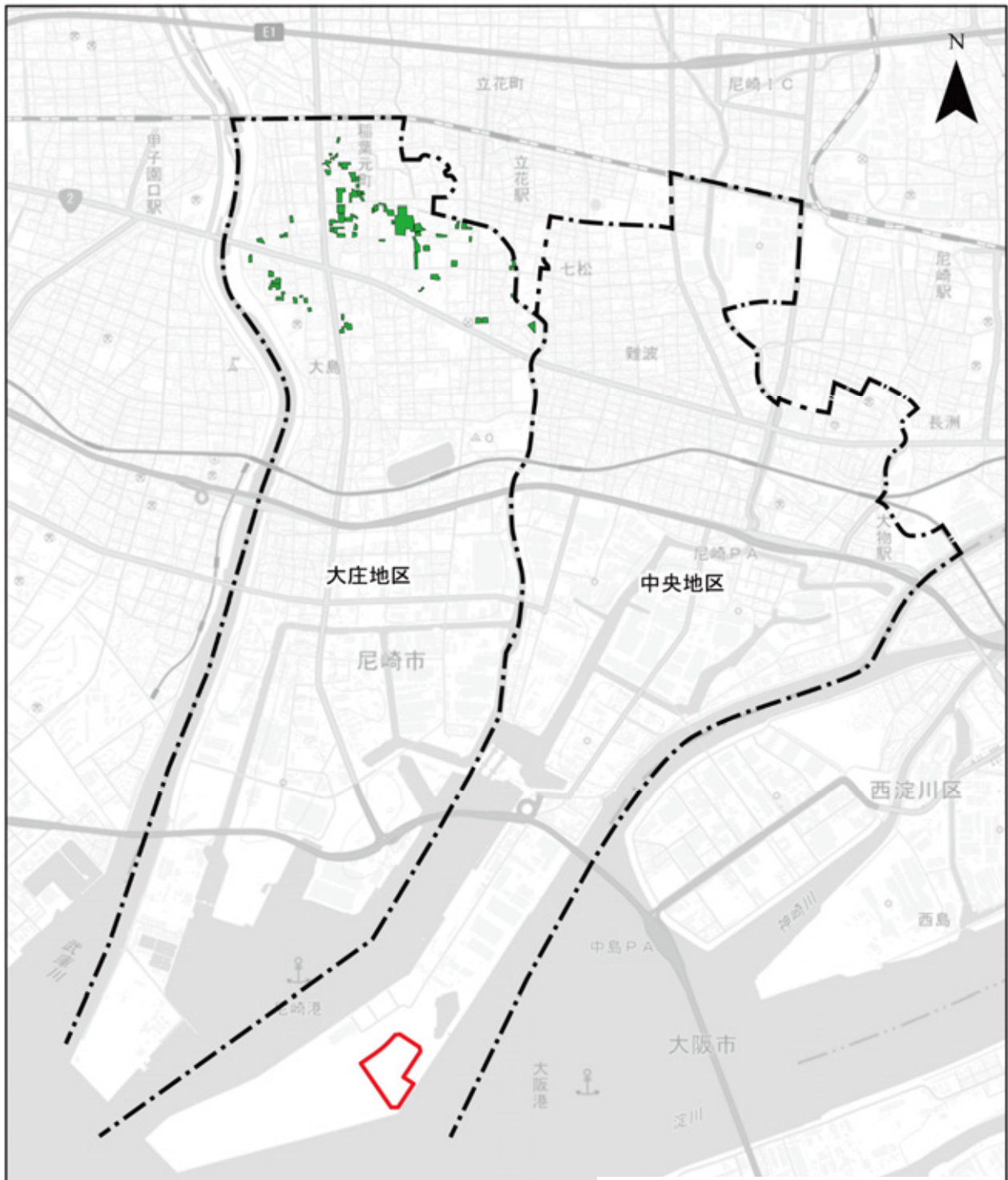
出典：「土地利用調整総合支援ムネットワークシステム」
(国土交通省 Web サイト)

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



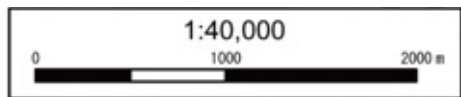
凡 例	 事業計画地	【都市地域】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 都市地域

図 3.1.16 調査対象区域の都市地域



出典：「地図情報あまがさき (外部リンク)」
 (尼崎市 Web サイト) より作成

本図は、国土地理院の基本測量成果 (名称：電子地形図 (タイル))
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【生産緑地地区】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 生産緑地地区

図 3.1.17 調査対象区域の生産緑地地区

(ウ) 砂防法

「砂防法」(明治30年法律第29号(最終改正:令和4年法律第68号))では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採及び土石・砂れきの採取等の一定の行為を制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、砂防指定地に指定されていない。

(I) 地すべり等防止法

「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号(最終改正:令和4年法律第68号))では、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、地すべり防止区域に指定されていない。

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号(最終改正:令和4年法律第68号))では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、水のしん透を助長する行為、工作物の改造等の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。

(カ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号(最終改正:令和4年法律第68号))では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができるとしている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていない。

(キ) 都市緑地法

「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されていない。

(ク) 河川法

「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸又は河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域に分布する主な河川としては、蓬川、左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川、武庫川があり、河川保全区域が指定されている。事業計画地は、河川保全区域に指定されていない。

(ケ) 宅地造成等規制法

「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を「宅地造成工事規制区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、宅地造成工事規制区域に指定されていない。

(コ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができるとしている。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査対象区域は古都に指定されておらず、調査対象区域及び事業計画地は、歴史的風土保存区域に指定されていない。

(カ) 農業振興地域の整備に関する法律

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事及び市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））による制限があるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、農用地区域に指定されていない。

(シ) 国有林野の管理経営に関する法律

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、又は供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、「国有財産法」（昭和 23 年法律第 73 号（最終改正：令和 3 年法律第 37 号））の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査対象区域及び事業計画地は、国有林野に指定されていない。

(3) 公害の防止に係る規制の状況

(a) 大気汚染

(ア) 環境基本法

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号（最終改正：令和 3 年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））第 20 条第 1 項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.33 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、表 3.1.34 に示すとおり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））に基づく環境上の基準が定められている。

表 3.1.34 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準及び環境上の基準

(単位：pg-TEQ/m³)

物質	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	0.6以下	0.6以下

- (注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。
3. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））
「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.33 大気汚染に係る環境基準と環境上の基準

物質	環境基本法に基づく環境基準 ¹⁾ の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準 ⁶⁾ の基準値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) ²⁾	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 ³⁾	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
光化学オキシダント (O _x) ⁴⁾	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン ⁵⁾	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

- (注) 1. 環境基本法に基づく環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準は、尼崎市全域を対象とする（車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く）。
7. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずる。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号（最終改正：平成8年環境庁告示第73号））

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和42年環境庁告示第38号（最終改正：平成8年環境庁告示第74号））

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号（最終改正：平成30年環境省告示第100号））

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

(イ) 大気汚染防止法に基づく総量規制及び排出基準等と環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号(最終改正:令和4年法律第68号))に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設(ばい煙発生施設)を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出規制が定められている。また工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められている。

調査対象区域は、大気汚染防止法に基づいて総量規制基準が定められた区域である。

また、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年条例第28号(最終改正:令和元年条例第13号))により、大気汚染防止法上の対象施設を拡大するなど、規制の強化が図られている。

(b) 騒音

(ア) 環境基本法

「環境基本法」(平成5年法律第91号(最終改正:令和3年法律第36号))に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」(平成12年条例第51号(最終改正:令和2年条例第40号))第20条第1項の規定に基づく環境上の基準は表3.1.35~3.1.37に、地域の類型を当てはめる地域の指定は表3.1.38及び図3.1.18に示すとおりである。事業計画地には、類型を当てはめる地域の指定はされていない。

表3.1.35 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間: 6時~22時、夜間: 22時~翌日の6時

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号(最終改正:平成24年環境省告示第54号))

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」(平成13年尼崎市告示第26号(最終改正:平成27年尼崎市告示第142号))

表 3.1.36 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

2. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号（最終改正：平成24年環境省告示第54号））
「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.37 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

(注) 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

2. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道。

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

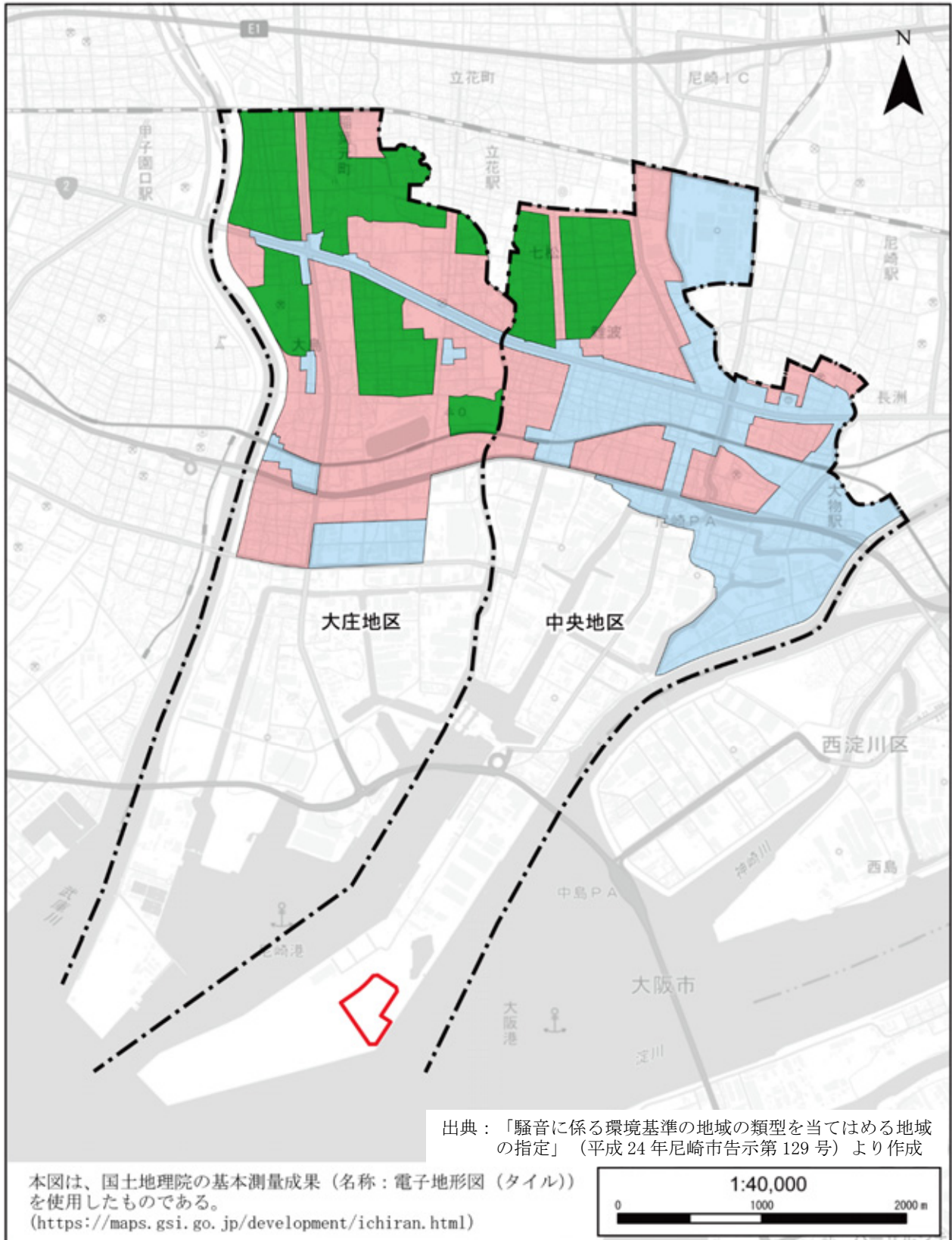
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号（最終改正：平成24年環境省告示第54号））
「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.38 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地域
AA	指定なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年尼崎市告示第129号）



凡 例	事業計画地	【騒音に係る環境基準等の地域の類型】	
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	A類型	B類型
		C類型	

図 3.1.18 調査対象区域の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(1) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））による特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する騒音、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は、表 3.1.39～3.1.40 に示すとおりである。

自動車騒音の要請限度（指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる値）は表 3.1.41 に、区域の区分は図 3.1.19 に示すとおりである。

事業計画地は、区域の区分に指定されていない。

表 3.1.39 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼 間	夕	夜 間
	6時から 8時まで	8時から 18時まで	18時から 22時まで	22時から 翌日の6時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	60デシベル

- (注) 1. デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。
2. 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。
3. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号（最終改正：令和 4 年法律第 77 号））第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号（最終改正：令和 4 年法律第 66 号））第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号（最終改正：令和元年法律第 71 号））第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号（最終改正：令和元年法律第 26 号））第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号（最終改正：令和 4 年法律第 40 号））第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
4. 区域の区分については、以下に示すとおりである。
- 第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域
- 第 2 種区域：第 1 種・第 2 種中高層住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域
- 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- なお、第 3 種区域が第 1 種区域と接することになる場合、境界線から第 3 種区域内 50 m を第 2 種区域とする。
- 第 4 種区域：工業地域、（工業専用地域の一部）
- なお、第 4 種区域が第 1 種・第 2 種区域と接することになる場合、境界線から第 4 種区域内 50m を第 3 種区域とする。また、工業専用地域のうち、第 2 種・第 3 種・第 4 種区域に接することになる場合、その地点から 100m の区域内を第 4 種区域の規制基準とする。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））

「騒音規制法に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 96 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 183 号））

「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出（特定施設）について」（平成 28 年 8 月 1 日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.40 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等 区分	騒音の 大きさ	作業がで きない時間(夜間)		1日当 たりの 作業時間		同一場 所にお ける作 業時間		日曜日・休日 における作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類	85 デシ ベル 以下	19 時 〜 翌日 の7 時	22 時 〜 翌日 の6 時	10 時 間を 超え ない こと	14 時 間を 超え ない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
1. くい打機 ¹⁾ 、くい抜機又はくい 打くい抜機 ²⁾ を使用する作業 ³⁾								
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 ⁴⁾								
4. 空気圧縮機 ⁵⁾ を使用する作 業 ⁶⁾								
5. コンクリートプラント ⁷⁾ 又は アスファルトプラント ⁸⁾ を設 けて行う作業 ⁹⁾								
6. バックホウ ¹⁰⁾ を使用する作業								
7. トラクターショベル ¹¹⁾ を使 用する作業								
8. ブルドーザー ¹²⁾ を使用する 作業								
備考	作業場 の敷地 境界に おける 値	原則として上 の時間に作業 を行って はなら ない。	原則として1日 において上の時 間を超えて作業 を行って はなら ない。	原則として上 の期間を超 えて作業を行 って はなら ない。	原則として 日曜・休日 に作業を行 って はなら ない。			
備考：1. 第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。 第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。 2. 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。								

- (注) 1. もんけんを除く。
 2. 圧入式くい打くい抜機を除く。
 3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
 4. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
 5. 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
 6. さく岩機の動力として使用する作業を除く。
 7. 混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。
 8. 混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
 9. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
 10. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
 11. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
 12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
 13. デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号（最終改正：平成27年環境省告示第66号））

「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号（最終改正：令和3年政令第346号））

「特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」（平成13年尼崎市告示第97号（最終改正：平成27年尼崎市告示第184号））

「建設工事（特定施設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.41 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分 ¹⁾	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域 ²⁾	75デシベル	70デシベル

(注) 1. 区域の区分は以下のとおりであり、図 3.1.19 に対応している。

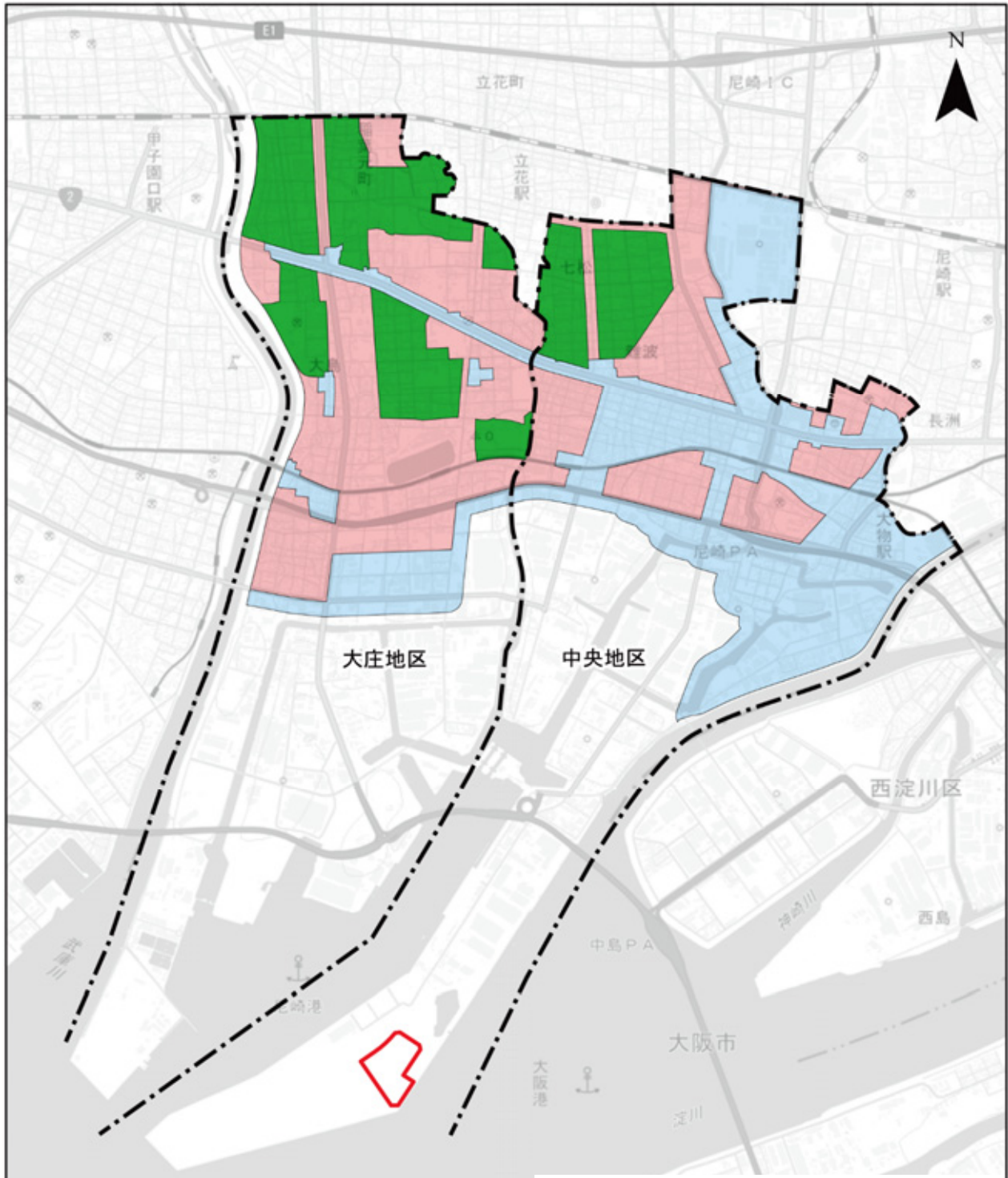
- a 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））において指定した地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る）
- b 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第 2 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づく第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除く）
- c 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域

2. 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

3. デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。

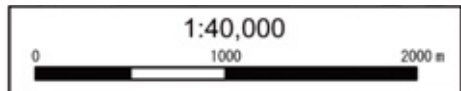
出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号（最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号））

「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 98 号）



出典：「騒音規制区域図（平成 30 年 3 月 27 日版）
（尼崎市 Web サイト）より作成

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【自動車騒音の要請限度の区域】	
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 a 区域	 b 区域
		 c 区域	

図 3.1.19 調査対象区域の自動車騒音の要請限度に係る区域の区分

(c) 振 動

(ア) 振動規制法

「振動規制法」(昭和51年法律第64号(最終改正:令和4年法律第68号))及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年条例第28号(最終改正:令和元年条例第13号))による特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、表3.1.42~3.1.43に示すとおりである。

道路交通振動の限度(指定地域内の道路交通振動が一定のレベル(限度)を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長が公安委員会に対して「道路交通法」(昭和35年法律第105号(最終改正:令和4年法律第32号))の規定による措置や道路管理者に対して道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請することのできる値)は表3.1.44に、区域の区分は図3.1.20に示すとおりである。

事業計画地は、区域の区分に指定されていない。

表 3.1.42 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	昼 間	夜 間
	8時から19時まで	19時から翌日の8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考：第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号(最終改正:令和4年法律第77号))第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号(最終改正:令和4年法律第66号))第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号(最終改正:令和元年法律第71号))第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号(最終改正:令和元年法律第26号))第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号(最終改正:令和4年法律第68号))第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号(最終改正:令和4年法律第40号))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

(注) デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号(最終改正:令和4年法律第68号))に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成13年尼崎市告示第99号(最終改正:平成30年尼崎市告示第144号))

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」(平成13年尼崎市告示第100号(最終改正:平成27年尼崎市告示第185号))

「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出(特定施設)について」(平成28年8月1日、尼崎市環境保全課)

表 3.1.43 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等 区分	振動の 大きさ	作業ができない 時間(夜間)		1日当たりの 作業時間		同一場所におけ る作業時間		日曜日・休日 における作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類	75 デシベル 以下	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 を 超 え な い こ と	14 時 間 を 超 え な い こ と	連続して6日を 超えないこと		禁止
1. くい打機 ¹⁾ 、くい抜機 ²⁾ 又は くい打くい抜機 ^{注3)} を使用す る作業								
2. 鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業								
3. 舗装版破碎機を使用する 作業 ⁴⁾								
4. ブレーカー ⁵⁾ を使用する 作業 ⁴⁾								
備考	作業場の 敷地境界 における 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはならな い。	原則として1日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上の 期間を超えて作 業を行ってはな らない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			
<p>備考：第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。</p> <p>第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。</p>								

- (注) 1. もんけん及び圧入式くい打機を除く。
 2. 油圧式くい抜機を除く。
 3. 圧入式くい打くい抜機を除く。
 4. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
 5. 手持式のものを除く。
 6. デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））
 「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」（平成13年尼崎市告示第101号（最終改正：平成27年尼崎市告示第186号））
 「建設工事（特定建設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

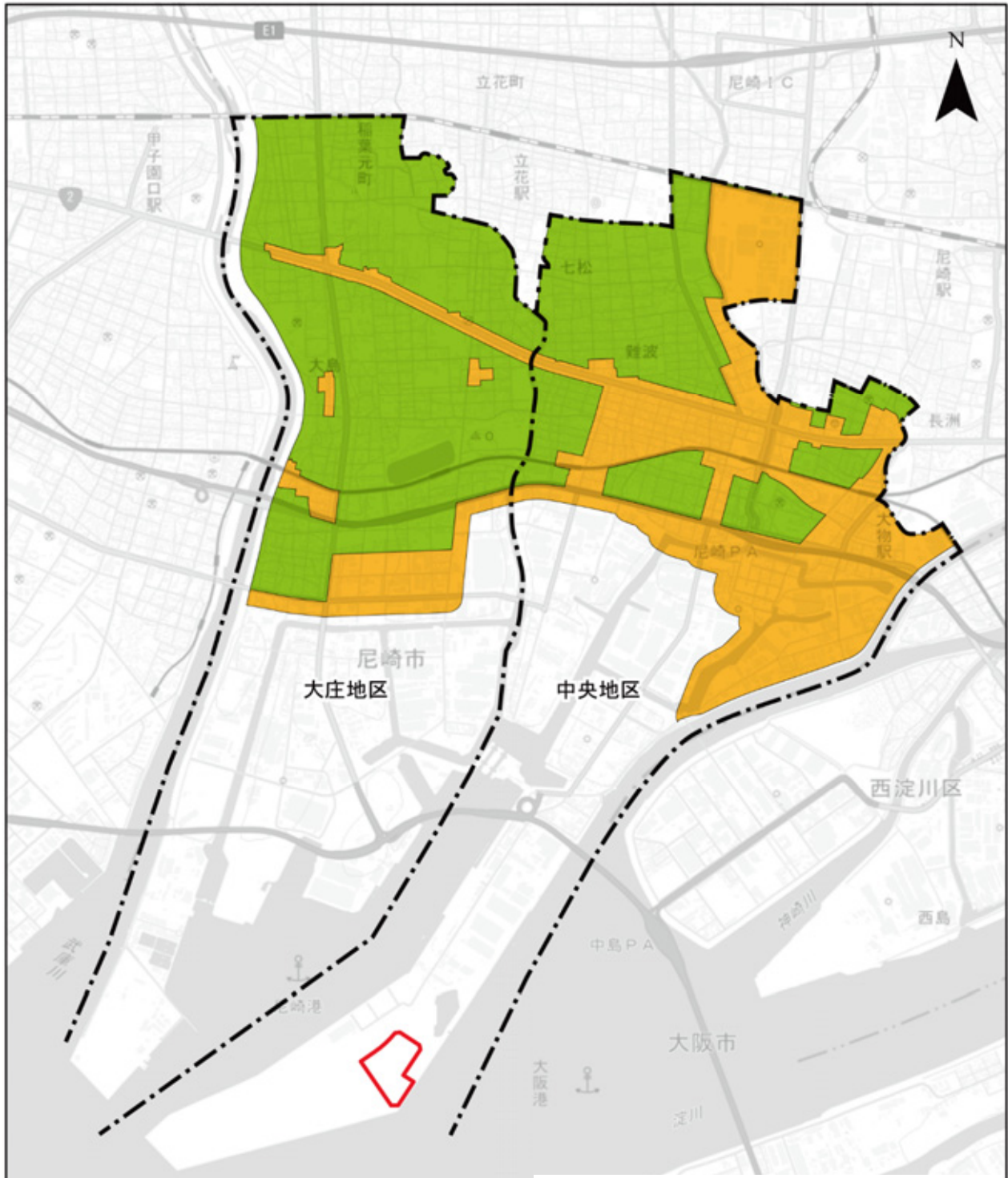
表 3.1.44 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分		昼 間	夜 間
		8時から19時まで	19時から翌日の8時まで
第1種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 1. デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める振動加速度レベルの計量単位。
 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
 3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
 4. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。
 5. 区域の区分は、図3.1.20に対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））

「振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」（平成13年尼崎市告示第102号）



出典：「振動規制区域図（平成 30 年 3 月 27 日版）
（尼崎市 Web サイト）より作成

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
を使用したものである。
(<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	【道路交通振動の要請限度の区域】
			 第1種区域 第2種区域

図 3.1.20 調査対象区域の道路交通振動要請限度に係る区域の区分

(d) 悪臭

(ア) 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号(最終改正:令和4年法律第68号))では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅覚^{きゅうかく}を用いた臭気指数による規制が行われており、尼崎市では市内全域を対象として、特定悪臭物質について濃度規制が行われており、事業計画地も規制対象地域となっている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度の規制基準は、表3.1.45に示すとおりである。

表3.1.45 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度の規制基準

【敷地境界線】

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号(最終改正:令和3年環境省令第3号))
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」(平成13年尼崎市告示第103号)

(e) 水質汚濁

(ア) 環境基本法

「環境基本法」（平成5年法律第91号（最終改正：令和3年法律第36号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年条例第51号（最終改正：令和2年条例第40号））第20条第1項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準等は、表3.1.46～3.1.48に示すとおりである。

調査対象区域の河川及び海域には、環境基準が設定された水質環境類型と、環境上の基準が設定された水域区分が指定されている。調査対象区域の水質環境類型指定及び水域区分は、表3.1.49に示すとおりである。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準は、表3.1.50に示すとおりである。事業計画地周辺の河川及び海域が、基準等の対象となっている。

表 3.1.49 調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

区 分	河川名等	環境基準水質環境類型	環境上の基準水域区分
河 川	庄下川	C類型	2級水域
	蓬川	—	2級水域
	左門殿川	B類型（生物B）	1級水域
海 域	大阪湾（開門）	C類型（生物A）	運 河
	大阪湾（尼崎港中央）	C類型（生物A）	海 域
	大阪湾（尼崎港沖）	C類型（生物A）	海 域

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）
「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.46 人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準

(単位：mg/L)

項目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

- (注) 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「JIS」という。)K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 5. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号））

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(1) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【河川（湖沼を除く）】（利用目的の適応性に対する基準）

項目 類型 水域区分	利用目的の 適応性	基準値						
		水素イオン 濃度 (pH) (-)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
環境基本法	AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下	—
	A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下	—
	B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下	—
	C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—	—
	D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—	—
	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2以上	—	—
尼崎市の環境を まもる条例を	1級水域		6.5以上 8.5以下	3以下	20以下	5以上	—	5,000以下
	2級水域		6.5以上 8.5以下	5以下	30以下	5以上	—	—
	3級水域		6.5以上 8.5以下	8以下	50以下	3以上	—	—

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値とする。
2. 「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
6. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号（最終改正：令和3年環境省告示第62号））

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.47(2) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海 域】

項目 類型 水域区分		利用目的の 適応性	基 準 値					
			水素イオン 濃度 (pH) (-)	化学的 酸素要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) (-)
環境基本法	A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	300以下	—	検出され ないこと
	B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	—	—	検出され ないこと
	C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	—	—	—
尼崎市の環境を まもる条例	運 河		7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	—	—	—
	海 域		7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	—	50,000以下	検出され ないこと

- (注) 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。また、水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mL 以下とする。
 2. 「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
 3. 環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 4. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号））
 「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(3) 生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海 域】

項目 類型 水域区分	利用目的の適応性	基準値 (mg/L)	
		全窒素	全 燐
環境基本法	I 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 以下	0.02 以下
	Ⅱ 水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 以下	0.03 以下
	Ⅲ 水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 以下	0.05 以下
	Ⅳ 水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下
尼崎市の環境を まもる条例を	運 河	—	—
	海 域	1 以下	0.09 以下

- (注) 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
 3. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 4. 各利用目的は、以下に示すとおりである。
 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度
 5. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号））
 「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.48 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L)		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

【海 域】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L)		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

【海 域】

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (mg/L)
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(注) 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号））

表 3.1.50 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準

(単位：mg/L)

項目	環境基本法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
クロロエチレン ⁵⁾	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン ⁶⁾	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

- (注) 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（告示）の別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 別名「塩化ビニル」又は「塩化ビニルモノマー」とも言われている。
6. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）の改正（平成 21 年 11 月 30 日）により、シス-1,2-ジクロロエチレンはトランス-1,2-ジクロロエチレンとともに 1,2-ジクロロエチレンとして扱われることとなった。
7. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号））
「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(イ) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））第 20 条第 1 項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.51 に示すとおりである。
事業計画地の地下水及び周辺の公共用水域が、基準の対象となっている。

表 3.1.51 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る
環境基準及び環境上の基準

項 目		ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	水質 （水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	150 pg-TEQ/g 以下

- (注) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 5. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号（最終改正：令和4年環境省告示第89号））
 「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

(ウ) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号（最終改正：令和4年法律第68号））、兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年条例第18号（最終改正：令和4年条例第41号））、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））による公共用水域に排水を排出する特定事業場（汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場）に係る排水基準は、表 3.1.52～3.1.53 に示すとおりである。

排水基準は、国が定める全国一律基準、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき兵庫県が定める上乗せ基準及び水質汚濁防止法の対象となっていない工場等に適用される横出し基準がある。

一律基準は、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号（最終改正：令和5年環境省令第14号））により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が50 m³以上の特定事業場に適用される。

兵庫県における上乗せ基準は、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」により、有害物質に係る基準を設けるとともに、生活環境項目について、日平均排出量30 m³以上の特定事業場を対象とする裾下げを行い、水質汚濁防止法の規制対象より小規模な事業場も規制対象としている。

兵庫県における横出し基準は、環境の保全と創造に関する条例により、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法で定められた特定事業場以外の工場等も規制対象としている。

また、水質汚濁防止法に基づく、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設から地下への浸透を防止するための特定地下浸透水の要件は、表 3.1.54 に示すとおりである。

事業計画地は指定地域に指定されているが、排水量は30 m³/日未満の計画のため、有害物質に係る排水基準のみ対象となっている。

表 3.1.52 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項 目	許容限度 (mg/L)		
	水質汚濁防止法 〔排水基準を定める〕 省令	水質汚濁防止法第3条 第3項の排水基準に 関する条例	環境の保全と創造に 関する条例 〔環境の保全と創造に 関する条例の規定に 基づく工場等におけ る規制基準〕
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	—	カドミウム 0.05
シアン化合物	シアン 1	シアン 0.3	シアン 1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	0.3	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1	—	鉛 0.1
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	六価クロム 0.1	六価クロム 0.5
砒素及びその化合物	砒素 0.1	砒素 0.05	砒素 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	—	水銀 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	0.1	—	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	0.2	—	0.2
四塩化炭素	0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	—	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	—	3.0
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	—	0.02
チウラム	0.06	—	0.06
シマジン	0.03	—	0.03
チオベンカルブ	0.2	—	0.2
ベンゼン	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	セレン 0.1	—	セレン 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの： ほう素 10 海域に排出されるもの： ほう素 230	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの： ふっ素 8 海域に排出されるもの： ふっ素 15	—	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4を乗じたもの、亜硝 酸性窒素及び硝酸性窒 素の合計量 100	—	—
1,4-ジオキサン	0.5	—	—

(注) 1. 「—」は、許容限度が設定されていないことを示す。
 2. 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成8年兵庫県告示第542号）は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）に適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号（最終改正：令和4年環境省令第17号））
 兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年条例第18号（最終改正：令和4年条例第41号））
 兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））
 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成8年兵庫県告示第542号）

表 3.1.53 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境項目に係る排水基準）

項 目	許容限度				
	水質汚濁防止法 〔排水基準を定める省令〕	水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例			環境の保全と創造に関する条例 〔環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準〕
		排水量 100m ³ 未満	排水量 100m ³ 以上 400m ³ 未満	排水量 400m ³ 以上	
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8～8.6 海域に排出されるもの5.0～9.0	—			海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8～8.6 海域に排出されるもの5.0～9.0
生物学的酸素要求量(BOD)（mg/L）	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
化学的酸素要求量(COD)（mg/L）	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
浮遊物質(SS)（mg/L）	200 (150)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（mg/L）	5	1			5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）（mg/L）	30	5			20
フェノール類含有量（mg/L）	5	0.1			5
銅含有量（mg/L）	3	0.5			3
亜鉛含有量（mg/L）	2	1.5			5
溶解性鉄含有量（mg/L）	10	2			10
溶解性マンガン含有量（mg/L）	10	2			10
クロム含有量（mg/L）	2	0.6			2
大腸菌群数（個/cm ³ ）	(3,000)	(800)			(3,000)
窒素含有量（mg/L）	120 (60)	—			—
燐含有量（mg/L）	16 (8)	—			—

備考：1. 表中の（ ）内の数値は、日間平均値を示す。
 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2. 水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 3. 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例における適用すべき区域は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、兵庫県に属する区域とする。また、日平均排水量30m³以上の特定事業場が対象となる。
 4. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排出水には適用しない。

(注) 1. 「—」は、許容限度が設定されていないことを示す。
 2. 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成8年兵庫県告示第542号）は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）に適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号（最終改正：令和4年環境省令第17号））
 兵庫県の「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年条例第18号（最終改正：令和4年条例第41号））
 兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））
 「水質関係規制法令の手引き」（令和4年3月、尼崎市経済環境局環境部環境保全課）
 「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成8年兵庫県告示第542号）

表 3.1.54 水質汚濁防止法に基づく特定地下浸透水の要件

項 目	要件 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 0.7 亜硝酸化合物 0.2 硝酸化合物 0.2
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号（最終改正：平成24年環境省告示第87号））

(I) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 5 条第 1 項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大 50 m³以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事（尼崎市の場合は市長）に提出し、許可を得なければならないとされている。

兵庫県では、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 4 条の 3 及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 12 条の 3 第 2 項の規定により「第 9 次水質総量削減計画」（令和 4 年、兵庫県）を策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

事業計画地は、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域に指定されているが、排水は 50 m³/日未滿の計画のため、同法は適用されない。

(オ) 下水道法

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号（最終改正：令和 4 年法律第 44 号））及び「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））による、特定事業場に係る下水排除基準は、表 3.1.55 に示すとおりである。

事業計画地は、下水道が未整備であり、公共下水道により下水を排除することができる地域（排除地域）になっていない。

表 3.1.55(1) 特定事業場に係る下水排除基準

項 目	下水道法に基づく 排除基準	尼崎市下水道条例に基づく 排除基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	—
シアン化合物	1 mg/L 以下	—
有機リン化合物	1 mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	—
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	—
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	—

- (注) 1. 表中の「—」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
 2. ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の()は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和 4 年政令第 248 号））
 「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

表 3.1.55(2) 特定事業場に係る下水排除基準

項 目	下水道法に基づく 排除基準	尼崎市下水道条例に基づく 排除基準
チウラム	0.06 mg/L 以下	—
シマジン	0.03 mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	—
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	—
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下 (10 mg/L 以下)	—
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下 (8 mg/L 以下)	—
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	—
フェノール類	5 mg/L 以下	—
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	—
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	—
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下	—
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下	—
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	—
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	—
温度	45 °C未満	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	—
水素イオン濃度（pH）	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	5 日間に 600 mg/L 未満	5 日間に 600 mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	600 mg/L 未満	600 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	鉛油類含有量	5 mg/L 以下
	動植物油脂類 含有量	30 mg/L 以下
窒素含有量	240 mg/L 未満	—
燐含有量	32 mg/L 未満	—

(注) 1. 表中の「—」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
 2. ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の()は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和 4 年政令第 248 号））
 「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

(カ) 浄化槽法

「浄化槽法」（昭和 58 年法律第 43 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））に基づき、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）が 20mg/L 以下であることとなっている。また、「兵庫県浄化槽指導要綱」（昭和 60 年 10 月 1 日施工（最終改正：令和 2 年 11 月 10 日））では、浄化槽からの放流水について、水素イオン濃度、透視度、塩化物イオン濃度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量が検査項目となっている。

施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水の処理のため、浄化槽を設置する場合、浄化槽からの放流水が「浄化槽法」の対象となる。

(f) 土壌汚染

(7) 環境基本法

「環境基本法」（平成5年法律第91号（最終改正：令和3年法律第36号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年条例第51号（最終改正：令和2年条例第40号））第20条第1項の規定に基づく環境上の基準は、表3.1.56に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号（最終改正：平成23年法律第105号））上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

事業計画地は廃棄物の埋立地であり、土壌の汚染に係る環境基準の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的とした施設であるため、環境基準は適用されない。

(1) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号（最終改正：令和4年法律第68号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年条例第51号（最終改正：令和2年条例第40号））第20条第1項の規定に基づく環境上の基準は、表3.1.57に示すとおりである。

事業計画地は廃棄物の埋立地であり、外部から適切に区別されている施設であるため、環境基準は適用されない。

表3.1.57 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下	1,000 pg-TEQ/g 以下

- (注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化シベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム執拗分析計により測定する方法（環境省の環境基準（別表）に掲げる測定方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を環境省（別表）に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
5. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号（最終改正：平成21年環境省告示第11号））

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

表 3.1.56 土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

項目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること	検液 1L につき 1 mg 以下であること
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること	—

- (注) 1. クロロエチレンは、別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。
2. 「—」は、基準値がないことを示す。
3. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、環境省の環境基準（付表）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
4. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
5. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
6. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
7. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
8. 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「土壌汚染環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号（最終改正：令和 2 年環境省告示第 44 号））

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(4) 環境保全に関する計画等

(a) 第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月）

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））第6条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。

兵庫県では、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」が策定された。その後、環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直しが進められ、平成14年5月に「新兵庫県環境基本計画」、平成20年2月に「第3次兵庫県環境基本計画」を経て、平成26年3月におおむね10年間を計画期間として「第4次兵庫県環境基本計画」が策定された。しかし、計画の策定からおおむね5年が経過し、兵庫県の環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成31年2月に「第5次兵庫県環境基本計画」が策定された。

本計画では、目指すべき将来像に向けて「第4次兵庫県環境基本計画」の施策体系を継承した3つの施策体系を推進し、基本理念を踏まえた今後の環境施策の展開の基本的な考え方や重要となる視点を整理し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにしている。第5次兵庫県環境基本計画の概要は、表3.1.58に示すとおりである。

表3.1.58 第5次兵庫県環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	平成30年度から令和12年度 (おおむね10年間)原則として5年ごとに見直しを実施
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源の循環とネットワーク化 ● 環境・経済・社会の統合的向上 ● 地域力の発揮 ● 恵み豊かなふるさとひょうごの実現
目的	(1) 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。 (2) 県民、事業者、行政（国、県及び各市町（以下同様））、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。
施策体系	(1) 県民の活動の「場」として「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの柱で施策を整理し、県民の積極的な取組を促進 (2) 「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」という環境分野を県民の活動の「場」ごとに整理し、複合的に施策を推進 (3) 環境課題への全県的な対策と併せ、各主体が協働し地域の特性を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置付け、環境保全・創造の取組を総合的に推進
今後の施策展開において重要な視点	視点1 分野横断的な取組の推進(6つの方針) 方針① 環境・経済・社会の統合的向上 方針② 環境の視点からの地域創生の実現 方針③ 対話と連携・ネットワークの重視 方針④ 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化 方針⑤ 技術革新（イノベーション）の普及・活用 方針⑥ 強靱性（レジリエンス）の向上 視点2 SDGsの考え方の活用 視点3 重み付けした指標による適切な進捗管理

(b) 尼崎市環境基本計画(平成26年3月策定(平成31年3月加筆修正、令和3年3月加筆修正))

尼崎市は、「尼崎市の環境をまもる条例」(平成12年条例第51号(最終改正:令和2年条例第40号))第6条に基づく良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成15年に「尼崎市環境基本計画」(前計画)を策定し、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にして、計画を推進してきた。その後、前計画の策定から10年が経過し、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成26年3月に「尼崎市環境基本計画」が策定された。

本計画は、「ECO未来都市 あまがさき」を目指す環境像とし、市民・事業者・市の環境への想いを実現するために3つの視点から6つの目標を定めるとともに、市民一人一人のライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場面で環境が活きづく持続可能なまちを目指している。尼崎市環境基本計画の概要は、表3.1.59に示すとおりである。

表 3.1.59 尼崎市環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	平成26年度から令和5年度(10年間) 必要に応じて見直しを実施
目指す環境像	ECO未来都市 あまがさき
視点と目標	視点(1) 生活・生存の基盤を確保します 目標1:低炭素社会の形成 目標2:循環型社会の形成 目標3:安全で快適な生活環境の保全 目標4:多様な生き物の生息環境の保全 視点(2) 尼崎らしさを活かしながら取り組みます 目標5:環境と経済の共生 視点(3) 市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします 目標6:環境意識の向上・行動の輪の拡大

(c) 兵庫地域公害防止計画（平成24年3月）

兵庫県は、「環境基本法」（平成5年法律第91号（最終改正：令和3年法律第36号））第17条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として定められる「兵庫地域公害防止計画」を策定している。

兵庫県は、昭和47年度からは兵庫県東部地域において、昭和48年度からは播磨南部地域において、また、昭和49年度からは神戸地域において、それぞれ4度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。さらに、平成4年度からは、これら3地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として4度にわたり計画が策定され、公害の防止に関する諸施策を推進してきた。

本計画では、当地域の実情を鑑み、特に重点的に解決を図るべき公害防止計画の主要課題を交通公害及び海域の水質汚濁とし、それに対し達成目標を掲げて、公害防止に関する施策を講ずることにより、環境基準の達成していない地点について環境基準の達成を図るとともに、環境基準を達成した項目については環境基準の達成を継続していることとしている。兵庫地域公害防止計画の概要は、表3.1.60に示すとおりである。

表3.1.60 兵庫地域公害防止計画の概要

項目	概要	
策定地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域（平成23年4月1日現在の区域）	
計画の期間	平成23年度から令和2年度（10年間）	
計画の主要課題	(1) 交通公害 国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	
主要課題	達成目標	今後講ずる施策
交通公害	① 自動車交通公害対策 阪神地域の主要3幹線道路沿道における自動車排出ガスに係る大気汚染及び騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準を達成していない地点について、環境基準の達成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車単体対策の推進 ● 車両規制の推進 ● ディーゼル自動車等運行規制の実施 ● 低公害車等の普及促進 ● 交通需要の調整・低減 ● 交通流対策の推進 ● 道路構造等対策 ● 調査・測定 ● 普及啓発活動の推進
	② 山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策 新幹線沿線における騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準の早期達成をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生源対策 ● 沿線土地利用対策 ● 新幹線公害対策連絡会等の開催 ● 調査研究・普及啓発
海域の水質汚濁	<p>海域のCODについて、環境基準の達成を図る。また、大阪湾の全窒素及び全燐については、全水域において平成22年度は環境基準を達成しているものの、大阪湾（ハ）（Ⅱ類型）の全燐の水質は環境基準（0.03mg/L）前後で経年推移しており、安定的な環境基準達成の状況となっていないことから、海域の状況に応じ、全窒素及び全燐の環境基準の達成を維持していく。</p> <p>このため、排水基準及び総量規制基準の遵守徹底等の対策を総合的に推進する。</p> <p>広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 ● 水質総量削減計画の推進 ● 流出油等対策

(d) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）
（平成25年3月）

兵庫県は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号（最終改正：令和元年法律第14号））第6条及び第8条により、11市2町の区域が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するための窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。また、本法第7条及び第9条に基づき、対策地域に関わる対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

兵庫県は、平成15年8月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（前計画）」を策定している。中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、本法の基本方針の見直しについて検討が行われ、以降も対策の継続が必要であること等が指摘されたため、平成23年3月に基本方針が変更された。これを受け、現行計画の改定が必要となり、兵庫県は、平成25年3月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

本計画では、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を令和2年度までに大気環境基準を確保することを目標に削減量を設定し、地球温暖化防止対策関係機関とも連携、推進を図っている。兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要は、表3.1.61に示すとおりである。

表3.1.61 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

項目	概要		
計画の対象地域	神戸市、姫路市（平成18年3月の市町合併前の家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町の区域		
期間	平成25年度から令和2年度		
計画の目標	対策地域において、二酸化窒素については平成32年度（令和2年度）までに二酸化窒素に係る大気環境基準を確保すること、浮遊粒子状物質については平成32年度（令和2年度）までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを計画の目標とする。 ただし、平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。		
目標達成に必要な削減量	自動車排出窒素酸化物の総量	平成27年度 ^{注)}	9,390 t/年
		令和2年度	6,556 t/年
	自動車排出粒子状物質の総量	平成27年度 ^{注)}	526 t/年
		令和2年度	401 t/年
計画達成の方途	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車単体対策の推進 2. 車種規制の実施 3. 運行規制の実施 4. 低公害車の普及促進 5. 交通需要の調整・低減 6. 交通流対策の推進 7. 局地汚染対策の推進 8. 普及啓発活動の推進 		

(注) 平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するための目標。

(e) 兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和4年3月）

兵庫県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号（最終改正：令和4年法律第68号））第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

兵庫県は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（平成6年条約第6号）の発効を踏まえ、平成8年（1996年）3月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定（第1次計画）し、地球温暖化対策に取り組んできた。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成12年（2000年）7月）を策定（第2次計画）し、取組を進めてきた。その後、継続して地球温暖化対策に取り組むために、平成26年（2014年）3月に「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、さらに、COP21で採択された「パリ協定」や国が決定した「地球温暖化対策計画」などの動きを受け、2030年度を見据えた新たな計画として、平成29年（2017年）3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（第4次計画）を策定した。

その後、令和2年（2020年）10月に国は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言し、国内における脱炭素化への動きを一気に加速させた。令和3年（2021年）10月に国は「地球温暖化対策推進計画」を改訂し、2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「第6次エネルギー基本計画」が策定され、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が大きく引き上げられた。

兵庫県では、令和3年（2021年）3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改訂（第5次計画）し、2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度目標を強化したが、このような状況を踏まえ、2030年度目標の再検討を行い、令和4年（2022年）3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定し、計画の目標を「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030年度48%削減（2013年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。」とした。

本計画は、国が決定した「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すものとしている。

また、「第5次兵庫県環境基本計画（2019年2月策定）」で目指すこととしている“恵み豊かなふるさとひょうご”の実現に向け、同計画で定める施策分野の一つである「低炭素」を「脱炭素」へと積極的に進めていくための分野計画としても位置付け、環境関連の個別計画や他の分野別関連計画との整合を図ることとなっている。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要は、表3.1.62に示すとおりである。

表 3.1.62 兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
計画の対象期間	2030 年度（令和 12 年度）まで
目指す 2050 年の将来像	気候変動による影響は、自然災害の頻発化・激甚化や農林水産物、自然生態系への影響など確実に現れつつあり、こうした状況は、我々人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」というべきである。二酸化炭素の排出を抑制することが世界共通の喫緊の課題となっており、安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、長期的な将来像として「2050 年二酸化炭素排出量実績ゼロ」の社会を目指す。
温室効果ガス削減目標	最終目標：2030 年度温室効果ガス削減目標 2013 年度比で 35～38%削減（第 5 次計画の目標値） ↓ 2013 年度比で 48%削減（新目標値） 2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロ。
再生可能エネルギー導入目標	2020 年度再エネ導入実績：再エネによる発電量 47 億 kWh （再エネ比率 ¹⁾ 約 13%） 2030 年度再エネ導入目標：再エネによる発電量 80 億 kWh（第 5 次計画の目標値） （再エネ比率 ¹⁾ 約 22% ²⁾ ） ↓ 再エネによる発電量 100 億 kWh（新目標値） （再エネ比率 ¹⁾ 約 30% ³⁾ ）
2030 年度温室効果ガス削減目標達成に向けた方針	方針 1 2050 年カーボンニュートラル ⁴⁾ に向けた温室効果ガス排出削減 方針 2 再生可能エネルギーの導入拡大 方針 3 地域循環共生圏の創出 方針 4 暮らしの中での省エネや資源循環 方針 5 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 方針 6 人材育成とグリーンイノベーションへの支援

- (注) 1. 2030 年度の県内年間消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量が占める割合を示す。
 2. 2030 年度の県内年間消費電力量を 2019 年度実績並と想定している。
 3. 2030 年度の県内年間消費電力量は、2019 年度実績に、国の第 6 次エネルギー基本計画における総発電電力量の削減率（2019～2030 年度）を考慮している。なお、国の目標（2030 年度の電源構成比：再エネ 36～38%）は、既存の大規模水力発電を 10%程度含む。
 4. カーボンニュートラル：バイオマスは、生物が光合成によって生成した有機物であり、バイオマスの燃焼等により排出される CO₂は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した CO₂であることから、ライフサイクルの中では大気中の CO₂を増加させないという考え方。

(f) 尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂））

尼崎市は、「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ 21 あまがさき）」（平成 8 年（1996 年））や「尼崎市環境基本計画（前計画）」（第 1 次：平成 15 年（2003 年）、第 2 次：平成 25 年（2013 年））を策定し、地球温暖化など地球規模の課題に対する取組を進めてきた。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の制定以降は、法令に基づき、「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（前計画）」（第 1 次：平成 19 年（2007 年）、第 2 次：平成 23 年（2011 年））を策定し、取組を進めてきた。また、平成 25 年（2013 年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」（平成 26 年（2014 年））に具体的な取組の道筋が示された。

尼崎市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、国から選定を受けている環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」、「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年（2019 年）3 月（令和 4 年 3 月一部改訂））を策定している。

本計画では、基本理念「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき」を実現するため削減目標を設定し、二酸化炭素排出量を削減していくため「エネルギー」の量や質に着目した取組を行うとともに、排出された温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化（気候変動）の影響・被害に備えていくために 5 つの取組の視点と 4 つの取組方針を設けている。

さらに、尼崎市は、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すため、二酸化炭素排出量の削減可能量を積み上げて削減目標を設定する考え方（フォアキャスト）から、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために必要となる削減量を設定する考え方（バックキャスト）に転換し、令和 3 年（2021 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、新たな削減目標を設定している。

尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3.1.63 に示すとおりである。

表 3.1.63 尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要	
計画期間	2019年度（令和元年度）から2030年（令和12年度）（12年間） 必要に応じて見直しを実施	
基本理念	私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき	
削減目標	2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で50%以上削減 （部門別削減目標） <ul style="list-style-type: none"> • 産業部門 : 49.4% • 業務その他部門 : 49.9% • 家庭部門 : 61.4% • 運輸部門 : 38.8% • その他（廃棄物など） : 53.9% 	
エネルギーに関する指標	2030年度のエネルギー使用量 : 26,752 TJ 2030年度の電力排出係数 : 0.25 kg-CO ₂ /kWh （部門別の指標） <ul style="list-style-type: none"> • 産業部門 : 702 kg-CO₂/百万円 • 業務その他部門 : 94 kg-CO₂/m² • 家庭部門 : 1,108 kg-CO₂/世帯 	
取組の視点	視点1 : エネルギーをなるべく使わない 視点2 : エネルギーを無駄なく・効率よく活かす 視点3 : エネルギー源を選ぶ 視点4 : エネルギーを管理・調整する 視点5 : 地球温暖化の影響を知り、備える	
施策	（緩和策）	取組方針1 : 環境に配慮した生活・事業の促進 取組方針2 : 省エネ型建築物・設備の普及 取組方針3 : 効率的なエネルギー利用のできる都市への転換
	（適応策）	取組方針4 : 気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進

(g) 兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月改定）

兵庫県は、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」（平成 14 年（2002 年）3 月）を策定している。その後、5 年ごと（平成 19 年（2007 年）4 月、平成 25 年（2013 年）3 月）に計画を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組等を評価し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的方針の変更などの動向を踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため、平成 30 年（2018 年）8 月に「兵庫県廃棄物処理計画」を改定している。また、災害廃棄物対策の手順を整理し、準備するため、本計画とは別冊で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 の規定に基づき、「兵庫県災害廃棄物処理計画」を策定している。

兵庫県廃棄物処理計画の概要は、表 3.1.64 に示すとおりである。

表 3.1.64 兵庫県廃棄物処理計画の概要

項目	概要				
計画の目標年次	令和 7 年度（2025 年度） （中間目標年次を令和 2 年度（2020 年度）とし、必要に応じて見直しを実施）				
計画の目標	●一般廃棄物				
	設定項目		平成 24 年度 基準年度	令和 2 年度 （中間目標）	令和 7 年度 （最終目標）
	重点 目標	1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	525 g/人日	483 g/人日	463 g/人日
		最終処分量	273 千トン	198 千トン (-28%)	185 千トン (-32%)
	目標	排出量	2,034 千トン	1,789 千トン (-12%)	1,706 千トン (-16%)
		1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	305 g/人日	266 g/人日 (-13%)	241 g/人日 (-21%)
		再生利用率	16.7 %	20 %	22 %
		ごみ発電能力	102,445 kW	103,074 kW (+10%)	118,124 kW (+15%)
	●産業廃棄物				
	設定項目		平成 24 年度 基準年度	令和 2 年度 （中間目標）	令和 7 年度 （最終目標）
	重点 目標	最終処分量	781 千トン	571 千トン (-27%)	560 千トン (-28%)
		排出量	23,462 千トン	24,562 千トン (+4%)	24,618 千トン (+4%)
	目標	再生利用率 (汚泥除く)	—	86 %	86 %
		I 発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進 1. リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]の推進 2. 質の高いリサイクル[再生利用]の推進 3. 普及啓発、意識醸成 II 廃棄物の適正処理の推進 1. 適正処理対策の推進 2. 適正処理体制の整備 3. 不法投棄対策の推進 III 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進			

(h) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）

尼崎市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号（最終改正：令和4年法律第68号））第6条第1項に基づき、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成22年3月に、循環型社会と低炭素社会の両立を目指し、令和2年度までの10年を計画期間とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量啓発、事業系ごみ適正処理指導等の様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきた。その後、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化、さらには尼崎市のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和3年度を初年度とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）を策定している。

本計画は、「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした4つの視点からの取組を、市民・事業者・行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもとで進めていき、さらには各主体が協力しながら市全体に広げていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指すための長期的指標となっている。また、基本理念を実現するために、目標達成に向けた8つの取組と計画の目標を定めている。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要は、表3.1.65に示すとおりである。

表 3.1.65 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要																		
計画期間	令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）																		
基本理念	<p>「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」 「もったいない」を合言葉にした4つの視点</p> <p>視点1 ごみになるのにもったいない！ リデュースを最優先とする3R（リデュース・リユース・リサイクル）取組によって環境負荷を低減します</p> <p>視点2 コストをかけるのにもったいない！ コスト意識を持って経済性や効率性に配慮して取り組みます</p> <p>視点3 環境のためだけではもったいない！ ごみを通じて環境・経済・社会を統合的に向上します</p> <p>視点4 みんなでやらないきゃもったいない！ 市民・事業者・行政が協力して、協働で取組を進めます</p>																		
目標達成に向けた取組	<p>施策の柱1 リデュース・リユースの推進</p> <p>施策の柱2 分別・リサイクルの推進</p> <p>施策の柱3 意識啓発の推進</p> <p>施策の柱4 地域の環境美化の推進</p> <p>施策の柱5 経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築</p> <p>施策の柱6 環境負荷の低減</p> <p>施策の柱7 安心かつ安定的なごみ処理体制の構築</p> <p>施策の柱8 経済的手法の活用</p>																		
目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標</th> <th>実績 令和3年度 (2021年度)</th> <th>目標 令和12年度 (2030年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要目標</td> <td>焼却対象ごみ量</td> <td>134,041 t</td> <td>119,501 t (-11%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人目標</td> <td>1人1日当たりの燃やすごみ量</td> <td>457 g/人・日</td> <td>410 g/人・日 (-10%)</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ量</td> <td>51,133 t</td> <td>46,020 t (-10%)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	指標	実績 令和3年度 (2021年度)	目標 令和12年度 (2030年度)	主要目標	焼却対象ごみ量	134,041 t	119,501 t (-11%)	個人目標	1人1日当たりの燃やすごみ量	457 g/人・日	410 g/人・日 (-10%)	事業系ごみ量	51,133 t	46,020 t (-10%)
区分	指標	実績 令和3年度 (2021年度)	目標 令和12年度 (2030年度)																
主要目標	焼却対象ごみ量	134,041 t	119,501 t (-11%)																
個人目標	1人1日当たりの燃やすごみ量	457 g/人・日	410 g/人・日 (-10%)																
	事業系ごみ量	51,133 t	46,020 t (-10%)																

(i) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成 28 年 10 月）

兵庫県は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 4 条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し、瀬戸内海を豊かで美しい「里海※」として再生するため実施すべき施策について定めている。

兵庫県は、平成 20 年に「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、計画を推進してきた。その後、平成 27 年に本法が大幅に改正され、基本理念として、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」が新設された。これに基づき兵庫県では、平成 28 年 10 月に、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が新たに策定された。

本計画では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の基本理念に従い、5つの計画の目標を定め、目標達成のための基本的な施策を推進している。瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要は、表 3.1.66 に示すとおりである。

※里海：本計画においては、「人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海」（「瀬戸内法」第 2 条の 2 第 1 項）とする。

表 3.1.66 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 28 年度からおおむね 10 年 (策定の 5 年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画を見直す。)
施 策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 沿岸域の環境の保全・再生及び創出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地¹⁾等の保全・再生・創出 (2) 自然海浜の保全等 (3) 底質改善対策・窪地²⁾対策の推進 (4) 海砂利の採取の禁止 (5) 埋立に関する環境保全に対する配慮 (6) 環境配慮型構造物³⁾の採用 2. 水質の保全及び管理の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水質の保全及び管理の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 底質環境の改善 (4) 有害化学物質等の低減のための対策 (5) 油や有害化学物質等による汚染の防止 (6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 (7) 海水浴場等の水質の保全 3. 自然景観及び文化的景観の保全 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自然公園等の保全 (2) 緑地等の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 (5) ツーリズムの推進 (6) その他の施策（開発に当たっての景観の保全への配慮等） 4. 水産資源の持続的な利用の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 適正な栄養塩⁴⁾管理等による生物の多様性及び生産性の確保 (2) 資源管理の取組による水産資源の維持・増大 (3) 有害動植物の駆除等 5. 基盤的な施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 (2) 廃棄物の処理施設の整備等 (3) 広域的な連携の強化等 (4) 情報提供、広報の充実 (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 (6) 環境学習・環境教育の推進

- (注) 1. 塩性湿地：海水の影響を受ける湿地。
 2. 窪地：過去の土砂採取などにより、周りよりも水深が深くなっている箇所。酸素が少なくなることにより、魚などの生き物が棲みにくい場所となる。
 3. 環境配慮型構造物：緩傾斜護岸（護岸・堤防の裾幅を拡げ、勾配を緩やかにすることにより、身近な水辺空間を実現して親水性を向上させるとともに、海中部で海藻を生育させやすく、多様な生態系を創出できるようにした護岸）、生物共生型護岸（魚礁ブロック型護岸等）、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等。
 4. 栄養塩：植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、りん酸塩などがある。

(j) ひょうご花緑創造プラン（平成 28 年 6 月改定）

兵庫県は、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するために、平成 13 年に「さわやかみどり創造プラン」を策定し、計画を推進してきた。経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化してきたため、前計画を改定することとし、平成 19 年には「ひょうご花緑創造プラン」を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に取り組みを進めてきた。近年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取組が求められるようになった。これらの観点から、これまでの参画と協働の基本理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、平成 28 年 6 月に「ひょうご花緑創造プラン」が策定された。また、今回の改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」（平成 8 年 3 月）の要素が統合された。

本計画では、花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現を新たな理念として、基本目標と地域目標を設定し、5つの基本方針のもと目標達成の実現に向けて推進している。ひょうご花緑創造プランの概要は、表 3.1.67 に示すとおりである。

表 3.1.67 ひょうご花緑創造プランの概要

項目	概要	
計画年度	2016 年度（平成 28 年度）から 2025 年度（令和 7 年度）（10 年間） 中間年となる 2020 年度（令和 2 年度）に、必要に応じて見直しを実施	
理念	花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現	
目的	県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す	
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす 住まいや職場、学校など身近な緑（樹木や草花）の満足度 	中間目標：67.5% (2020 年度)
		目標：70.0% (2025 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の緑地割合 3 割の維持 	現 状：30.6% (2013 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区の緑地割合 	中間目標：24.2% (2020 年度) 25%の確保 (2025 年度)
地域目標	都市地域：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造 農山村地域等：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用 森林地域：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用	
基本方針	1. 花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります 2. 花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります 3. 花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります 4. 花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります 5. 花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります	

(k) 尼崎市緑の基本計画（平成 26 年 7 月改定）

尼崎市は、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 4 条によって定められた都市における緑のまちづくりに関する計画として「尼崎市緑の基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 11 年に「尼崎市緑の基本計画」を策定し、緑の整備や緑化活動などの取組を進めてきた。その後、上位計画である「尼崎市総合計画」やその他関連計画の改定、また、人口減少社会の到来や生物多様性の保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、今後の緑の将来像を改めて見つめなおし、その実現に向けて市民・事業者とともに緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、平成 26 年 7 月に前計画を改訂し、新たな緑の基本計画を策定している。

本計画では、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、「緑の質を高める」計画へと転換している。また、地域らしい緑のまちづくりを推進するため、緑の特徴により、市域を 3 つの地域に区分し、地域ごとに協働による緑のまちづくりに取り組んでいる。調査対象区域は、J R・阪神沿線地域及び臨海地域に区分される。

尼崎市緑の基本計画の概要は、表 3.1.68 に示すとおりである。

表 3.1.68 尼崎市緑の基本計画の概要

項目	概要	
計画期間	平成 26 年度から令和 5 年度（10 年間）	
緑の将来像	1. 「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑 2. 「健康、安心・安全を実感できるまち」の緑 3. 「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑 4. 「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑	
計画の成果目標	緑を通じてまちの満足度を高める ¹⁾ 現状（平成 24 年度調査時）より 40 ポイント上昇 ²⁾ 目標年次（令和 5 年度）	
基本方針	1. （関わる）多様な主体が関わり、みんなで緑のまちづくりを進めましょう 2. （活かす）暮らしや様々な活動、まちづくりに緑を活かしましょう 3. （守り育てる）まちの緑を守り育て、次世代へ引き継ぎましょう 4. （工夫してつくる）工夫して新たな緑づくりを進めましょう	
地域らしい緑のまちづくり	阪急沿線地域	豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑
	J R・阪神沿線地域	歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑
	臨海地域	人の交流を生み、産業と共生する環境創造の緑

(注) 1. 目標を測る指標は、「緑に対する満足度」とし、市民アンケートにより把握する。
 2. 40 ポイント：有効回答者（711 人）のうち、満足（19 人）を 100 ポイント、やや満足（66 人）を 75 ポイント、普通（316 人）を 50 ポイント、やや不満（234 人）を 25 ポイント、不満（76 人）を 0 ポイントとして、加重平均した値。

(1) 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）（平成 20 年 7 月）

兵庫県は、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年条例第 17 号（都市景観の形成等に関する条例を改称（平成 5 年条例第 16 号））（最終改正：令和 4 年条例第 21 号））を制定し、恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、そして将来に伝えるため、さまざまな取組を進めてきた。また、平成 19 年 3 月（平成 19 年条例第 21 号）に同条例を改正し、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」を定めることができるとしている。

兵庫県は、平成 20 年 7 月に西播磨地域及び丹波地域で地域景観マスタープランを策定し、地域景観づくりを進めている。なお、調査対象区域は本計画の対象外である。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性について「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画である。

地域景観形成等基本計画の概要は、表 3.1.69 に示すとおりである。

表 3.1.69 地域景観形成等基本計画の概要

項目	概要
策定地域	<ul style="list-style-type: none"> • 西播磨地域 地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域） • 丹波地域 地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域）
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域景観形成の方向性を共有する 2. 広域的な視点からの計画的な施策展開を図る 3. 参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る
構成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示します。 2. 『地域景観の約束』 地域景観づくりに係る各主体が共有すべき景観形成のための配慮事項を設定します。 3. 拠点からの地域景観づくり 地域景観づくりに係る各主体が重点的に施策を検討し、景観形成に取り組むべき区域を「地域景観づくりの拠点」（重点地区、重点軸）として選定し、景観形成のイメージと具体的な施策展開の方向性を提示します。 4. 地域景観づくりの進め方 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域景観づくりに係る各主体の役割の明確化と連携強化を図ります。 ② 地域景観づくりの取組の現状に応じた多様な主体の協議のための場の設定と景観コーディネーターの育成のあり方を提示します。

(m) 尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）

尼崎市は、「尼崎市都市美形成条例」（昭和 59 年条例第 41 号（最終改正：令和 2 年条例第 50 号））、昭和 60 年に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、積極的に都市美行政に取り組んできた。その後「景観法」（平成 16 年法律第 110 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））が制定されたことにより、自主条例に基づく都市美行政を見直し、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画として、平成 23 年 11 月に「尼崎市都市美形成計画」を策定している。

本計画では、尼崎市の成り立ちと景観特性を踏まえ、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念とし、その実現に向けて基本目標と基本方針を設定している。尼崎市都市美形成計画の概要は、表 3.1.70 に示すとおりである。

表 3.1.70 尼崎市都市美形成計画の概要

項 目		概 要
基本理念		誇りと愛着と活力のある美しいまち
計画の区域		尼崎市全域
基本目標		1. 顔のあるまち 2. 表情ゆたかなまち 3. 賑わいのあるまち
基本方針	都市美形成の基本姿勢	1. つくる まちづくりや建物・工作物の整備、修繕において、将来に亘って引き継がれるような高質な都市景観を創造し、新しい魅力を作り出します。 2. まもる これまで蓄積されてきた、歴史的景観や文化的景観など良好な景観の価値を認識し、それを構成する都市美形成上重要な資源を、保存・継承します。 3. そだてる 今まで育まれてきた地域の特性や個性を尊重し、地域らしさを活かした都市美形成を図り、魅力あるまちを育てます。
	都市美誘導の基本的考え方	「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） <ul style="list-style-type: none"> • 用途地域による景観類型 • 地区計画（形態意匠制限を定めている地区） • 歴史的景観を備えた地域 「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） <ul style="list-style-type: none"> • 幹線道路等沿道 • 鉄道沿線 • 市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」 （周囲から際立った景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） <ul style="list-style-type: none"> • 主要駅周辺地域 • 都市美形成建築物等 • 公共建築

3.2 自然の概況

3.2.1 地 象

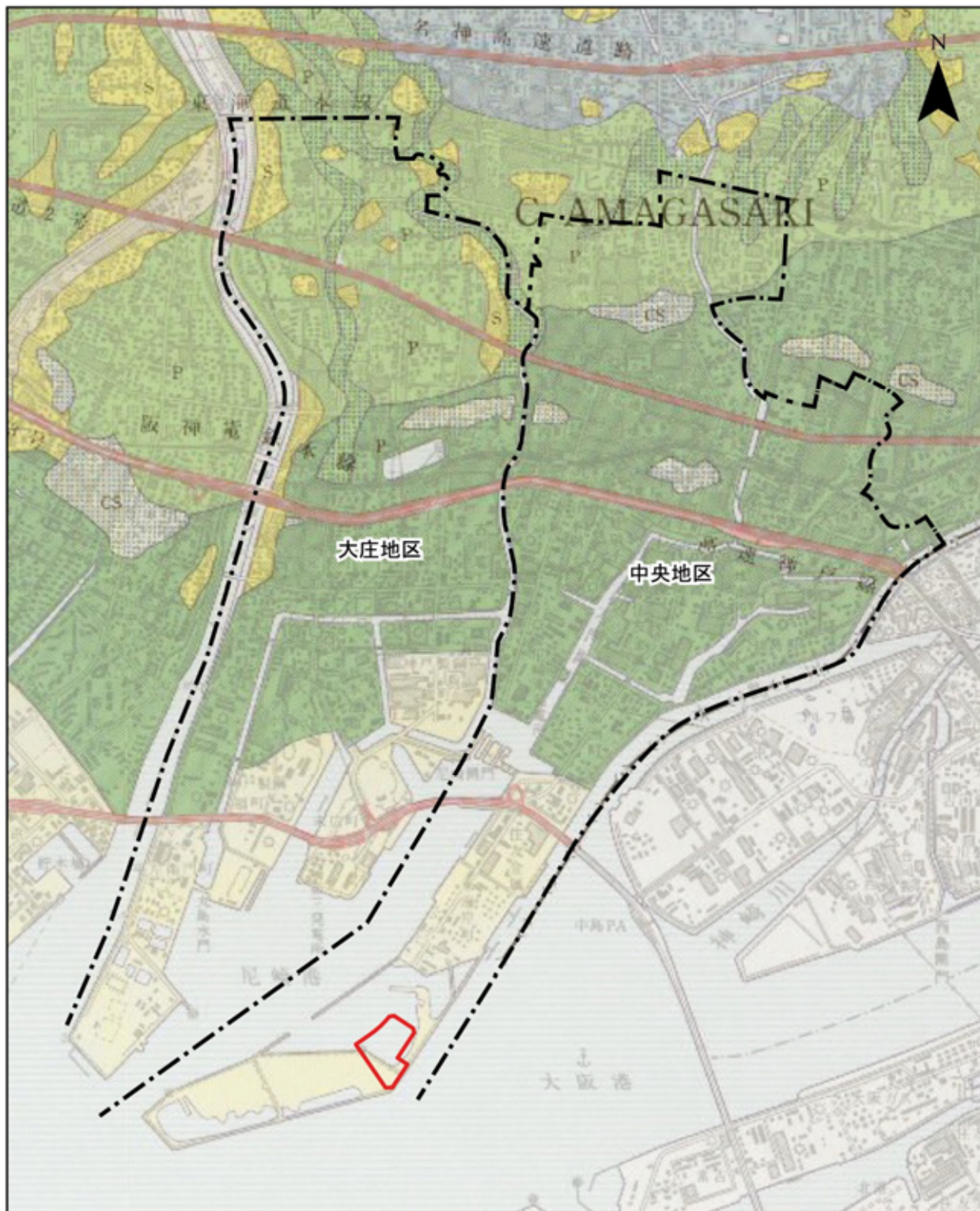
(1) 地形及び地質の概況

調査対象区域の地形分類は図 3.2.1 に、表層地質は図 3.2.2 に示すとおりである。

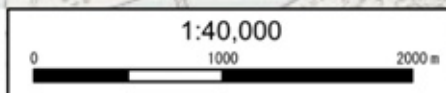
調査対象区域の地形は、沿岸低地と埋立地が大半を占めており、事業計画地及びその周辺が埋立地となっている。

調査対象区域の表層地質は、礫・砂・粘土（沖積層）が大半を占めており、事業計画地及びその周辺が埋立地となっている。

なお、「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所 Web サイト）によると、調査対象区域に活断層は分布していない。

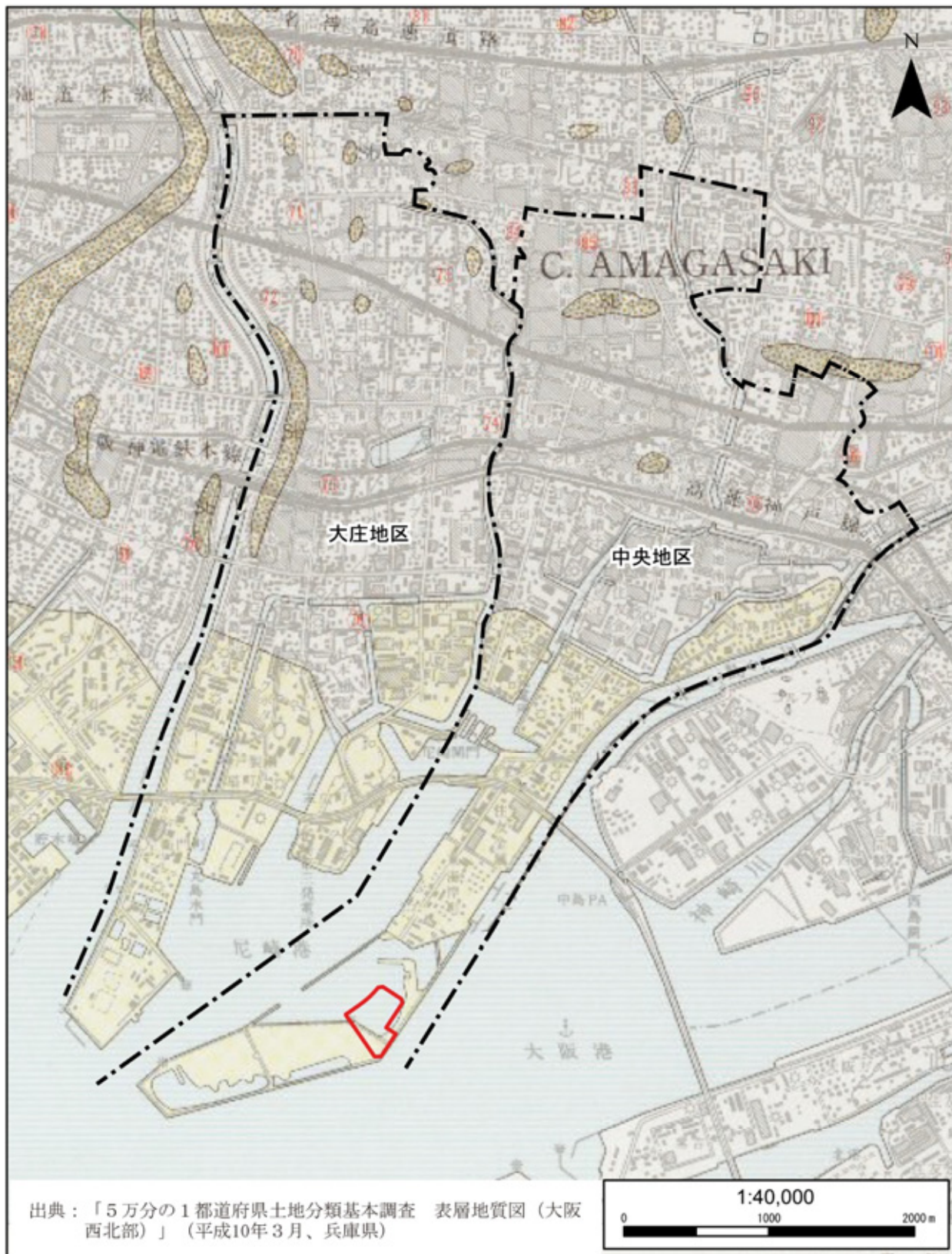


出典：「5万分の1 都道府県土地分類基本調査 地形分類図（大阪西北部）」（平成10年3月、兵庫県）



凡 例	事業計画地 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	【地形分類】 <段丘・扇状地・低地> 氾濫原(1) 氾濫原(2)・谷底平野 沿岸低地 自然堤防 沿岸砂州	<その他> 旧河道 埋立地

図 3.2.1 調査対象区域の地形分類



凡 例	<p> 事業計画地</p> <p> 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)</p>	<p>【地形分類】</p> <p> 埋立地</p> <p> 礫および砂（砂州・砂礫・自然堤防）</p> <p> 礫・砂・粘土（沖積層）</p> <p> 柱状断面図位置</p>
--------	---	---

図 3.2.2 調査対象区域の表層地質

(2) 地盤の概況

調査対象区域の地盤沈下の概況は表 3.2.1、調査対象区域の地盤沈下測定地点は図 3.2.3 に示すとおりである。

「全国地盤環境情報ディレクトリ」（環境省 web サイト）によると、兵庫県南東部の尼崎市は、戦前から大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域である。昭和 10 年頃から昭和 16 年頃までは、年間数 cm 以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和 25 年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であるが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和 30 年頃から一層激しくなり、年間沈下量も 20cm 程度に達した。しかし、昭和 32 年に尼崎市の一部が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 46 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の指定地域となって以来、工業用地下水の採取規制が進められ昭和 40 年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間 1cm 程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。

調査対象区域の累積沈下量は、南部地区がもっとも大きく、約 220cm に達している。また近年、臨海部では 3 年間で 1 cm 程度の沈下が見られる地点がある。

地盤沈下対策としては、尼崎市全域が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 46 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））の指定地域とされているほか、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和 2 年条例第 40 号））において、建築物用地下水を採取しようとする者に対する届出の義務、採取制限の勧告について定められている。

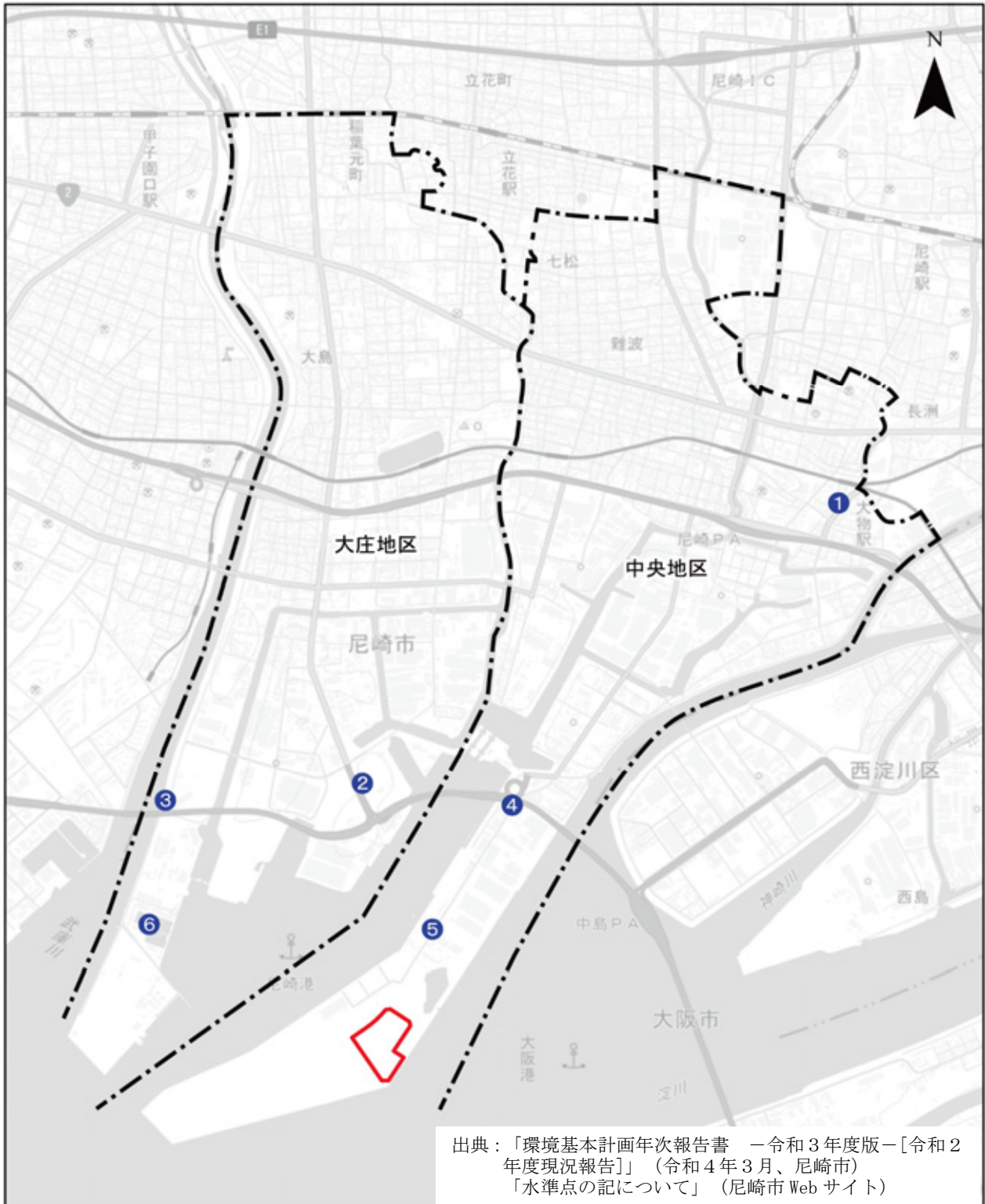
表 3.2.1 調査対象区域の地盤沈下の概況

地 区	No.	測定地点	測定開始年度	累計沈下量 (cm)	標 高(m)				
					平成 19 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
南 部	1	大物町 2 丁目	昭和 7 年度	219.97	1.8161	1.8164	1.8182	1.8149	1.8256
臨海部 (埋立地)	2	末広町 1 丁目	昭和 26 年度	142.22	6.2037	6.1908	6.1758	6.1565	6.1559
	3	平左衛門町	昭和 41 年度	83.46	5.5866	5.5750	5.3798	5.3613	5.3571
	4	東海岸町 28 番地先	昭和 49 年度	56.42	4.2524	4.2411	4.2308	4.2156	4.2144
	5	東海岸町 18 番地先	昭和 49 年度	126.36	3.5127	3.4901	3.4637	3.4387	3.4253
	6	平左衛門町 (武庫川浄化センター内)	昭和 53 年度	57.80	5.0542	5.0391	5.0195	4.9995	4.9963

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.2.3 に対応している。
2. 累計沈下量は、測定開始年度から直近測定年度までの累計量である。

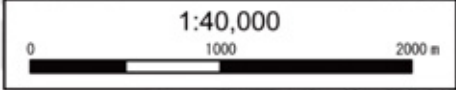
出典：「環境基本計画年次報告書 ー令和 3 年度版ー[令和 2 年度現況報告]」（令和 4 年 3 月、尼崎市）
「水準点の記について」（尼崎市 Web サイト）

（水準点の記とは、地盤変動調査及び各種測量の基準とする目的で行われた 1 級水準測量の成果報告で、水準点の位置及び標高を収録したものである。）



出典：「環境基本計画年次報告書 ー令和3年度版ー[令和2年度現況報告]」（令和4年3月、尼崎市）
「水準点の記について」（尼崎市 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	 事業計画地	【地盤沈下】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 地盤沈下測定地点 (No. 1～6)

(注) 図中の数字は、表3.2.1に対応している。

図 3.2.3 調査対象区域の地盤沈下測定地点

3.2.2 水 象

(1) 河川に係る流況

調査対象区域の主要な河川は表 3.2.2 に、主要な河川等の位置は図 3.2.4 に示すとおりである。

調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）、蓬川水系の河川（蓬川）、武庫川水域の河川（武庫川）が流れている。

表 3.2.2 調査対象区域の主要な河川

区分	水系名	河川名	市域内延長 (m)	河川延長 (km)
1 級河川	淀 川	左門殿川	2,250	2.3
		中島川	2,980	3.0
		庄下川	7,792	7.8
		旧左門殿川	2,280	2.3
2 級河川	蓬 川	蓬 川	2,416	2.8
	武庫川	武庫川	9,884	65.7

(注) 市域内延長は、令和 3 年 3 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 3 年版」（令和 4 年 3 月、尼崎市）
「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年 3 月、兵庫県）
「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年 10 月、兵庫県）
「武庫川水系河川整備基本方針」（平成 21 年 3 月、兵庫県）



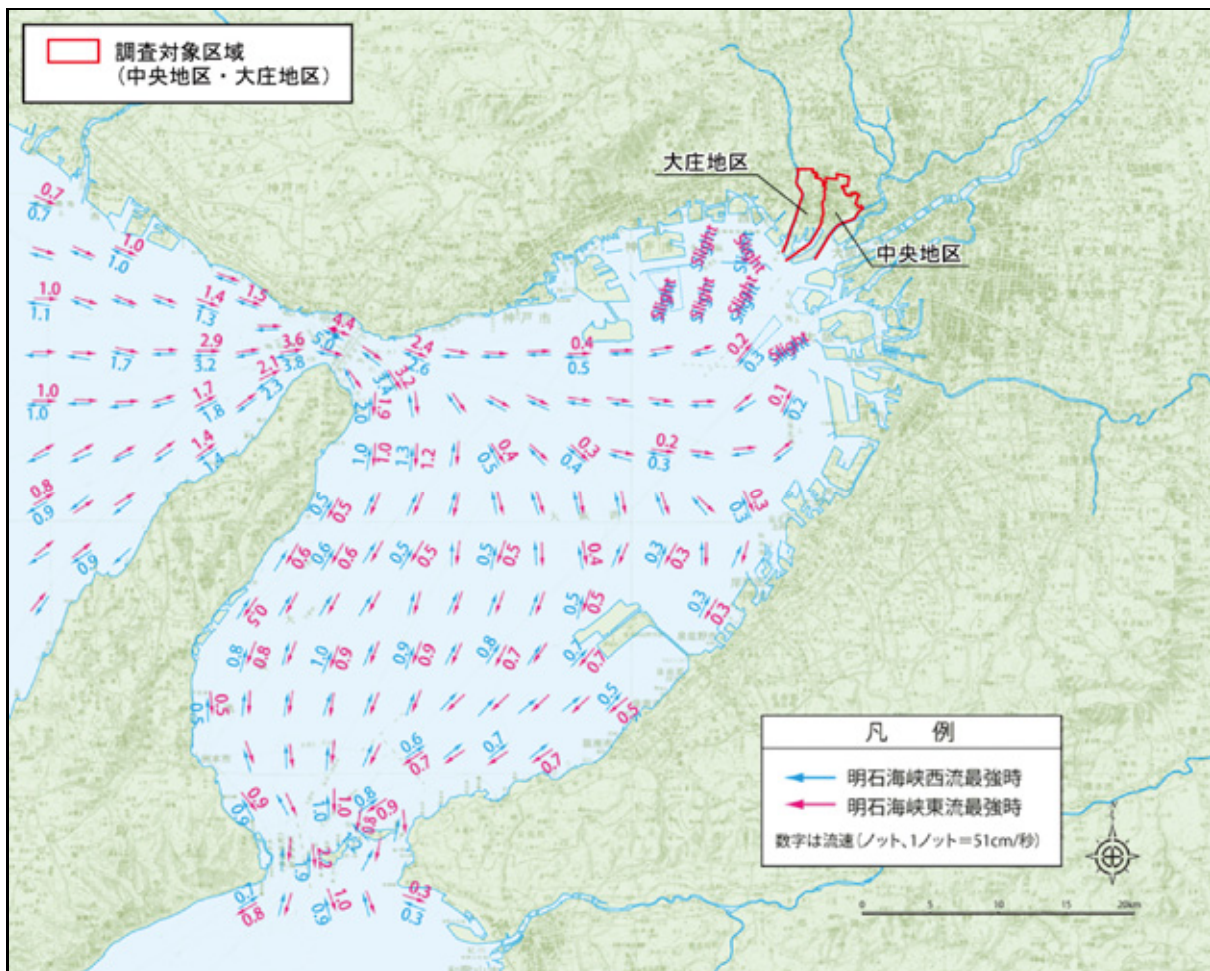
図 3.2.4 調査対象区域の主要な河川等の位置

(2) 沿岸の状況

(a) 潮流

調査対象区域が面する大阪湾における潮流の概況（平成 17 年）は、図 3.2.5 に示すとおりである。

大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深 30m 以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で 4 ノット（毎秒約 2 m）以上となる。



(注) 0.1 ノット未満の潮流は、Slight と表示した。S から t の向きへの流れを示している。

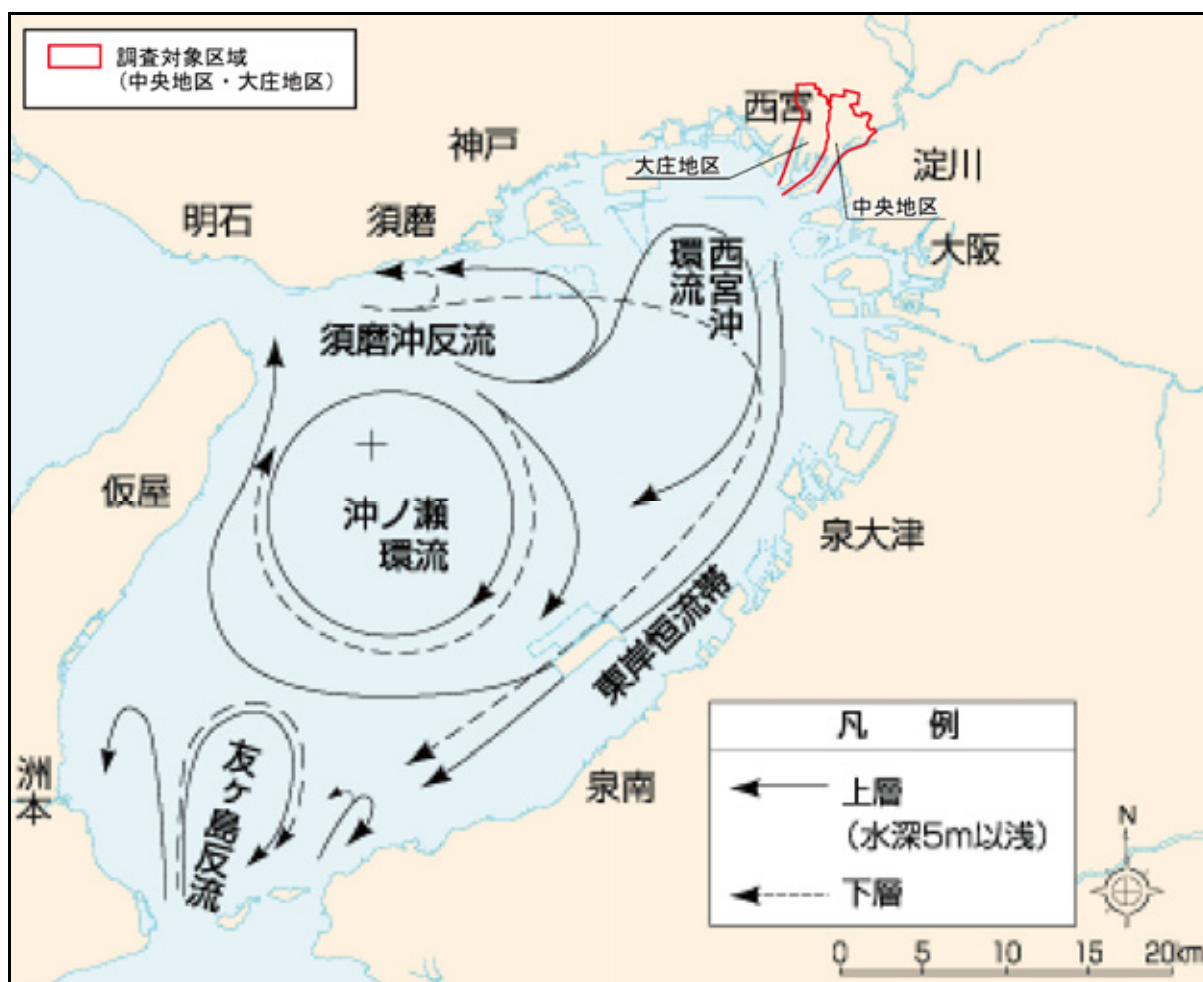
出典：「大阪湾環境データベース 大阪湾の潮流」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

図 3.2.5 大阪湾における潮流の概況

(b) 恒流

調査対象区域が面する大阪湾における恒流の概況は、図 3.2.6 に示すとおりである。

調査対象区域が面する大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流^註であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。



出典：「大阪湾環境データベース 大阪湾の恒流」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

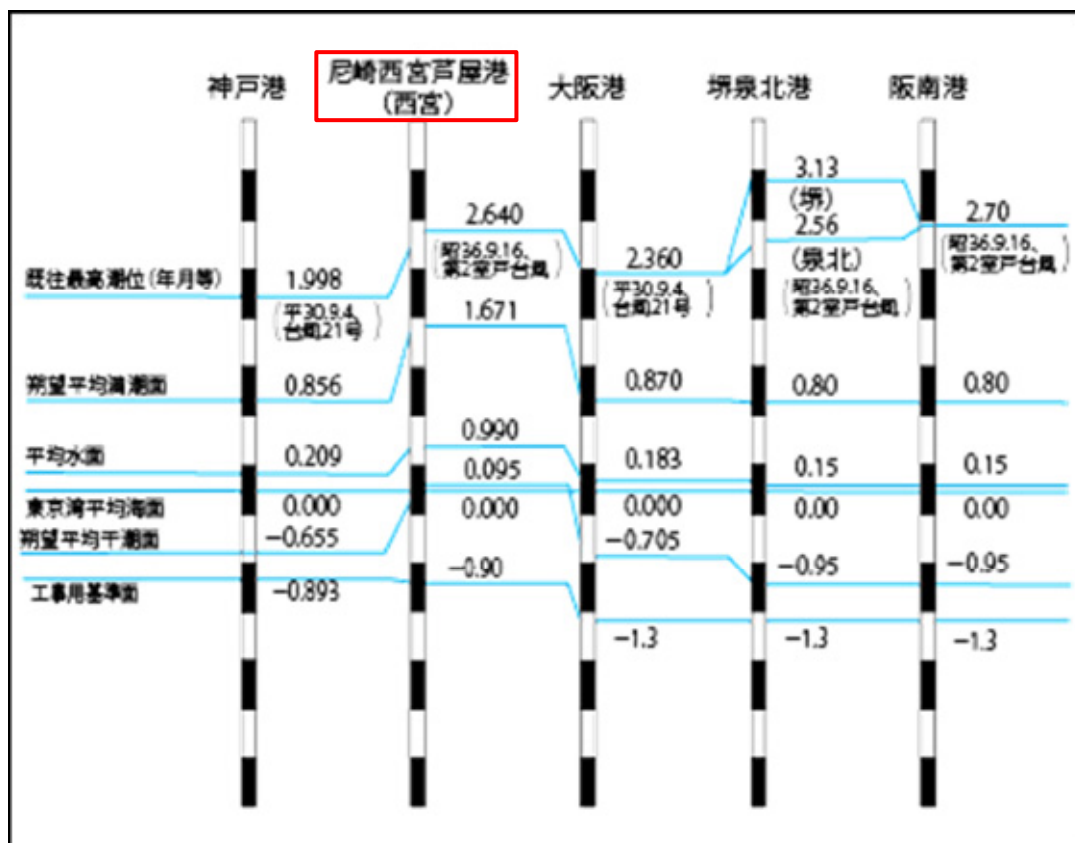
図 3.2.6 大阪湾における恒流の概況

(注) 潮汐残差流：海水流動はいろいろな成分流に分けて考えることができるが、周期性のある成分（潮流）を取り除いた流れのこと。恒流、平均流と呼ばれるものと同義語である。

(c) 潮位

調査対象区域が面する尼崎西宮芦屋港の潮位の概況（平成 30 年）は、図 3.2.7 に示すとおりである。

尼崎西宮芦屋港（西宮）の平均水面は、東京湾平均海面を基準(0.000m)とした場合 0.990mであり、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の差は 1.576mとなっている。



- (注) 1. 東京湾平均海面上の値 (m) を示す。
 2. 既往最高・最低潮位とは、観測史上最高・最低の潮位をいう。
 3. 朔望平均満潮面、朔望平均干潮面とは、朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面、最低干潮面を1年以上にわたって平均した高さの海面をいう。
 4. 上記の数値は変動するため、使用に当たっては気象庁又は港湾管理者に最新情報の確認が必要となる。

出典：「大阪湾環境データベース 潮位関係図」（国土交通省近畿地方整備局 Web サイト）

図 3.2.7 尼崎西宮芦屋港の潮位の概況

3.2.3 気象

調査対象区域に最も近い気象観測所は、事業計画地の東約12kmに位置する大阪管区気象台（大阪府中央区）である。大阪管区気象台における気象概況は表3.2.3に、風配図は図3.2.8に、位置は図3.2.9にそれぞれ示すとおりである。

尼崎市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候区に属し、都市気候の特徴を併せ持っている。大阪管区気象台の平年値は、降水量が1,338.3mm、気温が17.1℃、平均風速が2.4m/s、最多風向が北北東となっている。令和3年の年平均気温は17.5℃、平均風速は2.4m/s、最多風向は北であり、年間降水量は2,014.5mmと平年値より多く、2月、6月、10月以外は平年値を上回る降水量が観測されている。

表 3.2.3 大阪管区気象台における気象概況

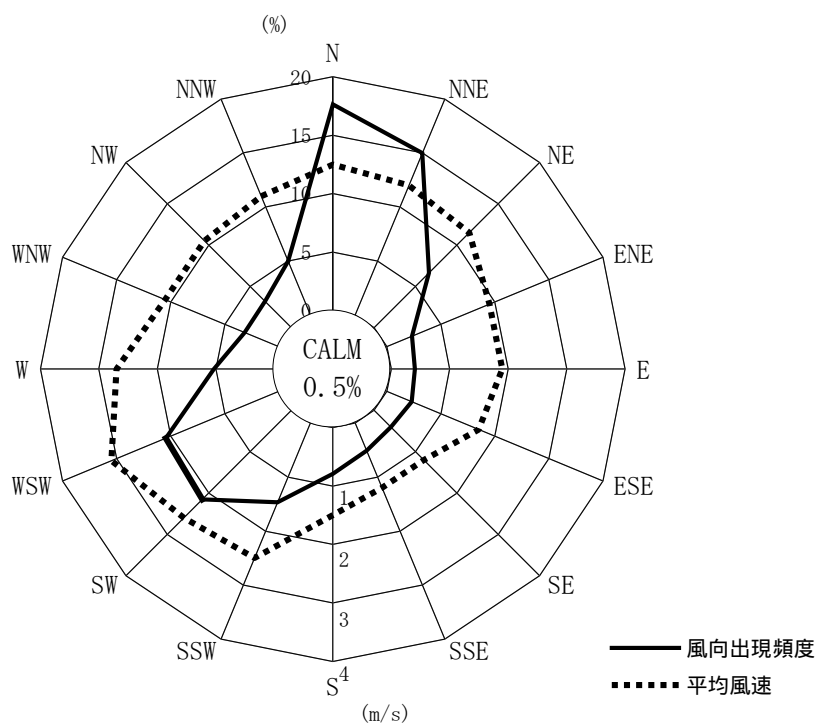
月	令和3年									平年値 ¹⁾			
	降水量(mm)			気温(℃)			風速(m/s)			降水量合計(mm)	気温(℃)	平均風速(m/s)	最多風向
	降水量合計	日降水量の最大	1時間降水量の最大	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	最多風向				
1	64.5	26.5	6.0	6.2	19.0	-1.5	2.5	7.8	西南西	47.0	6.2	2.4	西
2	45.0	24.0	8.5	8.7	20.5	-0.4	2.5	8.2	北	60.5	6.6	2.4	北北東
3	145.5	48.0	14.0	12.2	22.3	3.9	2.5	8.4	北	103.1	9.9	2.5	北北東
4	224.0	105.0	13.0	15.5	26.7	5.5	2.6	8.0	北	101.9	15.2	2.6	北北東
5	340.0	101.0	40.0	20.0	28.7	10.5	2.4	10.8	南西	136.5	20.1	2.3	北北東
6	172.0	46.0	34.0	23.9	32.2	17.0	2.0	6.9	北北東	185.1	23.6	2.5	北北東
7	268.5	64.0	49.5	27.9	35.7	20.9	2.2	8.3	南西	174.4	27.7	2.4	西南西
8	314.5	65.0	27.5	28.1	38.9	21.5	2.4	10.5	南西	113.0	29.0	2.7	西南西
9	192.0	49.5	29.0	24.8	32.3	19.4	2.3	6.2	北北東	152.8	25.2	2.6	北北東
10	68.5	35.5	17.0	20.3	31.4	9.7	2.2	7.5	北)	136.0	19.5	2.5	北北東
11	98.5	33.5	16.5	14.1	24.0	4.6	2.2	7.1	北	72.5	13.8	2.0	北北東
12	81.5	32.0	16.0	8.8	17.3	0.7	2.4	8.2	西	55.5	8.7	2.0	西
年間	2,014.5	105.0	49.5	17.5	38.9	-1.5	2.4	10.8	北)	1,338.3	17.1	2.4	北北東

(注) 1. 降水量、気温、平均風速、最多風向の平年値は、平成3年～令和2年の30年間の観測値をもとに算出している。

2.)は、準正常値であることを示す。(統計を行う対象資料が許容範囲(全観測回数の20%以下)で欠けていることを示す。)

出典: 「過去の気象データ検索」(気象庁Webサイト)

「気象観測統計の解説」(平成17年1月1日制定(令和3年4月1日改正)、気象庁)



(注) 風配図の円内の数字は「静穏(Calm)」を表し、風速 0.2m/s 以下の割合を示す。
 出典：「過去の気象データ検索」(気象庁)より作成

図 3.2.8 大阪管区气象台における風配図(令和3年)



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）

凡例	<p> 事業計画地</p> <p> 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)</p>	<p>【気象】</p> <p>● 気象観測所</p>
----	---	-----------------------------------

図 3.2.9 大阪管区気象台の位置

3.3 環境の概況

3.3.1 大気質

調査対象区域では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）2地点、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）9地点において大気質の測定が行われている。自排局には、地方公共団体設置局2地点、環境省設置測定所1地点、国土交通省設置測定所4地点、阪神高速道路株式会社設置測定所2地点が含まれる。それぞれの測定概要は表3.3.1に、測定局の位置は図3.3.1にそれぞれ示すとおりである。

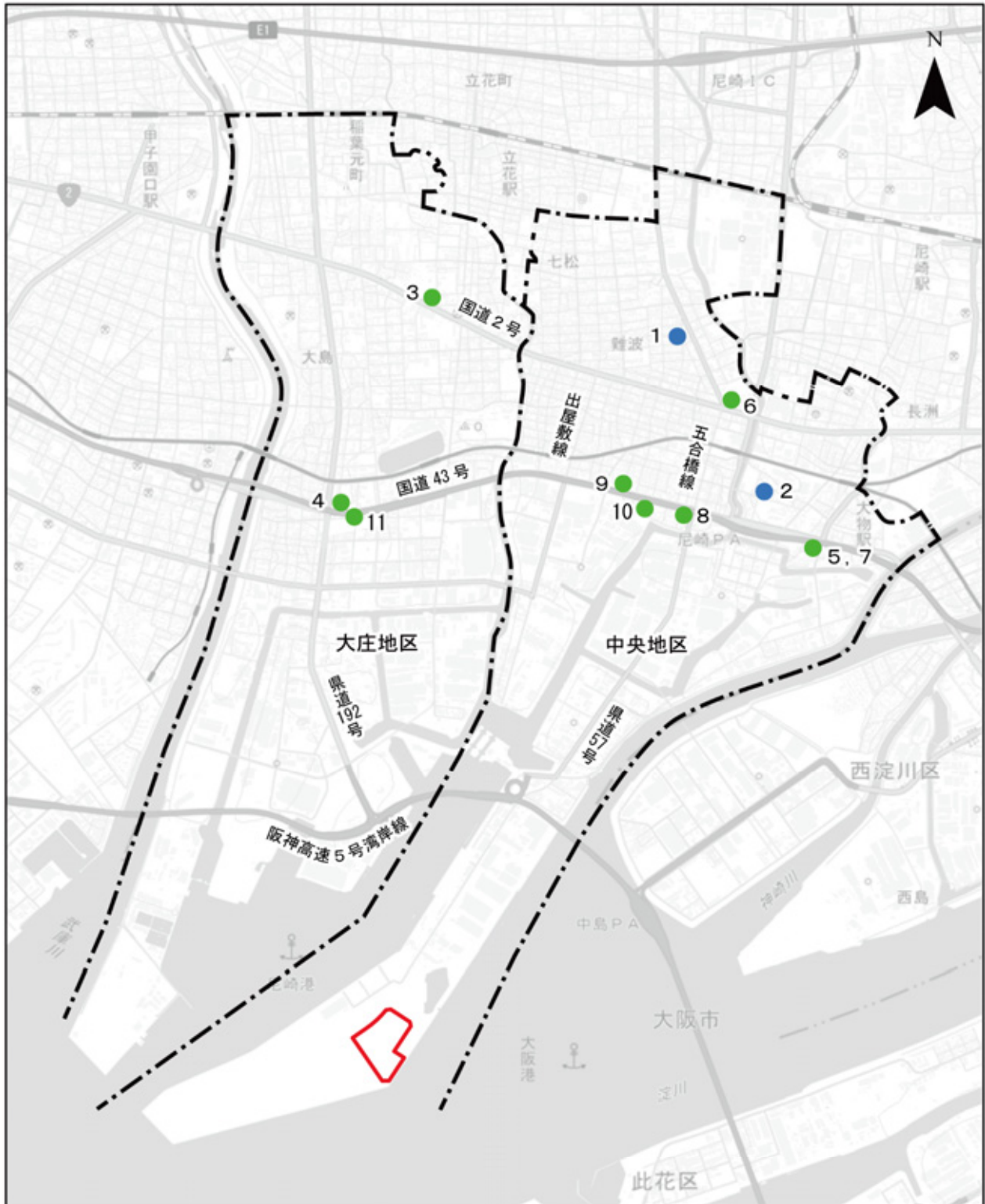
なお、測定項目のうち、炭化水素は環境基準がないため、ここでは整理していない。

表 3.3.1 調査対象区域の大気質の測定概要

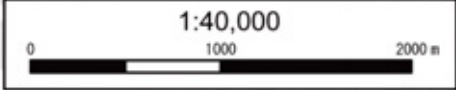
区分	測定地点	所在地	測定項目												
			二酸化硫黄	窒素酸化物		一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素		微小粒子状物質	ダイオキシン類	有害大気汚染物質		
				一酸化窒素	一酸化窒素				非メタン	メタン					
SO ₂	NO ₂	NO	CO	Ox	SPM	NMHC	CH ₄	PM _{2.5}							
一般局	1	国設尼崎	尼崎市東難波町4丁目9-12 (中部測定所)								2)	2)			
	2	琴ノ浦高校	尼崎市北城内47-1 (南部測定所)												
自排局	国交省	3	浜田	尼崎市大庄北5丁目2-1 地先(国道2号)											
		4	武庫川	尼崎市武庫川町1丁目25 (国道43号)							2)	2)			4)
		5	国設 尼崎自排	尼崎市東本町4-47地先 (国道43号)								2)	2)		
	国交省	6	十間 交差点局	尼崎市東難波町5丁目 (国道2号)											
		7	東本町 交差点局	尼崎市東本町4丁目 (国道43号)											
		8	五合橋局	尼崎市西本町3丁目 (国道43号)											
		9	西本町局	尼崎市西本町5丁目 (国道43号)											
	阪神 高速	10	西本町	尼崎市西本町3丁目46 (阪神高速道路神戸線)							5)				4)
		11	元浜公園	尼崎市元浜町1-1 (阪神高速道路神戸線)											

- (注) 1. 表中の は、図3.3.1に対応している。
 2. 網掛けの項目(非メタン及びメタン)は測定が実施されているが、炭化水素は環境基準がないため、整理していないことを示す。
 3. 区分の略称は以下に示すとおりである。
 一般局：一般環境大気測定局
 自排局：自動車排出ガス測定局
 国交省：国土交通省が設置し管理している測定所
 阪神高速：阪神高速道路株式会社が設置し尼崎市が管理している測定所
 4. 平成28、29年度の有害大気汚染物質モニタリング調査は、自排局の武庫川測定局に隣接した西小学校建替え工事のため、測定地点を自排局(阪神高速)の西本町測定局に変更して実施している。
 5. 阪神高速道路株式会社が設置している自排局の西本町測定局においては浮遊粒子状物質の測定が実施されているが、出典に測定結果が記載されていないため、整理していない。

出典：「尼崎市環境監視センター報(平成28～令和2年度)」
 (平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月、令和4年3月、尼崎市経済環境局)



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	 事業計画地	【大気質】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 一般大気環境測定局 ● 自動車排出ガス測定局
	(注) 図中の数字は、表3.3.1～3.3.10に対応している。	

図 3.3.1 調査対象区域の大気質測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

調査対象区域の二酸化硫黄測定結果は、表 3.3.2 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.2 調査対象区域の二酸化硫黄測定結果

	測定地点	年 度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 有×,無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
1	国設 尼崎	平成28年度	361	8,585	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004		0
		平成29年度	209	4,996	0.002	0	0.0	0	0.0	0.020	0.005		0
		平成30年度	361	8,606	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004		0
		令和元年度	364	8,667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004		0
		令和2年度	363	8,640	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002		0
2	琴ノ 浦高校	平成28年度	363	8,646	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004		0
		平成29年度	363	8,633	0.002	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005		0
		平成30年度	356	8,495	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004		0
		令和元年度	364	8,661	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004		0
		令和2年度	363	8,643	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003		0

(注) 1. 表中の は、図 3.3.1 に対応している。

2. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。

3. 長期的評価における環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2日以上連続しないこと。

出典：「尼崎市環境監視センター報(平成28~令和2年度)」

(平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局)

(2) 窒素酸化物

調査対象区域の二酸化窒素測定結果は表 3.3.3 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

窒素酸化物測定結果は、表 3.3.4 に示すとおりである。

表 3.3.3(1) 調査対象区域の二酸化窒素測定結果

No.	測定地点	年度	有効測定日	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,624	0.015	0.091	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.033	0
		平成29年度	360	8,598	0.017	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.039	0
		平成30年度	359	8,564	0.014	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0
		令和元年度	361	8,623	0.014	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
		令和2年度	363	8,640	0.014	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
2	琴ノ浦高校	平成28年度	348	8,301	0.017	0.097	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.033	0
		平成29年度	361	8,597	0.018	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		平成30年度	332	7,919	0.016	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		令和元年度	347	8,263	0.015	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0
		令和2年度	363	8,618	0.015	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.038	0
3	浜田	平成28年度	361	8,566	0.015	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
		平成29年度	361	8,550	0.017	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		平成30年度	325	7,772	0.016	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0
		令和元年度	301	7,165	0.014	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0
		令和2年度	268	6,392	0.015	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0.035	0
4	武庫川	平成28年度	337	8,029	0.026	0.105	0	0.0	3	0.0	0	0.0	39	11.6	0.050	0
		平成29年度	363	8,586	0.030	0.129	0	0.0	13	0.2	3	0.8	92	25.3	0.058	0
		平成30年度	362	8,562	0.026	0.107	0	0.0	5	0.1	0	0.0	61	16.9	0.051	0
		令和元年度	361	8,582	0.025	0.115	0	0.0	7	0.1	2	0.6	46	12.7	0.052	0
		令和2年度	363	8,579	0.025	0.105	0	0.0	4	0.0	1	0.3	46	12.7	0.051	0
6	十間交差点局	平成28年度	360	8,512	0.024	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	2.5	0.040	0
		平成29年度	362	8,546	0.024	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	5.2	0.043	0
		平成30年度	360	8,529	0.022	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		令和元年度	356	8,456	0.021	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0
		令和2年度	362	8,565	0.020	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1.9	0.039	0
7	東本町交差点局	平成28年度	362	8,562	0.032	0.105	0	0.0	1	0.0	0	0.0	93	25.7	0.051	0
		平成29年度	362	8,556	0.031	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	84	23.2	0.051	0
		平成30年度	360	8,544	0.030	0.102	0	0.0	1	0.0	0	0.0	73	20.3	0.052	0
		令和元年度	363	8,579	0.028	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50	13.8	0.049	0
		令和2年度	362	8,564	0.025	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	28	7.7	0.048	0

- (注) 1. 表中の「」は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 「」は出典に記載がないことを示す。
 3. 環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均を低い方から数えて 98%目に該当する値(98%値)が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」
 （平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.3(2) 調査対象区域の二酸化窒素測定結果

	測定地点	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
8	五合橋局	平成28年度	362	8,567	0.028	0.082	0	0.0	0	0.0	0	0.0	38	10.5	0.045	0
		平成29年度	362	8,560	0.027	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	45	12.4	0.047	0
		平成30年度	360	8,544	0.026	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	7.5	0.047	0
		令和元年度	363	8,587	0.025	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	6.3	0.044	0
		令和2年度	362	8,564	0.023	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.042	0
9	西本町局	平成28年度	362	8,560	0.021	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
		平成29年度	362	8,551	0.023	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	6.4	0.045	0
		平成30年度	359	8,532	0.019	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.038	0
		令和元年度	363	8,586	0.019	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
		令和2年度	360	8,531	0.019	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.038	0
10	西本町	平成28年度	363	8,618	0.025	0.097	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	6.9	0.045	0
		平成29年度	363	8,612	0.025	0.100	0	0.0	1	0.0	0	0.0	39	10.7	0.047	0
		平成30年度	362	8,602	0.022	0.079	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16	4.4	0.044	0
		令和元年度	364	8,637	0.020	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	3.6	0.045	0
		令和2年度	350	8,326	0.020	0.085	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.1	0.041	0
11	元浜公園	平成28年度	363	8,621	0.028	0.124	0	0.0	1	0.0	0	0.0	20	5.5	0.043	0
		平成29年度	363	8,609	0.027	0.083	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	6.9	0.045	0
		平成30年度	359	8,576	0.025	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0
		令和元年度	340	8,145	0.022	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		令和2年度	363	8,623	0.023	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.042	0

- (注) 1. 表中の「」は、図3.3.1に対応している。
 2. 「」は出典に記載がないことを示す。
 3. 環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均を低い方から数えて98%目に該当する値(98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報(平成28～令和2年度)」
 (平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.4(1) 調査対象区域の窒素酸化物測定結果

測定地点	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
				年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)
1 国設尼崎	平成28年度	361	8,624	0.004	0.134	0.020	0.019	0.199	0.058	79.9
	平成29年度	360	8,598	0.004	0.110	0.023	0.021	0.180	0.057	80.1
	平成30年度	359	8,564	0.004	0.086	0.016	0.018	0.130	0.048	80.3
	令和元年度	361	8,623	0.004	0.098	0.017	0.018	0.171	0.047	79.6
	令和2年度	363	8,640	0.003	0.101	0.016	0.017	0.151	0.049	80.8
2 琴ノ浦高校	平成28年度	348	8,301	0.005	0.127	0.021	0.021	0.182	0.058	78.0
	平成29年度	361	8,597	0.005	0.128	0.023	0.023	0.190	0.059	79.3
	平成30年度	332	7,919	0.004	0.091	0.019	0.020	0.150	0.051	79.3
	令和元年度	347	8,263	0.004	0.114	0.015	0.019	0.178	0.047	78.7
	令和2年度	363	8,618	0.004	0.127	0.019	0.019	0.205	0.054	81.1
3 浜田	平成28年度	361	8,566	0.007	0.195	0.027	0.022	0.236	0.055	67.1
	平成29年度	361	8,550	0.008	0.264	0.026	0.025	0.333	0.058	68.1
	平成30年度	325	7,772	0.007	0.152	0.020	0.022	0.219	0.051	69.9
	令和元年度	301	7,165	0.006	0.139	0.023	0.021	0.187	0.051	70.0
	令和2年度	268	6,392	0.006	0.123	0.022	0.021	0.173	0.055	72.1
4 武庫川	平成28年度	337	8,029	0.017	0.191	0.052	0.043	0.290	0.098	60.0
	平成29年度	363	8,586	0.021	0.255	0.055	0.051	0.336	0.104	59.0
	平成30年度	362	8,562	0.016	0.198	0.046	0.041	0.283	0.097	62.3
	令和元年度	361	8,582	0.015	0.232	0.049	0.040	0.317	0.090	62.4
	令和2年度	363	8,579	0.015	0.191	0.044	0.039	0.279	0.088	62.9
6 十間交差点局	平成28年度	360	8,512	0.020	0.220	0.056	0.043	0.271	0.092	54.6
	平成29年度	362	8,546	0.017	0.218	0.059	0.041	0.267	0.096	58.5
	平成30年度	360	8,529	0.016	0.215	0.047	0.038	0.264	0.084	57.9
	令和元年度	356	8,456	0.014	0.172	0.050	0.035	0.232	0.088	58.9
	令和2年度	362	8,565	0.012	0.194	0.044	0.032	0.237	0.078	61.6
7 東本町交差点局	平成28年度	362	8,562	0.061	0.475	0.133	0.094	0.529	0.180	34.6
	平成29年度	362	8,556	0.052	0.390	0.137	0.083	0.473	0.184	37.5
	平成30年度	360	8,544	0.052	0.475	0.121	0.082	0.531	0.168	37.0
	令和元年度	363	8,579	0.046	0.358	0.116	0.074	0.428	0.164	38.2
	令和2年度	362	8,564	0.036	0.297	0.094	0.062	0.369	0.140	41.1
8 五合橋局	平成28年度	362	8,567	0.025	0.302	0.072	0.054	0.377	0.114	52.6
	平成29年度	362	8,560	0.023	0.246	0.070	0.050	0.311	0.114	54.5
	平成30年度	360	8,544	0.021	0.218	0.060	0.047	0.279	0.105	55.2
	令和元年度	363	8,587	0.019	0.206	0.073	0.044	0.271	0.114	55.8
	令和2年度	362	8,564	0.016	0.208	0.053	0.038	0.268	0.093	59.3
9 西本町局	平成28年度	362	8,560	0.012	0.165	0.042	0.032	0.225	0.078	64.1
	平成29年度	362	8,551	0.013	0.174	0.045	0.036	0.245	0.086	62.9
	平成30年度	359	8,532	0.010	0.152	0.034	0.030	0.221	0.069	64.6
	令和元年度	363	8,586	0.012	0.162	0.039	0.031	0.237	0.070	61.8
	令和2年度	360	8,531	0.011	0.192	0.036	0.030	0.265	0.070	62.0

(注) 表中の は、図 3.3.1 に対応している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」
 （平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.4(2) 調査対象区域の窒素酸化物測定結果

測定地点	年 度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	一酸化窒素			窒素酸化物(NO+NO ₂)			
				年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂) (%)
10 西本町	平成28年度	363	8,618	0.016	0.293	0.051	0.041	0.390	0.094	60.7
	平成29年度	363	8,612	0.015	0.226	0.053	0.040	0.291	0.096	62.7
	平成30年度	362	8,602	0.013	0.182	0.042	0.035	0.252	0.087	62.4
	令和元年度	364	8,637	0.012	0.176	0.047	0.033	0.248	0.086	62.0
	令和2年度	350	8,326	0.010	0.195	0.034	0.030	0.264	0.077	66.3
11 元浜公園	平成28年度	363	8,621	0.021	0.243	0.055	0.049	0.312	0.094	56.8
	平成29年度	363	8,609	0.022	0.184	0.074	0.049	0.240	0.114	55.0
	平成30年度	359	8,576	0.020	0.153	0.060	0.045	0.186	0.090	54.8
	令和元年度	340	8,145	0.020	0.177	0.064	0.041	0.207	0.091	52.4
	令和2年度	363	8,623	0.011	0.135	0.038	0.034	0.199	0.075	67.3

(注) 表中の は、図 3.3.1 に対応している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」

（平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(3) 一酸化炭素

調査対象区域の一酸化炭素測定結果は、表 3.3.5 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.5 調査対象区域の一酸化炭素測定結果

測定地点	年 度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを超えた 日数とその割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値 が10ppm を超えた 日数が2 日以上連 続したこ との有無 有×,無	環境基準 の長期評 価による 日平均値 が10ppm を超えた 日数 (日)
					(回)	(%)	(日)	(%)				
1 国設 尼崎	平成28年度	362	8,650	0.3	0	0.0	0	0.0	2.2	0.5		0
	平成29年度	363	8,649	0.3	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5		0
	平成30年度	361	8,614	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.5		0
	令和元年度	364	8,668	0.3	0	0.0	0	0.0	1.7	0.5		0
	令和2年度	363	8,650	0.3	0	0.0	0	0.0	2.1	0.5		0
4 武庫 川	平成28年度	363	8,654	0.3	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6		0
	平成29年度	363	8,643	0.3	0	0.0	0	0.0	1.5	0.6		0
	平成30年度	275	6,657	0.3	0	0.0	0	0.0	1.9	0.6		0
	令和元年度	332	7,960	0.3	0	0.0	0	0.0	3.4	0.5		0
	令和2年度	363	8,638	0.3	0	0.0	0	0.0	1.6	0.5		0
5 国設 尼崎 自排	平成28年度	363	8,652	0.6	0	0.0	0	0.0	2.6	0.9		0
	平成29年度	363	8,635	0.6	0	0.0	0	0.0	2.2	0.9		0
	平成30年度	294	7,021	0.4	0	0.0	0	0.0	1.8	0.8		0
	令和元年度	268	6,394	0.4	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8		0
	令和2年度	363	8,647	0.4	0	0.0	0	0.0	2.4	0.7		0

(注) 1. 表中の は、図 3.3.1 に対応している。

2. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

3. 長期的評価における環境基準の達成：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」

（平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(4) 光化学オキシダント

調査対象区域の光化学オキシダント測定結果は、表 3.3.6 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成していない。また、昼間の 1 時間値の年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.6 調査対象区域の光化学オキシダント測定結果

測定地点	年度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数			昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)
					(日)	時間数とその割合		(日)	日数とその割合			
						(時間)	(%)		(%)	(時間)		
1 国設尼崎	平成28年度	365	5,408	0.033	75	363	6.7	0	0.0	0	0.106	0.048
	平成29年度	365	5,419	0.034	87	398	7.3	0	0.0	0	0.111	0.049
	平成30年度	364	5,392	0.031	53	252	4.7	0	0.0	0	0.111	0.045
	令和元年度	366	5,437	0.032	77	325	6.0	1	0.3	2	0.125	0.048
	令和2年度	365	5,424	0.031	54	208	3.8	0	0.0	0	0.106	0.044
2 琴ノ浦高校	平成28年度	214	3,189	0.038	83	400	12.5	0	0.0	0	0.114	0.057
	平成29年度	203	3,025	0.038	71	316	10.4	0	0.0	0	0.104	0.054
	平成30年度	194	2,859	0.034	53	277	9.7	0	0.0	0	0.107	0.050
	令和元年度	214	3,188	0.036	69	300	9.4	1	0.5	1	0.123	0.054
	令和2年度	214	3,189	0.035	55	215	6.7	0	0.0	0	0.115	0.050

- (注) 1. 表中の は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 光化学オキシダントの監視機関は毎年 4 月 20 日(土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日)から 10 月 19 日(七曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日)まで、昼間は 5 時から 20 時までの時間帯をいう。
 3. 「 」は出典に記載がないことを示す。
 4. 環境基準の達成：昼間(5～20 時)の時間帯において、1 時間値が全て 0.06ppm 以下であること。
 5. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報(平成 28～令和 2 年度)」
 (平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局)

(5) 浮遊粒子状物質

調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果は、表 3.3.7 に示すとおりであり、五合橋局において環境基準値を超過している。また、年平均値は全ての地点においておおむね横ばい傾向で推移している。

表 3.3.7 調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果

No.	測定地点	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×,無	(日)
1	国設尼崎	平成28年度	361	8,691	0.015	0	0.0	0	0.0	0.061	0.033		0
		平成29年度	363	8,690	0.017	0	0.0	0	0.0	0.085	0.038		0
		平成30年度	351	8,413	0.017	0	0.0	0	0.0	0.106	0.034		0
		令和元年度	364	8,714	0.016	0	0.0	0	0.0	0.097	0.037		0
		令和2年度	309	7,439	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031		0
2	琴ノ浦高校	平成28年度	358	8,622	0.021	0	0.0	0	0.0	0.109	0.040		0
		平成29年度	363	8,703	0.020	0	0.0	0	0.0	0.090	0.046		0
		平成30年度	334	8,042	0.018	0	0.0	0	0.0	0.075	0.040		0
		令和元年度	364	8,728	0.017	0	0.0	0	0.0	0.094	0.040		0
		令和2年度	363	8,705	0.016	0	0.0	0	0.0	0.100	0.040		0
4	武庫川	平成28年度	363	8,699	0.018	0	0.0	0	0.0	0.081	0.037		0
		平成29年度	358	8,640	0.017	0	0.0	0	0.0	0.094	0.040		0
		平成30年度	317	7,651	0.017	0	0.0	0	0.0	0.109	0.039		0
		令和元年度	364	8,722	0.016	0	0.0	0	0.0	0.073	0.039		0
		令和2年度	363	8,705	0.016	0	0.0	0	0.0	0.106	0.039		0
6	十間交差点局	平成28年度	354	8,549	0.020	0	0.0	0	0.0	0.091	0.038		0
		平成29年度	358	8,632	0.021	0	0.0	0	0.0	0.154	0.044		0
		平成30年度	354	8,576	0.018	0	0.0	0	0.0	0.180	0.042		0
		令和元年度	358	8,635	0.016	0	0.0	0	0.0	0.079	0.036		0
		令和2年度	357	8,604	0.016	0	0.0	0	0.0	0.115	0.039		0
7	東本町交差点局	平成28年度	359	8,651	0.018	0	0.0	0	0.0	0.072	0.037		0
		平成29年度	359	8,651	0.018	0	0.0	0	0.0	0.093	0.042		0
		平成30年度	357	8,617	0.016	0	0.0	0	0.0	0.095	0.038		0
		令和元年度	360	8,657	0.015	0	0.0	0	0.0	0.102	0.037		0
		令和2年度	359	8,628	0.016	0	0.0	0	0.0	0.086	0.037		0
8	五合橋局	平成28年度	359	8,653	0.018	0	0.0	0	0.0	0.091	0.038		0
		平成29年度	359	8,645	0.018	1	0.0	0	0.0	0.253	0.043		0
		平成30年度	357	8,620	0.015	0	0.0	0	0.0	0.109	0.039		0
		令和元年度	360	8,656	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.034		0
		令和2年度	359	8,631	0.014	0	0.0	0	0.0	0.089	0.037		0
9	西本町局	平成28年度	359	8,646	0.019	0	0.0	0	0.0	0.080	0.038		0
		平成29年度	359	8,643	0.019	0	0.0	0	0.0	0.140	0.043		0
		平成30年度	357	8,617	0.018	0	0.0	0	0.0	0.097	0.040		0
		令和元年度	360	8,662	0.017	0	0.0	0	0.0	0.088	0.036		0
		令和2年度	356	8,590	0.018	0	0.0	0	0.0	0.116	0.041		0

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.1 に対応している。

2. 阪神高速道路株式会社が設置している自排局の西本町測定局においては浮遊粒子状物質の測定が実施されているが、出典に測定結果が記載されていないため、整理していない。

3. 長期的評価における環境基準の達成：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

4. 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

5. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成28～令和2年度）」

（平成29年12月・平成31年2月・令和2年1月・令和3年3月・令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(6) 微小粒子状物質

調査対象区域の微小粒子状物質測定結果は、表 3.3.8 に示すとおりであり、全ての地点において環境基準を達成している。また、年平均値は全ての地点においておおむね減少傾向で推移している。

表 3.3.8 調査対象区域の微小粒子状物質測定結果

	測定地点	年 度	有効測定日数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間 98% 値
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
1	国設尼崎	平成28年度	361	13.4	2	0.6	40.2	29.0
		平成29年度	361	13.8	3	0.8	45.8	32.4
		平成30年度	359	13.3	0	0.0	33.5	29.8
		令和元年度	359	11.6	2	0.6	36.5	26.2
		令和2年度	361	11.1	2	0.6	49.3	28.7
4	武庫川	平成28年度	347	11.2	0	0.0	29.0	23.0
		平成29年度	270	12.7	2	0.7	37.1	29.4
		平成30年度	349	10.9	1	0.3	36.6	28.4
		令和元年度	364	10.7	1	0.3	39.3	24.4
		令和2年度	363	10.3	1	0.3	45.2	26.2
5	国設尼崎自排	平成28年度	362	14.5	0	0.0	33.3	29.8
		平成29年度	363	14.4	3	0.8	40.0	30.8
		平成30年度	358	14.0	0	0.0	35.0	30.1
		令和元年度	363	12.9	2	0.6	38.5	29.0
		令和2年度	362	12.5	3	0.8	48.9	28.8

- (注) 1. 表中の No. は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 環境基準の達成：年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の 98% 値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 3. 3 武庫川局については測定機が標準測定法と等価性を有しない機種である。

出典：「尼崎市環境監視センター報（平成 28～令和 2 年度）」
 （平成 29 年 12 月・平成 31 年 2 月・令和 2 年 1 月・令和 3 年 3 月・令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(7) ダイオキシン類

調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果は、表 3.3.9 に示すとおりであり、環境基準を達成している。また、年平均値は 0.013～0.019pg-TEQ/ m^3 の間で推移している。

表 3.3.9 調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/ m^3)

	測定地点	所在地	測定期間	測定結果（年平均値）
1	琴ノ浦高校	尼崎市北城内 47-1	平成 28 年度	0.018
			平成 29 年度	0.017
			平成 30 年度	0.013
			令和元年度	0.019
			令和 2 年度	0.015

- (注) 1. 表中の は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 環境基準：0.6pg-TEQ/ m^3 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

(8) 有害大気汚染物質

調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果は、表 3.3.10 に示すとおりである。環境基準が設定されている項目については、全ての地点において環境基準を達成している。

表 3.3.10(1) 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果

区分	項目	単位	1 琴ノ浦高校					環境基準 (指針値)
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	
揮発性 有機化 合物	アクリロニトリル	μg/m ³	0.042	0.048	0.030	0.028	0.025	(2)
	塩化ビニルモノマー		0.019	0.024	0.017	0.017	0.018	(10)
	クロロホルム		0.32	0.42	0.37	0.39	0.49	(18)
	1,2-ジクロロエタン		0.14	0.26	0.19	0.16	0.14	(1.6)
	ジクロロメタン		1.3	2.1	1.5	1.7	2.2	150
	テトラクロロエチレン		0.16	0.25	0.22	0.23	0.20	200
	トリクロロエチレン		1.0	0.81	0.75	0.96	1.5	130
	1,3-ブタジエン		0.075	0.079	0.061	0.051	0.069	(2.5)
	ベンゼン		0.9	1.1	1.0	0.69	0.96	3
	塩化メチル		1.6	1.7	1.8	1.5	1.4	(94)
トルエン	7.5	9.1	8.5	8.6	9.8	-		
アルデ ヒド類	アセトアルデヒド	μg/m ³	2.0	1.7	2.2	2.3	2.6	(120)
	ホルムアルデヒド		2.4	2.0	2.4	3.1	2.9	-
金属類	ニッケル化合物	ng/m ³	9.1	7.5	9.5	11	7.5	(25)
	ベリリウム及びその化合物		0.015	0.0085	0.012	0.030	0.028	-
	マンガン及びその化合物		48	39	42	68	52	(140)
	クロム及びその化合物		11	9.0	12	11	12	-
	ヒ素及びその化合物		1.3	0.79	1.0	1.1	1.5	(6)
水銀及びその化合物	2.8	2.3	2.2	1.9	1.7	(40)		
多環芳 香族炭 化水素	ベンゾ [a]ピレン	ng/m ³	0.11	0.096	0.12	0.064	0.14	-
その他	酸化エチレン	μg/m ³	0.062	0.074	0.072	0.045	0.13	-

- (注) 1. 表中の は、図 3.3.1 に対応している。
 2. 表中の数字は、年平均値(算術平均値)を示す。
 3. 測定データのうち、定量下限値未満で検出下限値以上のデータはその値を、検出下限値未満のデータは検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて年平均値を算出した。
 4. 環境基準(指針値)欄の()内は指針値を示す。また、環境基準又は指針値が定められていない項目については「 - 」で示す。
 5. 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

出典：「尼崎市環境監視センター報(令和2年度)」(令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.10(2) 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果

区分	項目	単位	9 西本町		4 武庫川			環境基準 (指針値)
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
揮発性 有機化 合物	アクリロニトリル	μg/m ³	-	-	-	-	-	(2)
	塩化ビニルモノマー		-	-	-	-	-	(10)
	クロロホルム		-	-	-	-	-	(18)
	1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	(1.6)
	ジクロロメタン		1.5	2.1	1.0	1.0	2.0	150
	テトラクロロエチレン		0.17	0.24	0.22	0.12	0.25	200
	トリクロロエチレン		0.58	0.73	0.32	0.23	0.58	130
	1,3-ブタジエン		0.15	0.15	0.095	0.075	0.11	(2.5)
	ベンゼン		1.4	1.6	1.2	0.72	1.1	3
	塩化メチル		-	-	-	-	-	(94)
トルエン	8.7	11	6.9	5.0	12	-		
アルデ ヒド類	アセトアルデヒド	μg/m ³	2.4	2.2	2.0	2.1	2.5	(120)
	ホルムアルデヒド		2.7	2.4	2.2	2.7	3.0	-
金属類	ニッケル化合物	ng/m ³	-	-	-	-	-	(25)
	ベリリウム及びその化合物		-	-	-	-	-	-
	マンガン及びその化合物		-	-	-	-	-	(140)
	クロム及びその化合物		-	-	-	-	-	-
	ヒ素及びその化合物		-	-	-	-	-	(6)
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	(40)		
多環芳 香族炭 化水素	ベンゾ [a]ピレン	ng/m ³	0.12	0.13	0.11	0.062	0.17	-
その他	酸化エチレン	μg/m ³	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 表中の「-」は、図 3.3.1 に対応している。

2. 表中の数字は、年平均値(算術平均値)を示す。

3. 測定データのうち、定量下限値未満で検出下限値以上のデータはその値を、検出下限値未満のデータは検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて年平均値を算出した。

4. 環境基準(指針値)欄の()内は指針値を示す。また、環境基準又は指針値が定められていない項目については「-」で示す。

5. 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については分析方法が確立していないため「クロム及びその化合物」として掲載している。

6. 平成 28、29 年度の有害大気汚染物質モニタリング調査は、自排局の武庫川測定局に隣接した西小学校建替え工事のため、測定地点を自排局(阪神高速)の西本町に変更して実施している。

出典: 「尼崎市環境監視センター報(令和 2 年度)」(令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局)

3.3.2 騒音・振動

(1) 騒音

調査対象区域では、沿道の自動車騒音を監視するため、騒音測定（自動車騒音の常時監視）が実施されている。また、自動車騒音の常時監視が実施されていない地点において、自動車騒音の定点調査が実施され、定点調査の結果をもとに16路線に面する地域における面的評価（ばく露騒音の予測）が実施されている。

なお、調査対象区域では、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

(a) 自動車騒音の常時監視

調査対象区域における自動車騒音測定結果（常時監視）は表3.3.11に示すとおりであり、環境基準の基準値（以下「環境基準値」という。）以下となっている。また、自動車騒音測定結果は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号（最終改正：令和4年法律第68号））に基づく自動車騒音に係る要請限度（以下「要請限度」という。）を下回っている。自動車騒音測定地点（常時監視）は、図3.3.2に示すとおりである。

表3.3.11 調査対象区域の自動車騒音測定結果（常時監視）（ L_{Aeq} ）

（単位：デシベル）

	測定地点 （道路名）	所在地	地域の 類型	年度		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	環境 基準 値	要請 限度
				時間 の 区分								
1	浜田測定所 （国道2号）	尼崎市 大庄北 5-2-1	C	昼間		67	67	68	67	68	70	75
				夜間		64	64	64	65	65	65	70
2	武庫川測定所 （国道43号）	尼崎市 武庫川町 1-25	B	昼間		67	67	67	67	67	70	75
				夜間		63	63	63	63	63	65	70

（注）1．表中の は、図3.3.2に対応している。

2．時間の区分は、以下に示すとおりである。

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～翌日の6:00

3．測定地点は、いずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値の適用を受ける地点となっている。

出典：「尼崎の環境 - 平成29～令和2年度版 - 」

（平成30年2月、平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 - 」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(b) 自動車騒音の定点調査

調査対象区域における自動車騒音測定結果（定点調査）は表3.3.12に示すとおりであり、県道13号玉江橋線の夜間、県道339号大物線の昼間において環境基準値を超過している。また、自動車騒音測定結果は、表3.3.12の「（注）4」に記述しているとおり2日間にまたがる測定であり、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」の自動車騒音の測定方法等により、「連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする」と定められた測定方法とは異なるため、参考として測定結果と要請限度を比較すると、測定結果は全て要請限度を下回る結果となっている。自動車騒音測定地点（定点調査）は、図3.3.2に示すとおりである。

表 3.3.12 調査対象区域の自動車騒音測定結果（定点調査）（ L_{Aeq} ）（令和2年度）

（単位：デシベル）

	路線名	測定地点	地域の 類型	騒音測定結果			環境基準値		要請限度	
				昼間	夜間	平均	昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道2号	尼崎市大庄北5-2	C	66	63	65	70	65	75	70
2	国道43号	尼崎市武庫川町1-25	B	67	63	66	70	65	75	70
3		尼崎市南城内2-35	C	66	62	65	70	65	75	70
4	県道142号 五合橋線	尼崎市東難波町3-20	B	68	65	67	70	65	75	70
5	県道192号 尼宝線	尼崎市大庄西町2-4	B	67	63	66	70	65	75	70
6	県道13・57号	尼崎市開明町1-80	B	68	66	68	70	65	75	70
7	玉江橋線	尼崎市東難波町5-29-55	C	67	64	66	70	65	75	70
8	県道341号 臨港線	尼崎市元浜町5-71-1	B	70	64	69	70	65	75	70
9	県道339号 大物線	尼崎市大物町1-8-18	C	71	64	69	70	65	75	70

- （注）1．表中の は、図3.3.2に対応している。
 2．時間の区分は、以下に示すとおりである。
 昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～翌日の6:00
 3．測定地点は、いずれも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値の適用を受ける地点となっている。
 4．測定年月日は、以下に示すとおりである。
 1 : 令和2年6月16日～令和2年6月17日（24時間連続）
 2、 3 : 令和3年1月19日～令和3年1月20日（24時間連続）
 4～ 6 : 令和2年12月1日～令和2年12月2日（24時間連続）
 7 : 令和2年6月23日～令和2年6月24日（24時間連続）
 8 : 令和2年10月27日～令和2年10月28日（24時間連続）
 9 : 平成30年6月13日～平成30年6月14日（24時間連続）
 5．網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 -」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「令和3年度版交通公害調査結果報告書（自動車・鉄軌道・航空機）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

(c) 自動車騒音の面的評価

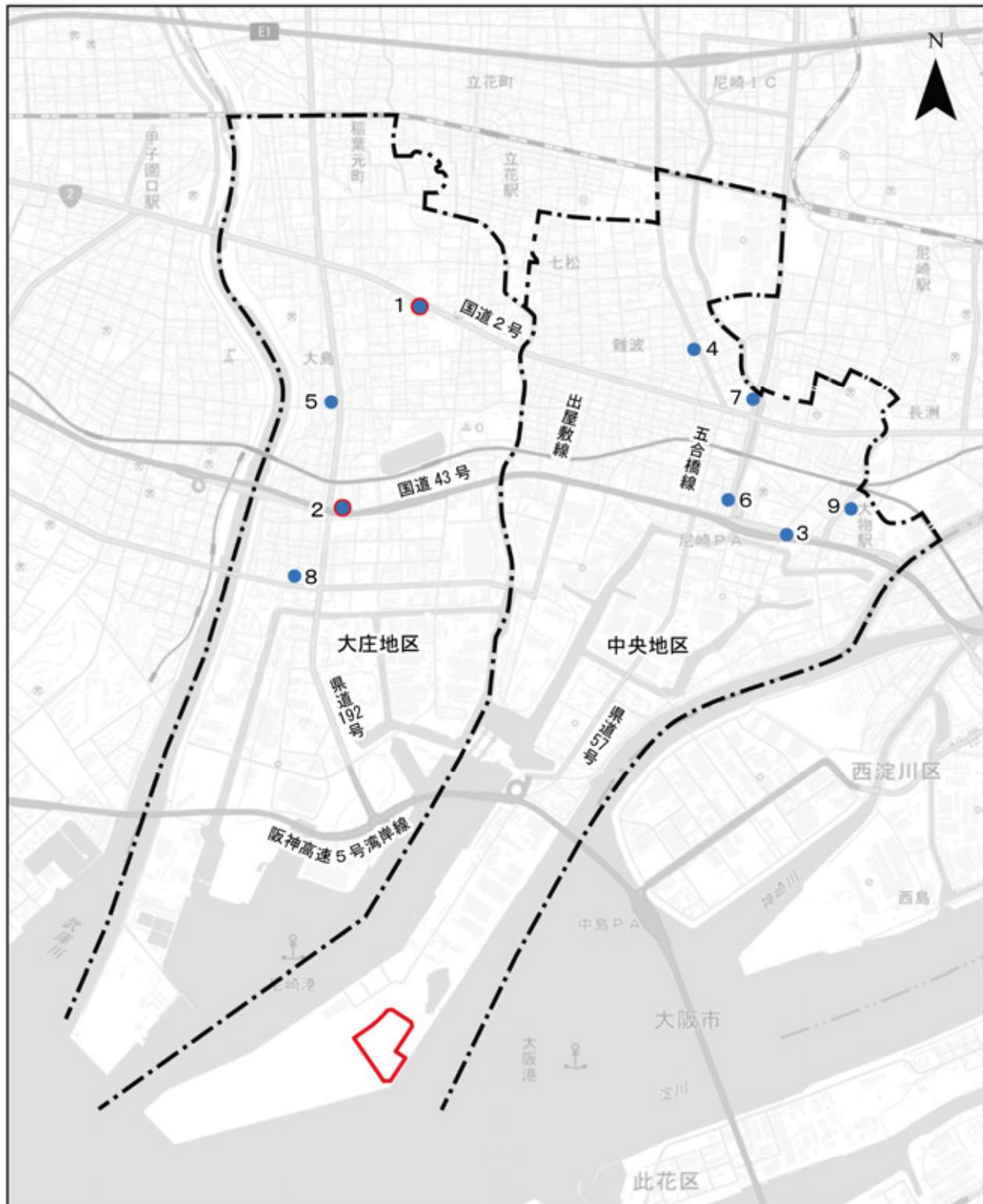
尼崎市における自動車騒音の面的評価結果は、表3.3.13に示すとおりであり、昼間・夜間ともに環境基準達成が45,211戸(98.2%)、昼間のみ環境基準達成が524戸(1.1%)、夜間のみ環境基準達成が0戸(0%)となっている。

調査対象区域において、昼間・夜間とも環境基準を100%達成しているのは、臨港線（県道341号甲子園尼崎線）となっている。

表 3.3.13 尼崎市の自動車騒音の面的評価結果（平成元年度）

達成状況	対象戸数	達成戸数	達成率(%)
昼間のみ達成	46,019	524	1.1
夜間のみ達成		0	0
昼間・夜間とも非達成		284	0.6
昼間・夜間とも達成		45,211	98.2

出典：「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 -」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡例	 事業計画地	【騒音】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 自動車騒音測定地点（常時監視） ● 自動車騒音測定地点（定点調査）
	(注) 図中の数字は、表3.3.11～3.3.12に対応している。	

図 3.3.2 調査対象区域の自動車騒音測定地点

(2) 振 動

調査対象区域では、沿道の振動を把握するため、道路交通振動の測定が実施されている。道路交通振動測定結果は表 3.3.14 に示すとおりであり、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号))に基づく道路交通振動の限度(以下「要請限度」という。)以下となっている。道路交通振動測定地点は、図 3.3.3 に示すとおりである。

なお、調査対象区域では、一般環境振動に係る調査は実施されていない。

表 3.3.14 調査対象区域の道路交通振動測定結果 (L_{10}) (令和 2 年度)

(単位：デシベル)

	路線名	測定地点	区域の区分	振動測定結果			要請限度	
				昼間	夜間	平均	昼間	夜間
1	国道 43 号	尼崎市武庫川町 1-25	第 1 種区域	44	42	43	65	60
2	県道 142 号 五合橋線	尼崎市東難波町 3-20	第 1 種区域	42	36	39	65	60
3	県道 192 号 尼宝線	尼崎市大庄西町 2-4	第 1 種区域	40	33	36	65	60
4	県道 13・57 号	尼崎市開明町 1-80	第 1 種区域	46	43	44	65	60
5	玉江橋線	尼崎市東難波町 5-29-55	第 2 種区域	47	41	44	70	65
6	県道 341 号 臨港線	尼崎市元浜町 5-71-1	第 1 種区域	41	42	41	65	60

(注) 1. 表中の は、図 3.3.3 に対応している。

2. 単位デシベルとは、「計量法」(平成 4 年法律第 51 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号))に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3. 時間の区分は、以下に示すとおりである。

昼間 8:00～19:00 夜間 19:00～翌日の 8:00

4. 測定年月日は、以下に示すとおりである。

1 : 令和 3 年 1 月 19 日～令和 3 年 1 月 20 日(24 時間連続)

2～4 : 令和 2 年 12 月 1 日～令和 2 年 12 月 2 日(24 時間連続)

5 : 令和 2 年 6 月 23 日～令和 2 年 6 月 24 日(24 時間連続)

6 : 令和 2 年 10 月 27 日～令和 2 年 10 月 28 日(24 時間連続)

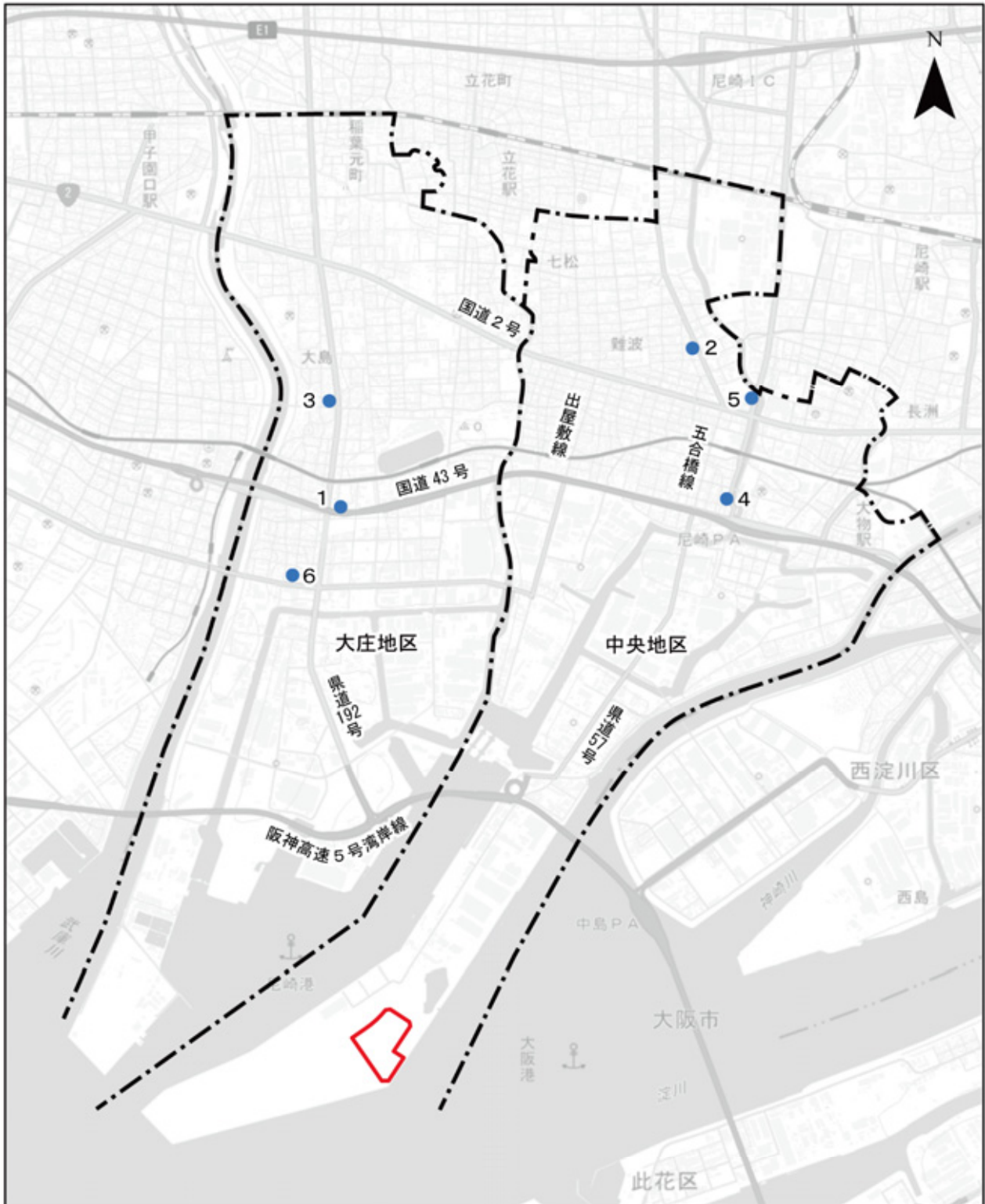
出典：「環境基本計画年次報告書 - 令和 3 年度版 - 」(令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局)

「令和 3 年度版交通公害調査結果報告書(自動車・鉄軌道・航空機)」(令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局)

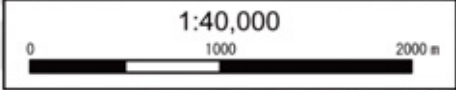
「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」(平成 13 年尼崎市告示第 99 号)

3.3.3 悪 臭

調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
 (https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)



凡 例	 事業計画地	【振動】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	● 道路交通振動測定地点

(注) 図中の数字は、表3.3.14に対応している。

図 3.3.3 調査対象区域の道路交通振動測定地点

3.3.4 水 質

(1) 河川及び海域

調査対象区域における水質調査は、河川では庄下川の波洲橋及び庄下川橋、蓬川の南豊池橋及び琴浦橋、武庫川の武庫大橋及び南武橋の6地点、海域では大阪湾の閘門、尼崎港中央、尼崎港沖の3地点で実施されている。なお、庄下川橋（庄下川）及び南豊池橋（蓬川）においては、平成27～令和2年度にかけて各年1回のダイオキシン類調査が実施されている。調査対象区域の水質測定概要は表3.3.15に、各測定地点の水質測定結果（令和2年度）は表3.3.16～3.3.18に、水質測定地点は図3.3.4に示すとおりである。

なお、いずれの地点も環境基準点として設定されていないが、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年条例第51号（最終改正：令和2年条例第40号））第20条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境上の基準において、測定基準点（基準の適合状況を判断する地点）として定められている。

生活環境項目については、河川の庄下川橋（庄下川）では水素イオン濃度の1項目で、海域の閘門（大阪湾）では水素イオン濃度、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全リンの4項目で、尼崎港中央では水素イオン濃度、溶存酸素量（DO）、全窒素、全リンの4項目で、尼崎港沖では水素イオン濃度、全窒素、全リンの3項目で環境基準及び環境上の基準値を超過している。

健康項目については、河川の南豊池橋（蓬川）ではふっ素の1項目で環境基準及び環境上の基準値を超過している。また、ダイオキシン類については、全ての地点において環境基準を達成している。

表 3.3.15 調査対象区域の水質測定概要（令和2年度）

No.	河川等	測定地点	水域類型・区分					生活環境項目	健康項目	要監視項目	特殊項目	ダイオキシン類
			利用目的の適応性				水生生物の生息状況の適応性					
			pH等		全窒素及び全リン							
			法	条例	法	条例	法					
1	庄下川	波洲橋	C	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
2		庄下川橋	C	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	○
3	蓬川	南豊池橋	なし	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	○
4		琴浦橋	なし	2級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
5	武庫川	武庫大橋	C	1級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
6		南武橋	C	1級水域	/	/	なし	○	○	○	○	—
7	大阪湾	閘門	C	運河	IV	—	生物A	○	○	○	○	—
8		尼崎港中央	C	海域	IV	海域	生物A	○	○	○	○	—
9		尼崎港沖	C	海域	IV	海域	生物A	○	○	○	○	—

- (注) 1. 表中のNo.は、図3.3.4に対応している。
 2. 「/」は、環境基準等が設定されていないことを示す。
 3. 「なし」は、水域類型・区分が定められていないことを示す。
 4. 水域類型・区分において、法は環境基本法に基づく環境基準、条例は尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号）

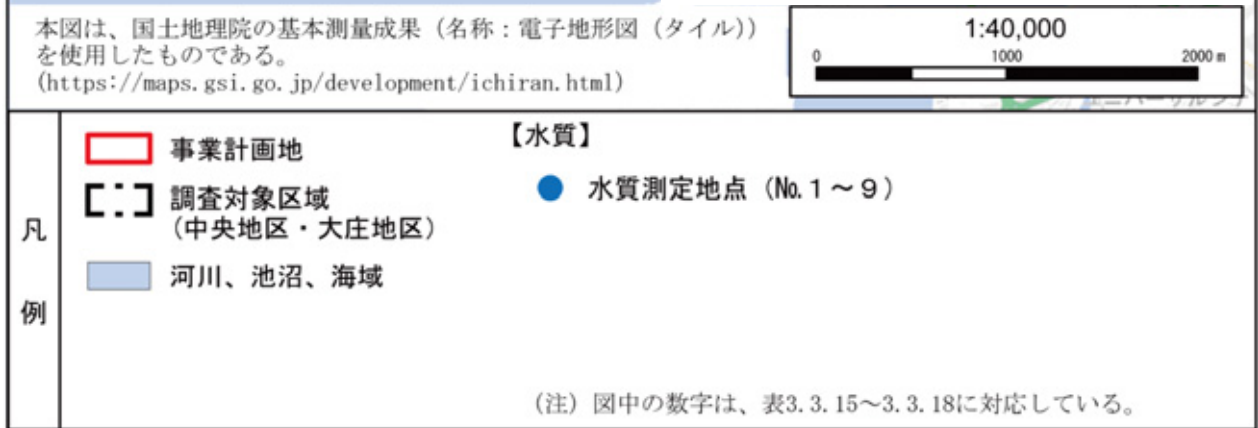
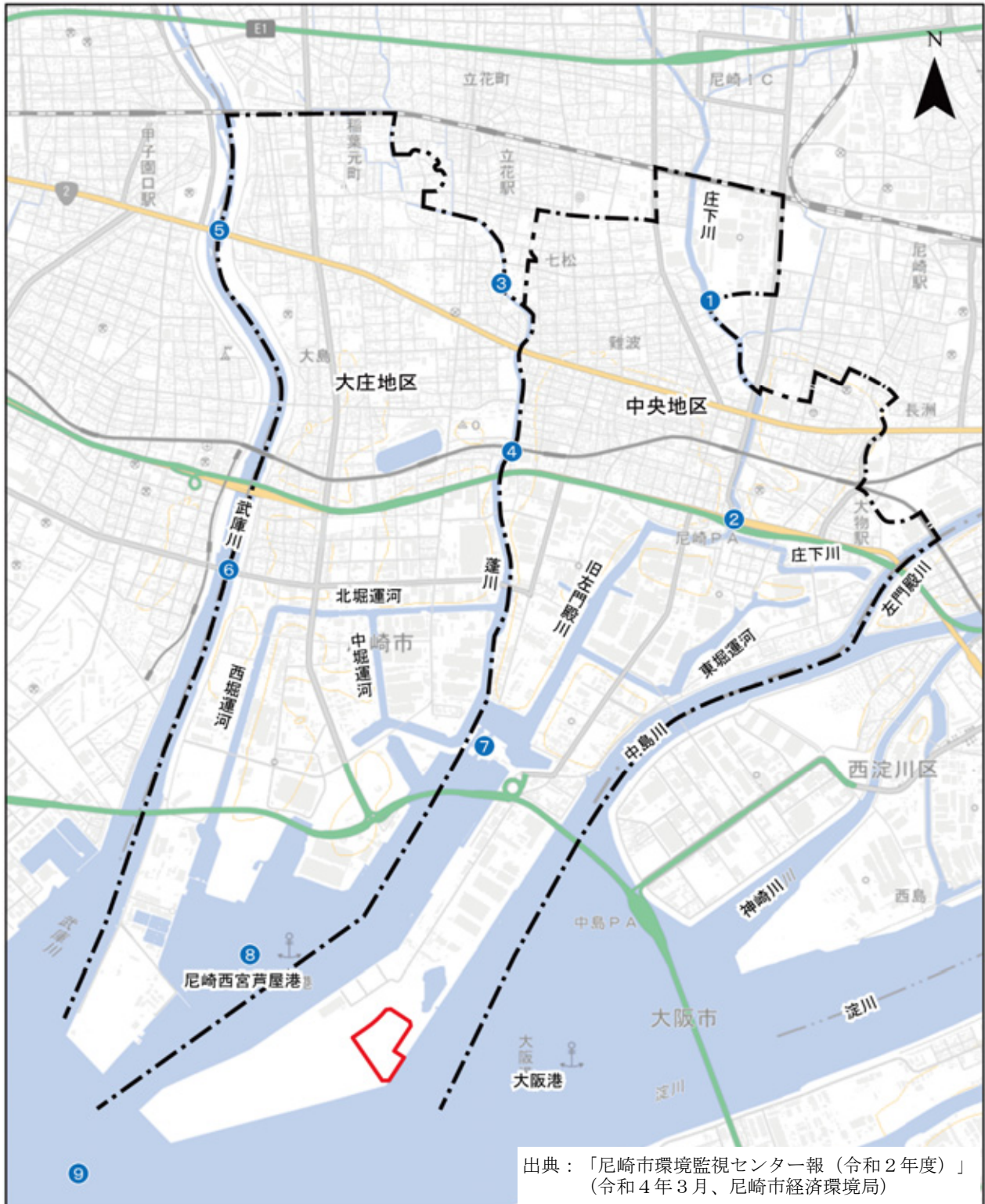


図 3.3.4 水質測定地点

表 3.3.16(1) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.1、波洲橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.4	8.1	0/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	7.0	13	9.7	0/6
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.7	1.9	1.2 (1.5)	0/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質濃度(SS)	mg/L	2	6	4	0/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.3×10^3	7.9×10^4	3.6×10^4	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.77	1.0	0.88	-/3
	全燐(T-P)	mg/L	0.035	0.084	0.058	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.005	0.013	0.009	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.83	0.62	0/3		
ふっ素	mg/L	0.35	0.33	0/2		
ほう素	mg/L	0.21	0.15	0/2		
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(2) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.2、庄下川橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH等】C（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.8	8.0	1/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.2	13	9.5	0/12
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	2.6	1.4 (1.8)	0/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	11	6	0/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	1.7×10 ³	2.8×10 ⁵	6.7×10 ⁴	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.55	1.0	0.82	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.037	0.1	0.075	-/4
	全亜鉛	mg/L	0.010	0.018	0.014	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00009	0.00015	0.00012	-/2
	LAS	mg/L	0.0023	0.0041	0.0032	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.002	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.82	0.49	0/4	
ふっ素	mg/L	0.26	0.24	0/2		
ほう素	mg/L	0.22	0.16	0/2		
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(3) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.3、南豊池橋（蓬川）
 水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.7	8.3	7.9	-/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.9	10	8.6	-/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.6	0.8 (0.9)	-/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	8	4	-/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.2×10 ³	4.9×10 ⁴	1.2×10 ⁴	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.28	0.7	0.58	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.035	0.073	0.06	-/4
	全亜鉛	mg/L	0.002	0.012	0.006	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00006	0.00007	0.00007	-/2
	LAS	mg/L	0.0011	0.0012	0.0012	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.002	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.53	0.37	0/4	
	ふっ素	mg/L	0.86	0.66	1/2	
	ほう素	mg/L	0.25	0.18	0/2	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。
 6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）
 「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(4) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.4、琴浦橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH等】なし（2級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.8	8.0	-/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.0	12	8.8	-/6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	4.5	2.1 (3.2)	-/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	9	6	-/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	7.9×10^2	1.3×10^4	4.3×10^3	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.7	0.92	0.82	-/3
	全燐(T-P)	mg/L	0.044	0.082	0.067	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.003	0.008	0.006	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.6	0.44	0/3	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(5) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.5、武庫大橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.6	8.4	8.0	0/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	7.4	13	9.6	0/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.6	1.0 (1.2)	0/12
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	15	3	0/12
	大腸菌群数	MPN/100mL	1.1×10 ³	2.2×10 ⁴	1.0×10 ⁴	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.3	0.94	0.6	-/4
	全燐(T-P)	mg/L	0.023	0.069	0.036	-/4
	全亜鉛	mg/L	<0.001	0.017	0.005	-/6
	ノニルフェノール	mg/L	0.00006	0.00008	0.00007	-/2
	LAS	mg/L	0.0006	0.0006	0.0006	-/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/6	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	0.001	0.001	0/6	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/6	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/6	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/2	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.73	0.35	0/4	
	ふっ素	mg/L	0.29	0.26	0/2	
	ほう素	mg/L	0.23	0.17	0/2	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書 -令和3年度版-」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(6) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.6、南武橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.7	8.3	7.9	0/6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.7	10	8.2	0/6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5	4.9	1.7 (1.6)	0/6
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	13	7	0/6
	大腸菌群数	MPN/100mL	7.9×10^1	3.3×10^4	9.9×10^3	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.65	1.8	1.1	-/3
	全磷(T-P)	mg/L	0.054	0.078	0.069	-/3
	全亜鉛	mg/L	0.004	0.010	0.006	-/4
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/2	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/2	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/2	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	—	—	—	
	シマジン	mg/L	—	—	—	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	—	—	—	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	1	0.5	0/3	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書 -令和3年度版-」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(7) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和2年度）

No.7、開門（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH等】C（運河）、【全窒素及び全燐】IV（なし）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	9.1	8.4	10/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	15	12	0/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.7	20	7.5 (7.7)	2/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	3.1×10 ¹	1.1×10 ³	3.0×10 ²	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	1.1	3.2	1.7	6/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.053	0.25	0.11	2/6
	全亜鉛	mg/L	0.009	0.018	0.0012	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00008	0.00011	0.0001	0/2
	LAS	mg/L	<0.0006	0.0006	0.0006	0/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目（健康項目）	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.002	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	0.8	0/6	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型（区分）について、（ ）内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
n：総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量(COD)の（ ）内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(8) 水質測定結果 (生活環境項目・健康項目 / 令和2年度)

No.8、尼崎港中央〔表層〕(大阪湾)

水域類型(区分):【pH等】C(海域)、【全窒素及び全燐】IV(海域)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.9	8.1	3/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.4	14	9.2	0/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.8	6.5	4.3(4.9)	0/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	5.0×10^0	1.8×10^2	5.5×10^1	-/6
	全窒素(T-N)	mg/L	0.32	1.1	0.76	1/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.059	0.11	0.086	3/6
	全亜鉛	mg/L	0.001	0.005	0.003	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00008	0.00011	0.0001	0/2
	LAS	mg/L	<0.0006	0.0011	0.0009	0/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目(健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.51	0.16	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型(区分)について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m: 環境基準の基準値を超える検体数(環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
n: 総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量(COD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報(令和2年度)」(令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「環境基本計画年次報告書—令和3年度版—」(令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.16(9) 水質測定結果（生活環境項目・健康項目 / 令和 2 年度）

No.8、尼崎港中央[中層：2 m]（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH 等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7.8	8.6	8.1	2/12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	1.0	12	7.2	1/12
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.0	6.7	3.6 (3.8)	0/12
	浮遊物質(SS)	mg/L	—	—	—	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—
	全窒素(T-N)	mg/L	0.38	1.2	0.7	1/6
	全燐(T-P)	mg/L	0.055	0.18	0.094	2/6
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目(健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.51	0.16	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. 化学的酸素要求量(COD)の()内は、日間平均値の75%値を示す。
 6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）
 「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.16(10) 水質測定結果 (生活環境項目・健康項目 / 令和2年度)

No.9、尼崎港沖[表層] (大阪湾)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (海域)、【全窒素及び全燐】IV (海域)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.5	8.7	8.0	3/12
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	5.3	11	8.5	0/12
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2.2	6.7	3.8 (4.0)	0/12
	浮遊物質 (SS)	mg/L	<0.5	<0.5	—	-/2
	大腸菌群数	MPN/100mL	2.3×10 ¹	1.1×10 ³	3.9×10 ²	-/6
	全窒素 (T-N)	mg/L	0.47	1.2	0.74	1/6
	全燐 (T-P)	mg/L	0.039	0.14	0.095	3/6
	全亜鉛	mg/L	0.005	0.011	0.008	0/4
	ノニルフェノール	mg/L	0.00009	0.00013	0.00011	0/2
	LAS	mg/L	<0.0006	0.0016	0.0011	0/2
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目 (健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.45	0.23	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
n: 総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量 (COD) の()内は、日間平均値の 75% 値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「環境基本計画年次報告書 - 令和3年度版 -」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.16(11) 水質測定結果 (生活環境項目・健康項目 / 令和2年度)

No.9、尼崎港沖[中層：2m] (大阪湾)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (海域)、【全窒素及び全燐】IV (海域)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	m/n
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.9	8.6	8.0	3/12
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	2.3	11	7.1	0/11
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.7	6.8	3.6 (4.3)	0/12
	浮遊物質 (SS)	mg/L	—	—	—	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—
	全窒素 (T-N)	mg/L	0.24	1	0.64	0/6
	全燐 (T-P)	mg/L	0.035	0.13	0.077	2/6
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—
	ノニルフェノール	mg/L	—	—	—	—
	LAS	mg/L	—	—	—	—
測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
人の健康の保護に係る項目 (健康項目)	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/4	
	全シアン	mg/L	ND	—	0/4	
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0/4	
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0/4	
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0/4	
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	0/4	
	アルキル水銀	mg/L	ND	—	0/4	
	PCB	mg/L	ND	—	0/1	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.0002	0/2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0/2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0/2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	mg/L	0.45	0.23	0/12	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	
	ほう素	mg/L	—	—	—	
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2		

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「基準なし」は環境基準等が設定されていないこと、「類型」は水域類型・水域区分が設定されていないことをそれぞれ示す。

3. m : 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
n : 総検体数

4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

5. 化学的酸素要求量 (COD) の ()内は、日間平均値の 75%値を示す。

6. 網掛けは、環境基準の基準値を超過していることを示す。

出典 : 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「環境基本計画年次報告書 -令和3年度版-」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.17(1) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.1、波洲橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH 等】C（2 級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	—		—	—
	ダイアジノン	mg/L	—		—	—
	フェニトロチオン	mg/L	—		—	—
	イソプロチオラン	mg/L	—		—	—
	オキシ銅	mg/L	—		—	—
	クロロタロニル	mg/L	—		—	—
	プロピザミド	mg/L	—		—	—
	EPN	mg/L	—		—	—
	ジクロロボス	mg/L	—		—	—
	フェノブカルブ	mg/L	—		—	—
	イプロベンホス	mg/L	—		—	—
	クロルニトロフェン	mg/L	—		—	—
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—		—	—
	ニッケル	mg/L	—		—	—
	モリブデン	mg/L	—		—	—
	アンチモン	mg/L	—		—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	—		—	—
全マンガン	mg/L	—		—	—	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	8	63	35	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.1	0.06	2/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.005	0.009	0.007	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.41	0.83	0.62	3/3
	磷酸性燐	mg/L	0.01	0.05	0.03	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.6×10^3	1.1×10^5	3.5×10^4	6/6
COD	mg/L	3.6	4.5	4 (4.1)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. COD の()内は、日間平均値の 75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(2) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.2、庄下川橋（庄下川）

水域類型（区分）：【pH 等】C（2 級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値	平均値	m/n	
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006	—	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	—	0/2	
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	—	0/2	
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	—	0/2	
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005	—	0/2	
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003	—	0/2	
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004	—	0/2	
	オキシ銅	mg/L	<0.004	—	0/2	
	クロロタロニル	mg/L	<0.004	—	0/2	
	プロピザミド	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	EPN	mg/L	<0.0006	—	0/2	
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002	—	0/2	
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008	—	0/2	
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001	—	-/2	
	トルエン	mg/L	<0.06	—	0/2	
	キシレン	mg/L	<0.04	—	0/2	
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003	—	0/1	
	ニッケル	mg/L	<0.001	—	-/1	
	モリブデン	mg/L	<0.007	—	0/1	
	アンチモン	mg/L	<0.002	—	0/1	
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002	—	0/2	
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001	—	0/1	
全マンガン	mg/L	0.04	—	0/1		
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.002	0.004	0.003	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.05	0.19	0.11	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	0.01	0.04	0.02	3/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	5	68	39	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	0.01	0.1	0.04	4/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.013	0.008	2/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.82	0.48	3/4
	磷酸性燐	mg/L	0.01	0.07	0.04	4/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/2
	一般細菌	個/mL	9.1×10^2	1.7×10^5	3.8×10^4	6/6
COD	mg/L	2.7	4.8	3.9 (4.2)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. COD の()内は、日間平均値の 75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(3) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

〔No.3、南豊池橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH 等】なし（2 級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし〕

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシ銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.03		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.002	0.002	0.002	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.01	0.17	0.07	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	0.02	0.03	0.02	3/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	19	760	140	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.02	0.01	3/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.008	0.006	1/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.53	0.37	3/4
	磷酸性燐	mg/L	0.02	0.04	0.03	4/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01	0.01	0.01	2/2
	一般細菌	個/mL	7.7×10^2	1.5×10^4	4.3×10^3	6/6
COD	mg/L	1.1	4	2.8 (3.2)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. COD の()内は、日間平均値の 75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(4) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.4、琴浦橋（蓬川）

水域類型（区分）：【pH 等】なし（2 級水域）、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	—		—	—
	ダイアジノン	mg/L	—		—	—
	フェニトロチオン	mg/L	—		—	—
	イソプロチオラン	mg/L	—		—	—
	オキシ銅	mg/L	—		—	—
	クロロタロニル	mg/L	—		—	—
	プロピザミド	mg/L	—		—	—
	E P N	mg/L	—		—	—
	ジクロロボス	mg/L	—		—	—
	フェノブカルブ	mg/L	—		—	—
	イプロベンホス	mg/L	—		—	—
	クロルニトロフェン	mg/L	—		—	—
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—		—	—
	ニッケル	mg/L	—		—	—
	モリブデン	mg/L	—		—	—
	アンチモン	mg/L	—		—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0003		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	—		—	—
全マンガン	mg/L	—		—	—	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	210	7,600	3,400	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.15	0.1	2/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.016	0.017	0.017	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.24	0.59	0.43	3/3
	磷酸性磷	mg/L	0.01	0.05	0.02	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	1.8×10^2	3.2×10^4	7.3×10^3	6/6
COD	mg/L	3.2	5.9	4.5 (5.5)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. COD の()内は、日間平均値の 75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(5) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.5、武庫大橋（武庫川）

水域類型（区分）：【pH等】C（1級水域）、【全窒素及び全燐】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシ銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	0.001	0.002	0.001	3/3
	鉄（溶解性）	mg/L	0.01	0.09	0.04	3/3
	マンガン（溶解性）	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/3
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/3
その他項目	塩化物イオン	mg/L	6	65	37	12/12
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/4
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.008	0.006	2/4
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.73	0.35	3/4
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.04	0.04	1/4
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	0.01	0.01	1/2
	一般細菌	個/mL	6.9×10^2	1.1×10^4	5.0×10^3	6/6
	COD	mg/L	2.3	4.6	3.4 (3.4)	—

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(6) 水質測定結果 (要監視項目・特殊項目 / 令和2年度)

No.6、南武橋 (武庫川)
 水域類型 (区分) : 【pH等】C (1級水域)、【全窒素及び全磷】基準なし、【全亜鉛等】類型なし

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	—		—	—
	ダイアジノン	mg/L	—		—	—
	フェニトロチオン	mg/L	—		—	—
	イソプロチオラン	mg/L	—		—	—
	オキシ銅	mg/L	—		—	—
	クロロタロニル	mg/L	—		—	—
	プロピザミド	mg/L	—		—	—
	EPN	mg/L	—		—	—
	ジクロロボス	mg/L	—		—	—
	フェノブカルブ	mg/L	—		—	—
	イプロベンホス	mg/L	—		—	—
	クロルニトロフェン	mg/L	—		—	—
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—		—	—
	ニッケル	mg/L	—		—	—
	モリブデン	mg/L	—		—	—
	アンチモン	mg/L	—		—	—
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	—		—	—
全マンガン	mg/L	—		—	—	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.01	<0.01	—	0/1
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄 (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	マンガン (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	7	7,200	3,600	6/6
	塩素量	%	—	—	—	—
	アンモニア性窒素	mg/L	0.01	0.17	0.1	3/3
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.038	0.023	3/3
	硝酸性窒素	mg/L	0.11	0.98	0.49	3/3
	磷酸性磷	mg/L	0.03	0.04	0.03	3/3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.6×10^2	1.5×10^4	4.6×10^3	6/6
COD	mg/L	3.2	5.9	4.2 (5.1)	—	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型 (区分) が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
 n: 総検体数
 k: 報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。
 5. CODの()内は、日間平均値の75%値を示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.17(7) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No. 7、開門（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH 等】C（運河）、【全窒素及び全燐】IV（なし）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	0.01		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	0.011		—	-/1
	モリブデン	mg/L	0.022		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	6.3	9.8	7.9	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.22	0.09	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.035	0.093	0.056	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	0.52	1.3	0.77	6/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.04	0.03	2/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	1.6×10 ²	2.0×10 ³	6.0×10 ²	6/6
溶解性 COD	mg/L	2.3	4.6	3.9	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(8) 水質測定結果 (要監視項目・特殊項目 / 令和2年度)

No.8、尼崎港中央[表層] (大阪湾)

水域類型 (区分) : 【pH等】C (海域)、【全窒素及び全燐】IV (海域)、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシ銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄 (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	マンガン (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	5	17	13.5	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.06	0.03	4/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.051	0.028	5/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.46	0.2	5/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.06	0.05	2/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	2.2×10 ¹	4.3×10 ²	2.2×10 ²	6/6
溶解性COD	mg/L	1.9	3.8	2.7	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型 (区分) が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m: 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
 n: 総検体数
 k: 報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.17(9) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.8、尼崎港中央[中層：2 m]（大阪湾）
 水域類型（区分）：【pH 等】C（海域）、【全窒素及び全磷】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	<0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	9.6	18	15.8	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.05	0.03	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.046	0.024	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.23	0.14	4/6
	磷酸性磷	mg/L	<0.01	0.06	0.03	3/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	—	—	—	—
溶解性 COD	mg/L	1.3	4	2.3	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(10) 水質測定結果（要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度）

No.9、尼崎港沖[表層]（大阪湾）

水域類型（区分）：【pH 等】C（海域）、【全窒素及び全燐】IV（海域）、【全亜鉛等】生物A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	3.6	16	12.2	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.18	0.07	3/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	0.046	0.028	6/6
	硝酸性窒素	mg/L	0.11	0.42	0.28	6/6
	磷酸性燐	mg/L	<0.01	0.1	0.05	4/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	9.3×10 ¹	2.9×10 ³	9.1×10 ²	6/6
溶解性 COD	mg/L	1.9	3.6	2.7	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型（区分）について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型（区分）が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m：環境基準の基準値を超える検体数（環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す）
 n：総検体数
 k：報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.17(11) 水質測定結果 (要監視項目・特殊項目 / 令和 2 年度)

No.9、尼崎港沖[中層：2 m] (大阪湾)
 水域類型 (区分) : 【pH 等】 C (海域)、【全窒素及び全磷】 IV (海域)、【全亜鉛等】 生物 A

測定項目		単位	最大値		平均値	m/n
要監視項目	クロロホルム	mg/L	<0.006		—	0/2
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		—	0/2
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006		—	0/2
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02		—	0/2
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008		—	0/2
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005		—	0/2
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003		—	0/2
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004		—	0/2
	オキシシン銅	mg/L	<0.004		—	0/2
	クロロタロニル	mg/L	<0.004		—	0/2
	プロピザミド	mg/L	<0.0008		—	0/2
	EPN	mg/L	<0.0006		—	0/2
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002		—	0/2
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008		—	0/2
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001		—	-/2
	トルエン	mg/L	<0.06		—	0/2
	キシレン	mg/L	<0.04		—	0/2
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003		—	0/1
	ニッケル	mg/L	<0.001		—	-/1
	モリブデン	mg/L	<0.007		—	0/1
	アンチモン	mg/L	<0.002		—	0/1
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.0002		—	0/2
	エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001		—	0/1
全マンガン	mg/L	0.02		—	0/1	
測定項目		単位	最小値	最大値	平均値	k/n
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	—	—	—
	鉄 (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	マンガン (溶解性)	mg/L	—	—	—	—
	クロム	mg/L	—	—	—	—
その他項目	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—
	塩素量	%	9.6	18	15.8	12/12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.01	0.03	0.03	4/6
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	0.045	0.026	5/6
	硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.32	0.21	3/6
	磷酸性磷	mg/L	<0.01	0.04	0.03	3/6
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	—	—
	一般細菌	個/mL	—	—	—	—
溶解性 COD	mg/L	1.2	3.7	2.3	12/12	

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。
 2. 水域類型 (区分) について、()内は尼崎市の環境をまもる条例に基づく水質汚濁に係る環境上の基準で定められた水域区分、「/」は環境基準等が設定されていないこと、「なし」は水域類型 (区分) が設定されていないことをそれぞれ示す。
 3. m : 環境基準の基準値を超える検体数 (環境基準が設定されていない項目においては「—」で示す)
 n : 総検体数
 k : 報告下限値及び定量下限値以上の検体数
 4. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値及び定量下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外又は出典に記載がないことを示す。

出典 : 「尼崎市環境監視センター報 (令和 2 年度)」 (令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局)

表 3.3.18 水質測定結果 (ダイオキシン類)

(単位 : pg-TEQ/L)

No.	測定地点	測定年度	測定結果
2	庄下川橋 (庄下川)	平成27年度	0.10
		平成28年度	0.11
		平成29年度	0.10
		平成30年度	0.26
		令和元年度	0.17
		令和2年度	0.26
3	南豊池橋 (蓬川)	平成27年度	0.076
		平成28年度	0.027
		平成29年度	0.022
		平成30年度	0.11
		令和元年度	0.10
		令和2年度	0.17

(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.4 に対応している。

2. 環境基準の基準値は、1 pg-TEQ/L 以下であること。

出典 : 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)

(2) 地下水

調査対象区域における地下水質調査は、地下水の全体的な水質の状況を把握するために行う概況調査で1地域が実施されている。調査対象区域の地下水質測定結果（地下水概況調査／令和2年度）は表3.3.19に、地下水質測定地域は図3.3.5に示すとおりである。

なお、測定地点の詳細な位置は公表されていないため、測定地域名の町丁界を示した。

地下水概況調査の結果は、全ての項目において環境基準の基準値又は指針値を満足している。

表3.3.19(1) 地下水質測定結果（地下水概況調査／令和2年度）

測定項目	単位	No. 1	環境基準の基準値
		北城内	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	ND	検出されないこと。
鉛	mg/L	0.004	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	ND	検出されないこと。
PCB	mg/L	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン ⁵⁾	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン ⁶⁾	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.93	10 以下
ほう素	mg/L	0.1	0.8 以下
ふっ素	mg/L	0.19	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

- (注) 1. 表中のNo.1は、図3.3.5に対応している。
 2. 試料採水日は、令和2年7月8日である。
 3. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外を示す。
 4. 環境基準の基準値又は指針値が設定されていない項目については「—」で示す。
 5. 別名「塩化ビニル」又は「塩化ビニルモノマー」とも言われている。
 6. 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）の改正（平成21年11月30日）により、シス-1,2-ジクロロエチレンはトランス-1,2-ジクロロエチレンとともに1,2-ジクロロエチレンとして扱われることとなった。

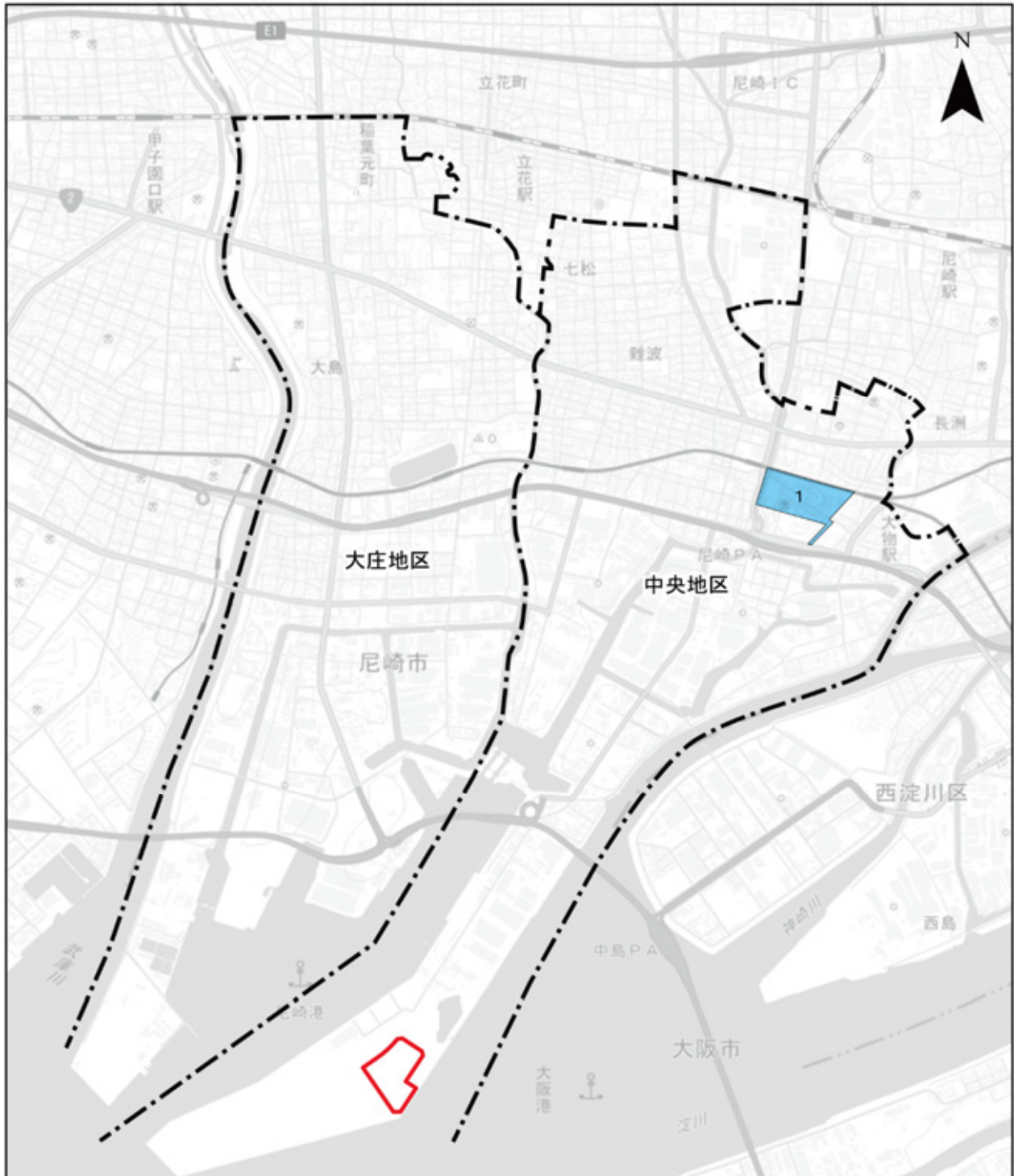
出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.19(2) 地下水質測定結果（地下水概況調査 / 令和 2 年度）

測定項目	単位	No. 1	指針値	
		北城内		
要 監 視 項 目	クロロホルム	mg/L	<0.006	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	0.2 以下
	イソキサチオン	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	<0.0005	0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	<0.004	0.04 以下
	オキシシン銅	mg/L	<0.004	0.04 以下
	クロロタロニル	mg/L	<0.004	0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	EPN	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	ジクロロボス	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	フェノブカルブ	mg/L	<0.002	0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	<0.0008	0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	<0.0001	—
	トルエン	mg/L	<0.06	0.6 以下
	キシレン	mg/L	<0.04	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.003	0.06 以下
	ニッケル	mg/L	0.001	—
	モリブデン	mg/L	<0.007	0.07 以下
アンチモン	mg/L	0.006	0.02 以下	
エピクロロヒドリン	mg/L	<0.0001	0.0004 以下	
全マンガン	mg/L	0.02	0.2 以下	
ウラン	mg/L	—	0.002 以下	
そ の 他 項 目	pH	—	7.1	—
	導電率電気伝導度	μs/cm	—	—
	塩化物イオン	mg/L	12	—
	大腸菌群数	個	4,900	—
	一般細菌	個/mL	1,200	—
	硝酸性窒素	mg/L	0.93	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	—	

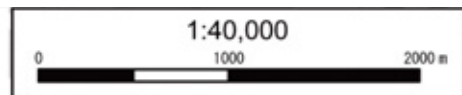
- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.5 に対応している。
 2. 試料採水日は、令和 2 年 7 月 8 日である。
 3. 各項目測定結果欄の「<」は報告下限値未満、「ND」は検出限界以下、「—」は測定項目対象外を示す。
 4. 環境基準の基準値又は指針値が設定されていない項目については「—」で示す。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和 2 年度）」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）



出典：「**ニ崎市環境監視センター報（令和2年度）**」（令和4年3月、**ニ崎市経済環境局**）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	 事業計画地	【地下水】	 地下水質測定地域（No.1）
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）		

（注）図中の数字は、表3.3.19に対応している。なお、詳細な位置は公表されていないため、測定地域名の町丁界を示している。

図 3.3.5 地下水質測定地域

3.3.5 底質

調査対象区域における底質調査は、河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の2地点、海域では閘門、尼崎港中央、尼崎港沖（大阪湾）の3地点で実施されている。また、ダイオキシン類調査は、庄下川橋（庄下川）及び南豊池橋（蓬川）の2地点で実施されている。

調査対象区域の底質測定結果は表 3.3.20～3.3.21 に、底質測定地点は図 3.3.6 に示すとおりである。

ダイオキシン類については、全ての地点において環境基準を達成している。なお、平成30年度に庄下川橋（庄下川）で17pg-TEQ/gが検出されたが、令和元年度以降は減少している。

表 3.3.20 底質測定結果

測定項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		庄下川橋 (庄下川)	琴浦橋 (蓬川)	閘門 (大阪湾)	尼崎港中央 (大阪湾)	尼崎港沖 (大阪湾)
色相	—	黒緑色	黒色	黒色	黒色	黒色
堆積物の組成		シルト	シルト	シルト	シルト	シルト
臭気		下水臭 (中)	硫化水素臭 (中)	油(精油廃液)臭 (中)	海藻臭 (中)	海藻臭 (強)
pH		8.1	8.3	8.1	8.0	7.9
水分	%	47.85	64.38	27.85	56.82	48.12
強熱減量		11.3	24.5	4.6	11.2	10.6
PCB	mg/kg・dry	0.12	0.04	0.16	0.04	0.07
総水銀		0.21	0.99	4.2	0.39	0.38
カドミウム		1.7	1.2	2.7	0.41	0.53
鉛		91	130	150	25	28
総クロム		38	100	170	21	24
砒素		12	29	13	13	20
トリブチルスズ化合物		0.032	0.074	0.44	0.0094	0.012
トリフェニルスズ化合物	<0.0004	0.064	0.24	0.0024	0.0007	

(注) 1. 表中のNoは、図 3.3.6 に対応している。

2. 試料採取日は、令和2年5月25日である。

3. トリブチルスズ化合物はトリブチルスズイオン換算値、トリフェニルスズ化合物はトリフェニルスズイオン換算値を記載した。

4. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、ダイオキシン類を除いて設定されていない。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

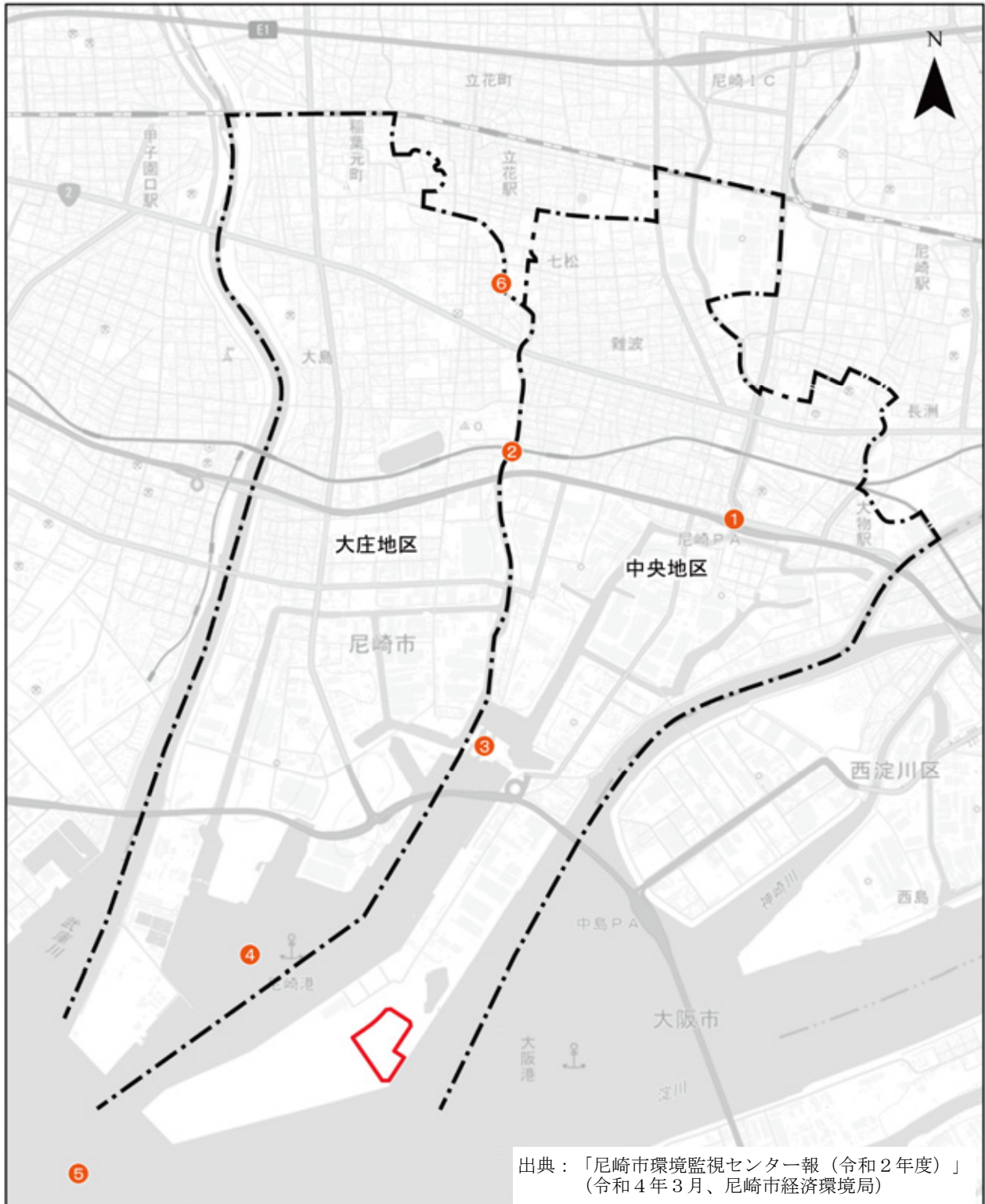
表 3.3.21 底質測定結果 (ダイオキシン類)

(単位: pg-TEQ/g)

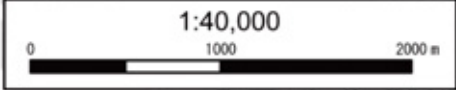
No.	測定地点	測定期間	測定結果
1	庄下川橋 (庄下川)	平成27年度	3.6
		平成28年度	3.6
		平成29年度	5.4
		平成30年度	17
		令和元年度	9.4
		令和2年度	6.1
6	南豊池橋 (蓬川)	平成27年度	0.65
		平成28年度	0.74
		平成29年度	0.68
		平成30年度	0.87
		令和元年度	0.72
		令和2年度	1.1

- (注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.6 に対応している。
 2. 環境基準の基準値は、150pg-TEQ/g 以下であること。

出典: 「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」 (令和4年3月、尼崎市経済環境局)



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	事業計画地	【底質】
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	底質測定地域 (No.1～6)

(注) 図中の数字は、表3.3.20～3.3.21に対応している。

図 3.3.6 底質測定地点

3.3.6 土壌汚染

調査対象区域における土壌調査は、ダイオキシン類調査について琴ノ浦高校（グラウンド）の1地点で実施されている。土壌中のダイオキシン類測定結果は表 3.3.22 に、土壌中のダイオキシン類測定地点は図 3.3.7 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

事業計画地の土地利用等履歴は、表 3.3.23 に示すとおりである。

事業計画地は、尼崎沖埋立処分場の一部であり、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること、埋立によってできた土地を活用して港湾の秩序ある整備を行い、地域の均衡ある発展に寄与することを目的として、昭和 57 年に広域処理場整備対象港湾に指定され、平成 2 年から廃棄物受入が行われている。なお、尼崎沖埋立処分場の進捗率は、令和 3 年 3 月末時点で 98.8%となっている。

表 3.3.22 土壌中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	測定地点	年度	測定結果
1	琴ノ浦高校	平成27年度	1.5
		平成28年度	2.0
		平成29年度	2.7
		平成30年度	1.9
		令和元年度	1.3
		令和2年度	0.93

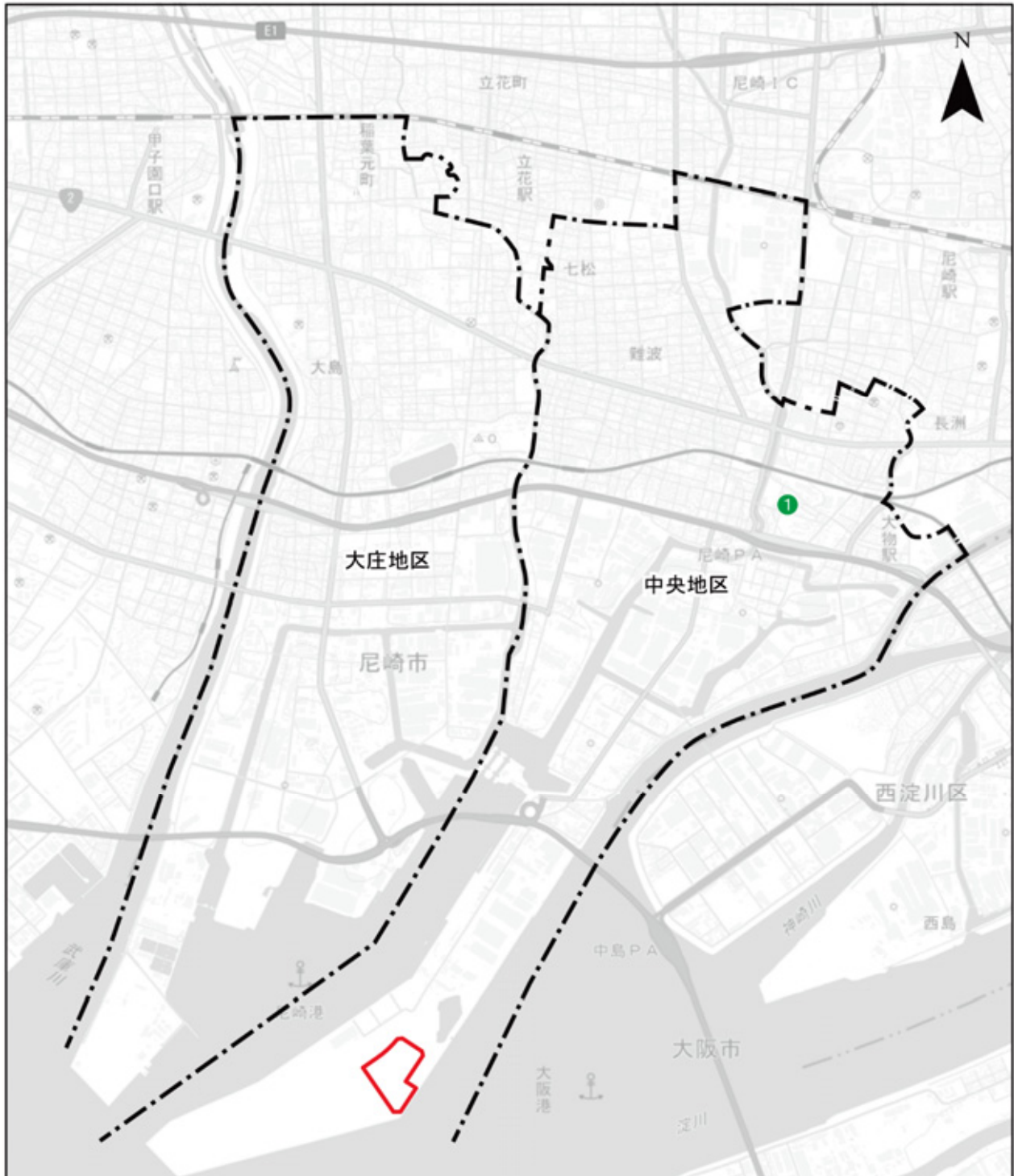
(注) 1. 表中のNo.は、図 3.3.7 に対応している。
2. 環境基準の基準値は、1,000pg-TEQ/g 以下であること。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

表 3.3.23 事業計画地の土地利用等履歴

日付	概要
昭和56年6月	広域臨海環境整備センター法が公布
昭和57年1月	センター法に基づき、厚生大臣より「広域処理対象区域」（近畿2府4県159市町村）、運輸大臣より「広域処理場整備対象港湾」（大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港）が指定
昭和57年3月	「大阪湾広域臨海環境整備センター」設立
昭和60年12月	基本計画の厚生・運輸両大臣認可（尼崎沖・泉大津沖埋立処分場）
平成2年1月	尼崎沖処分場廃棄物受入開始、尼崎基地廃棄物受入開始

出典：「計画の背景と経緯」（大阪湾広域臨海環境整備センター Web サイト）より作成



出典：「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」
 （令和4年3月、尼崎市経済環境局）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	 事業計画地	【土壌（ダイオキシン類）】
	 調査対象区域 （中央地区・大庄地区）	● ダイオキシン類測定地点（No.1）

（注）図中の数字は、表3.3.22に対応している。

図 3.3.7 土壌中ダイオキシン類測定地点

3.3.7 廃棄物及び資源循環

(1) 一般廃棄物

尼崎市における一般廃棄物排出量は、表 3.3.24 に示すとおりである。令和 2 年度のごみ総排出量は約 149 千 t、資源化量は約 14 千 t、リサイクル率は 12.3%となっている。ごみ総排出量は、おおむね横ばいで推移していたが、令和元年度以降前年度比約 3 %減で推移している。

表 3.3.24 尼崎市の一般廃棄物排出量の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ総排出量(t)	156,577	155,603	157,734	153,347	148,880
生活系ごみ搬入量(t)	95,396	95,689	97,337	96,439	97,413
事業系ごみ搬入量(t)	53,265	52,829	53,743	51,425	46,621
集団回収量(t)	7,916	7,085	6,654	5,483	4,846
資源化量(t)	13,227	14,030	14,286	13,638	13,689
リサイクル率(%)	13.65	14.12	13.50	12.59	12.34
直接焼却量(t)	127,490	123,164	128,087	126,740	125,003

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28～令和 2 年、環境省）

(2) 産業廃棄物

尼崎市における産業廃棄物排出量及び処理・再生利用量は、表 3.3.25 に示すとおりである。令和元年度の産業廃棄物総排出量は 2,764 千 t であり、このうち 2,484 千 t (89.9%) が中間処理によって減量され、220 千 t (7.9%) が再生利用、残りの 60 千 t (2.2%) が最終処分されている。産業廃棄物総排出量は、おおむね横ばいで推移している。

表 3.3.25 尼崎市の産業廃棄物排出量及び処理・再生利用量の経年変化（尼崎市）

区分	年度	計（総排出量） （千 t）	減量化量		再生利用量		最終処分量	
			（千 t）	（%）	（千 t）	（%）	（千 t）	（%）
	平成 27 年度	2,705	2,425	89.7	193	7.1	87	3.2
	平成 28 年度	2,880	2,512	87.2	308	10.7	60	2.1
	平成 29 年度	2,722	2,471	90.8	196	7.2	55	2.0
	平成 30 年度	2,734	2,468	90.3	213	7.8	53	1.9
	令和元年度	2,764	2,484	89.9	220	7.9	60	2.2

（注）各年度の値は推計値。

出典：「尼崎の環境 - 平成 29～令和 2 年度版 - 」

（平成 30 年 2 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月、尼崎市経済環境局）

「環境基本計画年次報告書 - 令和 3 年度版 - 」（令和 4 年 3 月、尼崎市経済環境局）

3.3.8 動植物

(1) 動植物

「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）は図3.3.8に示すとおりであり、調査対象区域を含む区画においてニホンザルの分布が確認されている。また、鳥類の集団繁殖地・ねぐら等は確認されておらず、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域等は指定されていない。武庫川においては、調査対象区域内外の計6地点において魚類調査が実施されており、表3.3.26に示すとおり38種が確認されている。

また、「環境影響評価書（阪神間都市計画ごみ焼却場尼崎市立クリーンセンター第2工場）」（平成12年8月、尼崎市）における、調査対象区域の近傍海域における水生生物の調査の結果、表3.3.27に示す種類数が確認されたが、自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。

表3.3.27 調査対象区域の近傍海域における水生生物の確認種類数

（単位：種類数）

	秋季	冬季	春季	夏季
植物プランクトン	23	21	27	33
動物プランクトン	21	24	20	23
魚卵	1	0	1	0
稚仔	3	1	0	3
底生動物	10	20	32	1
潮間帯生物（動物）	27	22	21	20
潮間帯生物（植物）	4	7	2	1

(2) 植生分布

調査対象区域の植生分布の概況は、図3.3.9に示すとおりである。調査対象区域は大部分が工場地帯及び市街地であり、事業計画地及びその周辺は造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。



図 3.3.8(1) 第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図

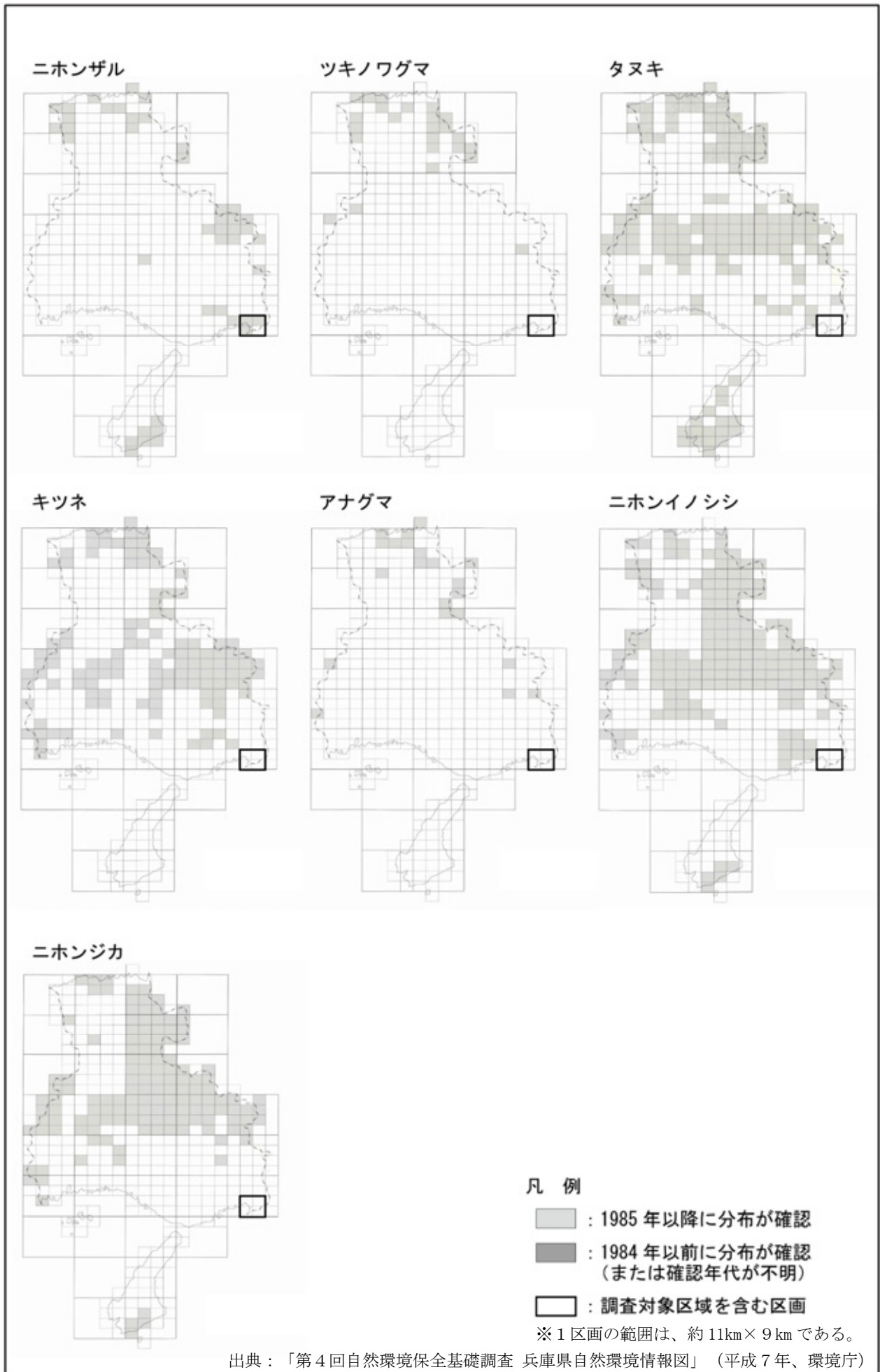
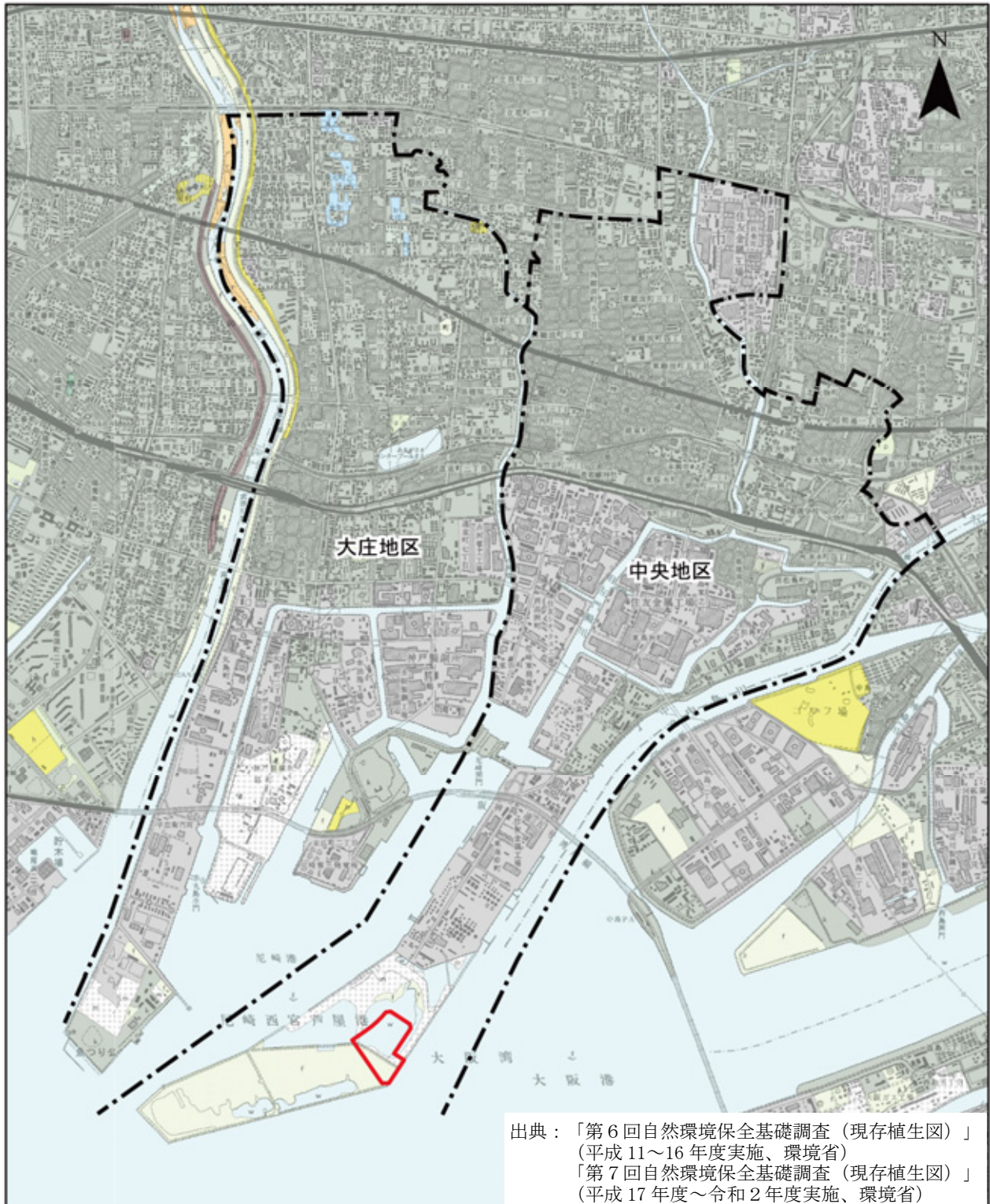


図 3.3.8(2) 第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図(動物分布図)

表 3.3.26 武庫川魚類調査結果

河川・湖沼名 魚種名	河川・湖沼名				河川・湖沼名 魚種名	河川・湖沼名			
	千種川	市川	武庫川	夢前川		千種川	市川	武庫川	夢前川
スナヤツメ	○	○			トビハゼ	○			
コノシロ	○	○	○	○	ビリンコ	○	○		○
サッパ				○	ウキゴリ		○		
ニジマス (スチールヘッド)	○	○	○		マハゼ	○	○	○	○
アマゴ	○	○		○	チチブ	○	○		
アユ	○	○	○	○	ヒメハゼ	○			
ワカサギ		○			ウロハゼ	○			
コイ類	○	○	○	○	アベハゼ		○		○
ムギツク	○	○	○	○	ゴクラクハゼ	○			
タモロコ	○	○	○	○	ヨシノボリ			○	
イトモロコ	○	○	○	○	カワヨシノボリ	○	○	○	○
スゴモロコ		○	○		ドンコ	○		○	○
ニゴイ	○	○	○	○	シマヨシノボリ	○			○
ズナガニゴイ	○		○		シモフリシマハゼ	○			
ヒガイ			○		ヌマチチブ	○			○
カマツカ	○	○	○	○	ヒモハゼ	○			
モツゴ		○	○	○	エドハゼ	○			
ウグイ	○	○			チクゼンハゼ	○			
タカハヤ	○	○		○	キセルハゼ	○			
ハス		○			クロソイ	○			
オイカワ	○	○	○	○	カジカ類		○		○
カワムツ	○	○	○	○	ブラックバス (オオクチバス)	○	○	○	○
キンブナ	○	○	○	○	ブルーギル	○	○	○	
ゲンゴロウブナ	○	○	○		アカザ	○		○	○
ヤリタナゴ	○			○					
アブラボテ	○		○	○					
カネヒラ			○						
シロヒレタビラ			○						
タイリクバラタナゴ	○	○	○						
ドジョウ類		○							
スジシマドジョウ	○	○	○	○					
シマドジョウ類	○	○	○	○					
ナマズ類	○		○	○					
ギギ	○	○	○	○					
ウナギ	○	○	○	○					
サヨリ類		○							
メダカ	○	○	○	○					
トウゴロウイワシ	○								
ボラ類		○	○	○					
メナダ	○	○	○	○					
セスジボラ	○	○	○	○					
カムルチー	○	○							
ヒイラギ			○						
スズキ	○	○	○	○					
オヤニラミ		○		○					
シマイサキ	○			○					
コトヒキ	○	○							
クロダイ		○		○					
キチヌ				○					
トサカギンボ	○								
ミミズハゼ	○	○		○					

出典：「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡 例	事業計画地	【植生】	市街地
	調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	93 クロマツ植林	i 緑の多い住宅地
		95 その他植林	p 残存・植栽樹群を持った公園、墓地用
		98 クスノキ植林	L 工場地帯
		h ゴルフ場・芝地	造成地
		s 牧草地	w 開放水域
		f 路傍・空地雑草群落	r 自然裸地
		b 水田雑草群落	

図 3.3.9 調査対象区域における植生分布の概況

3.3.9 地球温暖化

(1) 尼崎市における温室効果ガスの排出状況

尼崎市における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素）は、表 3.3.28 に示すとおりである。尼崎市から排出される温室効果ガスの約 99%を占める二酸化炭素について、令和 2 年度（速報値）の排出量は 2,494kt-CO₂であり、基準年度（平成 25 年度）の 3,502kt-CO₂から 28.8%減少している。二酸化炭素の部門別に見ると、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門では基準年と比較して排出量が減少しているが、その他（廃棄物分野等）では排出量が増加している。

表 3.3.28 尼崎市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素）

区 分	基準年度（平成 25 年度）		令和 2 年度（速報値）		平成 25 年度比 (%)
	排出量 (kt-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (kt-CO ₂)	割合 (%)	
産業部門	1,825	52.1	1,154	46.3	-36.8
業務その他部門	607	17.3	377	15.1	-37.8
家庭部門	605	17.3	522	20.9	-13.8
運輸部門	408	11.7	380	15.2	-6.9
その他(廃棄物分野等)	57	1.6	61	2.5	7.6
合 計	3,502	100.0	2,494	100.0	-28.8

- (注) 1. 各値は四捨五入をして記載しているため、合計値が一致しない場合がある。
 2. 各年の各項目の割合 (%) は、二酸化炭素合計排出量に対する各部門の排出量の比率である。
 3. 区分の定義は以下に示すとおりである。
 産 業 部 門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
 発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出
 業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
 家 庭 部 門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
 運 輸 部 門：自動車・鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
 その他(廃棄物分野等)：一般廃棄物の焼却処分に伴う排出等
 4. 「市内温室効果ガス排出量推計結果 報告書」では二酸化炭素のみを対象に推計を行うこととされている。

出典：「市内温室効果ガス排出量推計結果 報告書」（令和 4 年 3 月、尼崎市）

(2) 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標

尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標は、表 3.3.29 に示すとおりである。平成 31 年 3 月に策定された「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂）、尼崎市）によると、「令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 50%以上削減」の目標を掲げている。

表 3.3.29 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標

区 分	基準年度 (平成 25 年度 (2013 年度))	目標年度 削減目標 (令和 12 年度 (2030 年度))	
	排出量 (kt-CO ₂)	排出量 (kt-CO ₂)	削減率 (%)
産業部門	1,825	923	49.4
業務その他部門	607	304	49.9
家庭部門	605	234	61.4
運輸部門	408	250	38.8
その他（廃棄物分野等）	57	26	53.9
合 計	3,502	1,737	50.4

(注) 1. 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

2. 区分の定義は以下に示すとおりである。

産 業 部 門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業に関する工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出

発電所や熱供給事業所における自家消費分及び送配電ロスなどに伴う排出

業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出

家 庭 部 門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

運 輸 部 門：自動車・鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

その他(廃棄物分野等)：一般廃棄物の焼却処分に伴う排出など

出典：「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂）、尼崎市）

3.3.10 人と自然との触れ合い活動の場

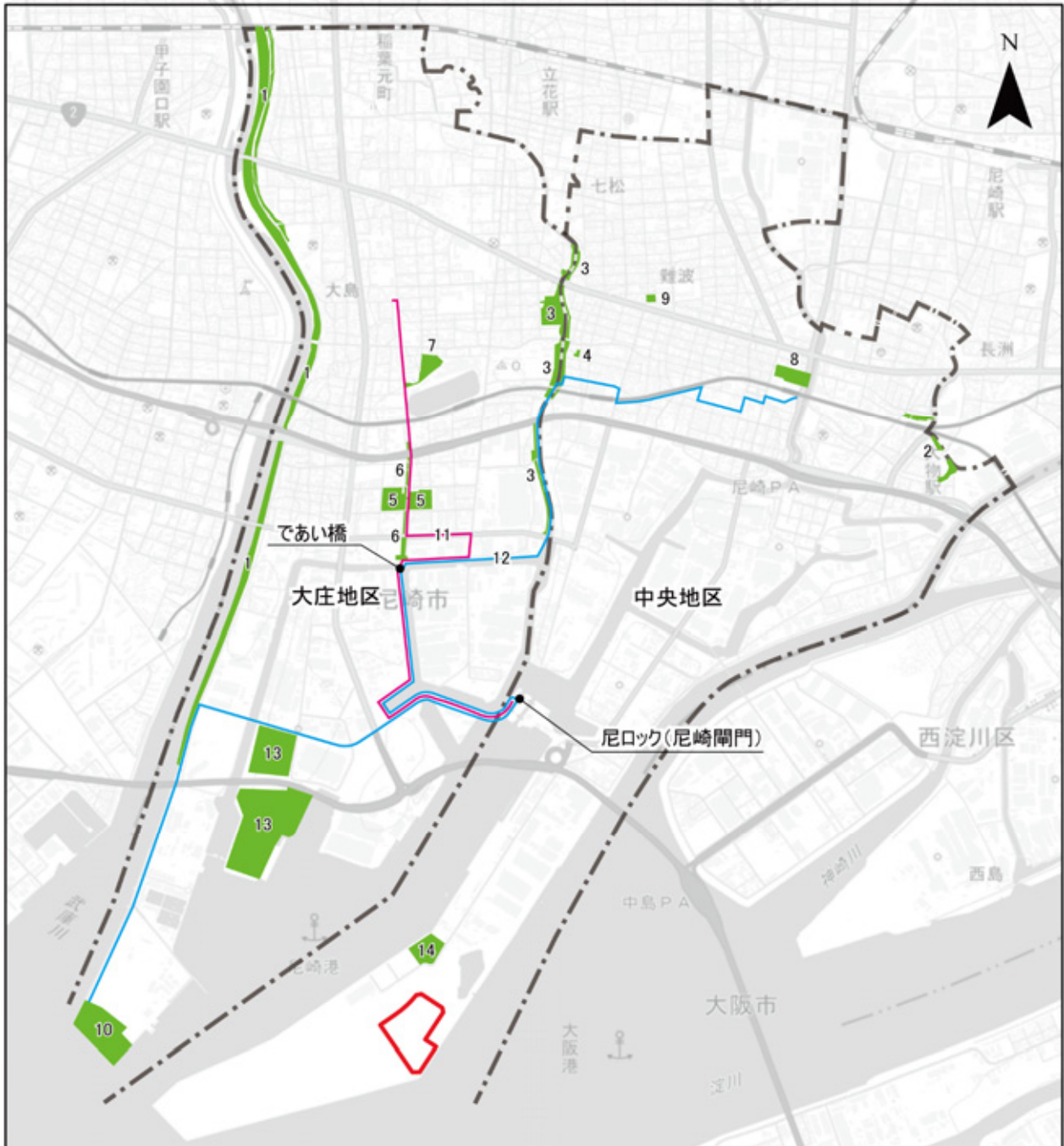
調査対象区域における人と自然との触れ合い活動の場の状況は表 3.3.30 に、人と自然との触れ合い活動の場の位置は図 3.3.10 に示すとおりである。調査対象区域には、桜並木を散策できる「武庫川河川緑地、大物川緑地・北浜公園、蓬川緑地・蓬川公園、祇園橋緑地・北堀運河緑地」、元民家の庭を日本庭園風にした公園「宮内公園」がある。また、元浜緑地、祇園橋緑地等を通り、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」、阪神尼崎駅から寺町、蓬川緑地、であい橋、尼ロック（尼崎閘門）、尼崎スポーツの森、尼崎市立魚釣り公園など、尼崎の名所をめぐるサイクリングロードとして整備されている全長約 11 kmのサイクリングコース「尼っ子リンリンロード」等が整備されている。

表 3.3.30 調査対象区域における人と自然との触れ合い活動の場の状況

No.	名 称	状 況	出 典
1	武庫川河川敷緑地	緑地・桜並木（約 2,000 本）	②③
2	大物川緑地・北浜公園	緑地・桜並木（約 300 本）	②③
3	蓬川緑地・蓬川公園	緑地・桜並木（約 1,000 本） バラ園（約 30 種約 640 本）	②③
4	宮内公園（日本庭園）	しだれ梅（約 15 本）	②③
5	元浜緑地	アジサイ（約 17 種 1,000 株）	①②③
6	祇園橋緑地・北堀運河緑地	緑地・桜並木（約 150 本）	②③
7	水明公園	バラ園（約 60 種 2,900 本）	②③
8	中央公園	立体遊歩道、四季折々の花	③
9	梅ノ木公園	梅林（白梅・紅梅約 40 本）	②③
10	魚釣り公園	多目的広場（海釣り）	①③
11	人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり	ウォーキングコース	④
12	尼っこリンリンロード	サイクリングロード	④
13	兵庫県立尼崎の森中央緑地	多目的広場（大芝生広場）	⑤
14	尼崎のびのび公園	六甲の山並みを背景に臨海部を眺望できる公園	⑥

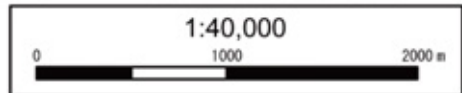
（注）表中のNo.は、図 3.3.9 に対応している。

- 出典：①「学び・文化・スポーツ／公園・自然林・レクリエーション施設」（尼崎市 Web サイト）
 ②「学び・文化・スポーツ／花と緑に親しむ」（尼崎市 Web サイト）
 ③「施設／まなぶ・レジャー／公園」（尼崎市 Web サイト）
 ④「学び・文化・スポーツ／尼崎で観光／歩いてめぐり・自転車でめぐり」（尼崎市 Web サイト）
 ⑤「兵庫県立尼崎の森中央公園」
 （兵庫県立尼崎の森中央公園 HP：<https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/>）
 ⑥「尼崎のびのび公園」
 （大阪湾環境保全協議会 HP：<https://www.osaka-wan.jp/202/photospot/hyogo/amagasaki3>）



出典：「学び・文化・スポーツ／公園・自然林・レクリエーション施設」（尼崎市 Web サイト）
 「学び・文化・スポーツ／花と緑に親しむ」（尼崎市 Web サイト）
 「施設／まなぶ・レジャー／公園」（尼崎市 Web サイト）
 「学び・文化・スポーツ／尼崎で観光／歩いてめぐる・自転車でめぐる」（尼崎市 Web サイト）
 「兵庫県立尼崎の森中央公園」
 （兵庫県立尼崎の森中央公園 HP：<https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/>）
 「尼崎のびのび公園」
 （大阪湾環境保全協議会 HP：<https://www.osaka-wan.jp/202/photospot/hyogo/amagasaki3>）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））
 を使用したものである。
 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)



凡例	 事業計画地	【人と自然との触れ合いの場】
	 調査対象区域 (中央地区・大庄地区)	 公園、緑地等 (No. 1～10、No.13～14)
		 ウォーキングコース (No.11)
		 サイクリングロード (No.12)
		(注) 図中の数字は、表3.3.29に対応している。

図 3.3.10 人と自然との触れ合い活動の場の位置

3.3.11 景 観

尼崎市域は、「尼崎市都市美形成計画」（2011年、尼崎市）において、図3.3.11に示すとおり都市美形成計画が定められている。事業計画地は、工業専用地域に指定されており、「尼崎市都市美形成条例」（昭和59年条例第41号（最終改正：令和2年条例第50号））別表第5項に該当する。また、用途地域による景観類型は臨海部工業景観であり、都市美誘導基準が建築物については建築物の配置形態、建築物の意匠、外構、工作物については意匠、色彩について定められているが、本事業は臨海部工業景観で届出の対象となる建築物・工作物を設置するものではないことから、該当しない¹⁾。

3.3.12 その他

令和2年度の尼崎市における公害苦情件数は、表3.3.31に示すとおりである。典型7公害に係る苦情のうち、騒音に係る苦情件数が最も多く119件、次いで大気汚染に係る苦情件数が57件、悪臭に係る苦情件数が29件となっている。

表 3.3.31 公害苦情件数（令和2年度）

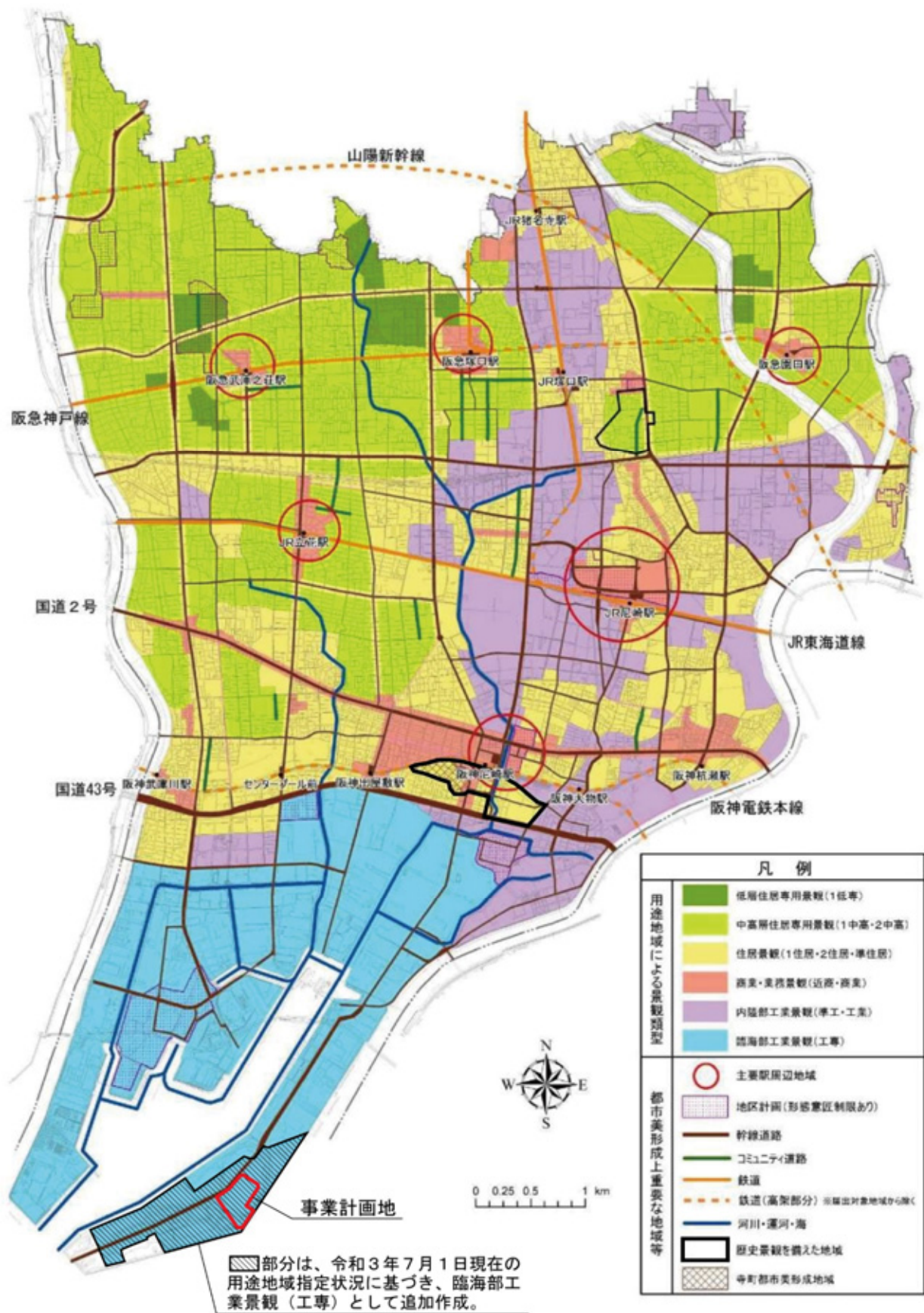
（単位：件）

市	典型7公害								典型7 公害以外 の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
尼崎市	57	23	0	119	13	0	29	241	0	241

（注）典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

出典：「環境白書 ー令和3年度版ー 資料編」（兵庫県 Web サイト）

（注）1. 「尼崎市都市美形成計画」（2011年、尼崎市）において、臨海部工業景観で届出の対象となる建築物・工作物の規模は、建築物が高さ18m以上・建築面積2,000m²以上・敷地が幹線道路等に接する長さ50m以上、工作物が高さ6mを超え、かつ、地上からの高さ30m以上と定められている。



出典：「尼崎市都市美形成計画 ～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」 (2011年、尼崎市)

図 3.3.11 都市美形成計画